

平成 21 年 第 2 回

宿毛市議会定例会議録

平成21年6月10日開会
平成21年6月22日閉会

宿毛市議会事務局

平成21年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成21年6月10日 水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第12号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時25分)	
陳情文書表	9

第 2 日 (平成21年6月11日 木曜日) 休会

第 3 日 (平成21年6月12日 金曜日) 休会

第 4 日 (平成21年6月13日 土曜日) 休会

第 5 日 (平成21年6月14日 日曜日) 休会

第 6 日 (平成21年6月15日 月曜日)

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	1 3
1 野々下昌文議員	1 3
市 長	1 4
教 育 長	1 5
野々下昌文議員	1 7
教 育 長	1 8
野々下昌文議員	1 9
2 松浦英夫議員	1 9
市 長	2 4
松浦英夫議員	3 0
市 長	3 2
松浦英夫議員	3 4
3 今城誠司議員	3 4
市 長	3 5
今城誠司議員	3 7
市 長	3 8
副 市 長	3 9
今城誠司議員	3 9
市 長	3 9
今城誠司議員	4 0
4 浦尻和伸議員	4 0
市 長	4 2
教 育 長	4 4
浦尻和伸議員	4 5
市 長	4 7
教 育 長	4 9
浦尻和伸議員	5 0
5 中平富宏議員	5 1
市 長	5 2
中平富宏議員	5 5
市 長	5 7
中平富宏議員	5 9
市 長	6 0
中平富宏議員	6 1
市 長	6 1
中平富宏議員	6 1
延 会（午後 3時27分）	

第 7 日 (平成 21 年 6 月 16 日 火曜日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
出席要求による出席者	6 3
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	6 5
1 中川 貢議員	6 5
市 長	7 1
教 育 長	7 4
市 長	7 5
中川 貢議員	7 5
市 長	7 8
教 育 長	8 0
中川 貢議員	8 1
教 育 長	8 2
中川 貢議員	8 3
2 岡崎利久議員	8 3
市 長	8 4
岡崎利久議員	8 5
市 長	8 6
岡崎利久議員	8 7
3 宮本有二議員	8 7
市 長	8 9
宮本有二議員	9 0
市 長	9 2
宮本有二議員	9 3
市 長	9 5
宮本有二議員	9 7
4 浅木 敏議員	9 7
市 長	1 0 1
浅木 敏議員	1 0 6
市 長	1 1 0
保健介護課長	1 1 1

浅木 敏議員	1 1 2
市 長	1 1 3
浅木 敏議員	1 1 3
○日程第2 議案第13号	1 1 4
（提案理由の説明）	
市 長	1 1 4
散 会（午後 3時40分）	
----- * ----- * -----	
第 8日（平成21年6月17日 水曜日）	
議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 5
出席要求による出席者	1 1 5
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第13号まで	1 1 7
質疑	1 1 7
1 松浦英夫議員	1 1 7
福祉事務所長	1 1 7
教育次長兼学校教育課長	1 1 8
松浦英夫議員	1 1 9
2 浅木 敏議員	1 1 9
企画課長	1 2 0
産業振興課長	1 2 0
建設課長	1 2 1
浅木 敏議員	1 2 2
建設課長	1 2 3
浅木 敏議員	1 2 3
委員会付託省略（議案第1号から議案第9号まで）	1 2 3
委員会付託（議案第10号から議案第13号まで）	1 2 3
散 会（午前10時42分）	
議案付託表	1 2 5
----- * ----- * -----	

第 9日（平成21年6月18日 木曜日） 休会

----- * ----- * -----

第10日（平成21年6月19日 金曜日） 休会

第11日（平成21年6月20日 土曜日）	休会
第12日（平成21年6月21日 日曜日）	休会
第13日（平成21年6月22日 月曜日）	
議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
事務局職員出席者	127
出席要求による出席者	127
開　　議（午後　1時01分）	
○日程第1　議案第1号から議案第13号まで	129
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決	129
（議案第3号）	
討論・表決	129
（議案第4号）	
討論・表決	129
（議案第5号から議案第9号まで）	
討論・表決	129
（議案第10号から議案第13号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	129
産業厚生常任委員長	130
質疑・討論・表決	130
○日程第2　陳情第12号外6件	
委員長報告	
（陳情第12号及び陳情第14号並びに陳情第17号、陳情第20号、 陳情第22号、陳情第24号）	
総務文教常任委員長	131
産業厚生常任委員長	131
質疑	131
（陳情第20号及び陳情第22号）	
討論・表決	131
（陳情第12号）	

討論・表決	132
(陳情第14号)	
討論・表決	132
(陳情第17号)	
討論・表決	132
(陳情第24号)	
討論	
浅木 敏議員（反対）	132
表決	133
(陳情第23号)	
継続審査	133
○日程第3 委員会調査について	133
継続調査	134
(閉会あいさつ)	
市長	134
閉会（午後 1時29分）	
委員会審査報告書	136
陳情審査報告書	138
閉会中の継続審査申出書	140
閉会中の継続調査申出書	141

付録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-4

平成21年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成21年6月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第12号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

議案第 4号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

議案第 5号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 6号 平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

議案第11号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第12号 財産の取得について

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第12号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君

2番 岡崎利久君

3番 野々下昌文君

4番 松浦英夫君

5番 浅木敏君

6番 中平富宏君

7番 有田都子君

8番 浦尻和伸君

9番 寺田公一君

10番 宮本有二君

11番 濱田陸紀君

12番 西郷典生君

13番 山本幸雄君

14番 中川貢君

15番 西 村 六 男 君 16番 岡 崎 求 君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

な し

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君
会計管理者兼会計課長 小島秀夫君
保健介護課長 三本義男君
環境課長 岩本克記君
人権推進課長 乾均君
産業振興課長 賴田達彦君
商工観光課長 津野元三君
建設課長 安澤伸一君
福祉事務所長 沢田清隆君
水道課長 豊島裕一君
教育委員長 松田典夫君
教育長 岡松泰君
教育次長兼学校教育課長 出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 有田修大君
センター所長 学校給食 センター所長 岡村好知君
千寿園長 辻中純君
農業委員会 事務局長 小野正二君

選舉管理委員
会事務局長 土居利充君

----- · · ----- · · -----

午前10時01分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成21年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において野々下昌文君及び有田都子君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月8日、議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に提案予定の案件等を慎重に審査した結果、本日から6月22日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月22日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月27日に開催されました第85回全国市議会議長会定例総会において、中川 貢君、西村六男君が議員30年以上の特別表彰を、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二

君が、議員10年以上の特別表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日までに、陳情4件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

市長から、6月3日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成20年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成21年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成20年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成21年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書、平成20年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書、平成21年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成20年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第63条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成21年第2回宿毛市議会定例会

にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、議長からご報告がございましたが、本市議会議員のうち、議長を含めて6名の方が、全国市議会議長会表彰を受けられましたことに対して、非常に喜ばしく、心からお祝いを申し上げます。

表彰を受けられました皆様におかれましては、今後とも宿毛市政発展のため、より一層のご活躍をされますよう、お願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、諸般の報告を申し上げます。

かねてより懸案の重要港湾宿毛湾港の池島第2防波堤の整備でございますが、去る5月29日、国の補正予算が成立した中で、直轄事業として、これは再開と申していいんでしょうか、着手することが決定になりました。

のことによりまして、安心して船舶の着岸できる港としての評価も上がり、幡多地域の産業振興や観光振興に大いに寄与するものと思われます。これもひとえに議会の議員の皆様方を始め、市民の皆様方や関係各位の熱い思いが通じたものと感謝を申し上げます。

今後とも関係機関とも連携を図り、早期完成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地場産業の育成及び地域ブランドを広く売り込んでいくことを目的としまして、本市が支援しております、すぐも酒造が、2種類の芋焼酎、「すぐもの芋」と「ざまに」の販売を6月5日から開始しましたので、ご報告をさせていただきます。

本商品は、地元で収穫したサツマイモをその日のうちに仕込む「朝掘り昼仕込み」という製造法で、こだわりの芋焼酎に仕上がっておりまして、ぜひご賞味をいただき、世に発信をしてまいりたいと、このように考えております。

ご協力を、ぜひお願いを申し上げます。

次に、去る5月12日に東京都で行われました平成21年度地域に開かれたダム全国連絡協議会総会におきまして、本会の現地交流会が本市で開催されることとなりましたので、ご報告を申し上げます。

開催日は、本年10月8日と9日の2日間で、北海道から九州まで、32の指定ダム所在市町村が集結して、意見交換等が行われます。

また、5月26日に三重県で行われました平成21年度全国離島振興協議会通常総会におきまして、本会の第1回支部事務局長会議が、本市の沖の島で開催されることも決定をいたしました。

開催日は、本年9月2日と3日の2日間で、北海道から沖縄までの19の支部及び本部から、事務局長が集結して意見交換等が行われることになりました。

それでは、報告事項につきまして、ご説明をいたします。

報告第1号は、平成20年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成21年3月定例議会において説明しましたので、省略をさせていただきますが、繰越額が確定しましたので、報告します。

本繰越明許費のうち、地域活性化・生活対策臨時交付金にかかるもので、主なものでございますが、市役所改修事業で3,800万円、定額給付金給付事業で4億9,723万7,000円、子育て応援特別手当給付事業で1,444万円、県営港湾事業負担金で1,599万9,000円、道路維持管理事業で1,600万円、雇用促進住宅取得事業で3,835万1,000円、小筑紫小学校改築事業で1,426万4,000円、教育通信環境改善事業で2,430万円などでございます。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金関係以外で、主なものでございますが、これは県営漁港事業負担金で716万円、地方道整備事業で1億472万4,000円などを、それぞれ繰越計算書のとおり、平成21年度に繰り越しをいたしました。

報告第2号は、平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の報告でございます。

年度末になりますて、後期高齢者医療保険料軽減措置が延長されたこと、及び同保険料の徴収方法が大幅に変更されたことに伴いまして、年度内のシステムの改修が間に合わなかったことによりまして、後期高齢者医療システム改修事業費を157万5,000円、繰越計算書のとおり、平成21年度に繰り越しました。

次に、平成20年度の各会計の決算状況について、お手元に資料を配付していますが、その概要のみを説明させていただきます。

実質収支で、一般会計は3,200万円余りの黒字決算となっております。また、特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、及び後期高齢者医療特別会計につきましても、黒字決算となっています。

しかしながら、単年度収支を見ますと、一般会計で1億1,000万円程度の赤字、特別会計におきましても、4会計で赤字決算となっていまして、厳しい財政状況であることには変わりはありません。

今後もこのような状況がしばらく続くものと予想されますので、宿毛市行政改革大綱・集中改革プランに沿って、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告事項の説明とさせてい

ただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第12号まで」の12議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも専決処分した事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成21年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。平成20年度決算において、国、県の医療費負担が収入未済となったことに伴う財源不足により、平成21年度予算から繰上充用をする必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

平成20年度決算において、給食費の保護者負担金の一部が未納となったことに伴う財源不足により、平成21年度予算から繰上充用をする必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、新たに奈良和世氏を推薦いたしく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第4号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

本年7月12日に任期満了となります監査委

員に、現委員の柴岡 敏氏を再選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億3,134万1,000円増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものでございますが、総務費の地域公共交通活性化・再生総合事業負担金として、811万8,000円、施設等整備基金積立金として8,518万2,000円、民生費のふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業委託料としまして、849万9,000円、労働費のふるさと雇用再生特別基金事業委託料として576万円、農林水産業費の宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金として1,337万7,000円、土木費の下水道事業特別会計繰出金として891万7,000円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものでございますが、県支出金が2,328万3,000円、財産収入としまして8,518万2,000円、繰入金として2,192万円などでございます。

議案第6号は、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で75万9,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、臨時雇い賃金の計上、及び高知県国民健康保険団体連合会負担金の増額でございます。

議案第7号は、平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

総額で132万円の増額をしようとするものです。

内容につきましては、臨時雇い賃金の計上でございます。

議案第8号は、平成21年度宿毛市下水道事

業特別会計補正予算でございます。

総額で、891万7,000円の増額をしようとするものでございますが、これは、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

議案第9号は、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で369万8,000円の増額をしようとするものです。

内容につきましては、社会保険診療報酬支払基金返還金の計上でございます。

議案第10号は、議会の議決すべき事件に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、去る4月27日に宿毛市と四万十市との連名で、定住自立圏構想に基づく中心市宣言書の調印を行ったことに伴い、今後、関係周辺自治体と定住自立圏形成協定の締結等をする場合には、地方自治法第96条第2項に基づく議会議決を経る必要がありますので、その旨を規定する本条例を制定しようとするとものでございます。

議案第11号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、地域振興の一環として、U・Iターン者向けの住宅を確保するとともに、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅の老朽化等に伴う代替住宅として、独立行政法人雇用能力開発機構が所有する雇用促進住宅を取得し、管理することに伴いまして、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第12号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、地域振興の一環として、転入者向け住宅を確保すること等の目的により、独立行政法人雇用能力開発機構が所有する雇用促進住宅を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本住宅の構造、規模につきましては、
鉄筋コンクリートづくり 5階建て 2棟で、建物
の延べ床面積は、集会所等の共同施設を合わせ
て 4,764.84 平方メートル、80 世帯が
入居可能となっております。

以上が提案申し上げました議案の内容でござ
います。よろしくご審議の上、適切なご決定を
賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説
明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の
説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、6月11日及び6月12
日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、6月11日及び6月12日は休会す
ることに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月11日から6月14日までの4日間休会
し、6月15日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時25分 散会

陳 情 文 書 表

平成 21 年第 2 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提出者	付託委員会
第 20 号	平成 21. 3. 23	浄化槽清掃許可、一般廃棄物収集運搬（し尿）の許可申請について	団 体	産業厚生
第 22 号	21. 6. 3	地元建築業界及び関連事業の振興について	団 体	〃
第 23 号	21. 6. 4	海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策について	団 体	総務文教
第 24 号	21. 6. 8	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	団 体	〃

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 21 年 6 月 10 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

平成21年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成21年6月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長	有田修大君
兼宿毛文教 センター所長	岡村好知君
学校給食 センター所長	村中純君
千寿園長	小野正二君
農業委員会 事務局長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。3番、公明党、野々下でございます。

このたびは、寺田議長、中平副議長の就任、大変におめでとうございます。

それでは、早速、寺田新議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私が質問するのは、小中学校の統合再編計画及び宿毛のスクールニューディール計画についてであります。

平成19年11月、宿毛市教育委員会より、宿毛市立小中学校統合再編計画が示されました。最初の統合計画であります小筑紫小学校の21年度統合予定に向けて、建設予定地での既存建築物の解体、撤去工事が既に始まっており、地域からは就業に対する期待の声も聞かれております。

しかし、第2次の統合計画であります大島、宿毛、松田川、橋上の宿毛地域の4小学校の24年度統合計画が示されておりますが、この計画では、本年21年度は基本計画が作成され、地元説明が終わることは示されております。

さきの3月議会で同僚議員の質問に対し、教育長は、新校舎の建設場所を旧県立宿毛病院の敷地を予定地として交渉しており、新校舎の建設位置のめどが立った時点で地元説明に入りたいと考えている、という答弁だったと記憶しておりますが、いまだ地元からは何らかの説明があつたり、話し合いがもたれたということは伺っておりません。

現在、21年の6月であり、当初の計画から

いうと1年半の大変なおくれとなっております。

現時点では建設位置も決まっていない、地元説明も行われないということであれば、24年度の統合は非常に不可能なことではないかと思われます。

地元の皆さんも、大変な不安を抱えております。また、宿毛市民にとっても、最大の関心事でもあります。宿毛市や教育委員会からは、地元説明がおくれていることに対し、何ら説明も、また計画変更も示されておりません。

このあたりで、地元の皆さんのが安心できる具体的な説明や、計画の見直しを示す必要があるのではないかと思いますが、教育長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、中学校の統合再編計画も同じことが言えるかと思います。小学校も中学校も、非常に広範囲な統合再編計画であり、低学年の子どもや通学距離を考えるとき、地元説明がスムーズにいくとはとても考えられません。

21年度一次補正予算では、小中学校の耐震化を進めるために、IS値0.3未満の耐震化工事はすべて今年度中に完成させるための予算が計上され、この国庫補助を活用すると、市町村の負担はIS値0.3未満で、全体事業費の6パーセント、IS値0.6未満で全体事業費の11パーセントで耐震化を行うことができ、また、改築工事ではIS値0.3未満の工事は、事業は実質地方負担9パーセントで改築工事ができる補助制度もできております。

また、6月4日の高知新聞には、高知市内の小中保の耐震化前倒し計画が掲載されておりました。

大きく国の対応も変わってきております。このようなことも加味しながら、教育委員会、教育審議会において、抜本的な計画の見直しも必要じゃないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続いて、宿毛のスクールニューディール計画についてであります。

今国会で5月29日可決成立した新経済対策に含まれるスクールニューディール構想は、事業費を1兆1,000億円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられております。

この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革するという視点が含まれています。

このスクールニューディール構想は、学校設備における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には、公立校を中心に、太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しして3年間で集中的に実施しようとするものであります。

国の新経済対策では、低炭素革命を中心に、中長期的な成長戦略の柱として位置づけております。

その代表的な取り組みが、最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも、太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置は、その大きな推進力となるはずです。

また、温暖化の防止や、子どもの遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的な効果も、大変期待をされております。

また、学校耐震化に関しては、特に緊急性の高い1万棟余りについて、23年度までの5年計画だったものを、21年度補正予算で2年間前倒しするという取り組みです。

学校は、子どもたちが1日の大半を過ごす活

動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要であります。

学校におけるICT環境の整備も急務の課題と言えます。ICT技術は、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が、子どもたちの教育現場にあってはならないという決意で、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ICT情報通信技術化などを進め、教育環境を充実させると同時に、経済の活性化を図るのが狙いであり、積極的に学校のICT化も進めていっていただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。

この構想を受けて、宿毛市の小中学校での太陽光発電パネル設置へ、今後、どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

2問目として、宿毛市の小中学校での運動場の芝生化への取り組みはあるのかどうか、お伺いをいたします。

3点目として、宿毛市の小中学校の耐震化の進捗状況と、前倒しでの取り組みはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

4点目として、宿毛市の校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

5点目として、小中学校のICT化に伴い、環境に対応できる技術修得は、教師の技術修得はどうされるのか。

以上、5点を伺いまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。野々下議員の質問の中で、計画等がございましたので、あつかましく、ちょっとしゃしゃり出てまいりました。教育長への質問ということでございますが、計画のことが出ましたの

で、少し教育長の答弁の前に話をさせていただきたいと思います。

19年11月、皆様方にご説明をしました学校再編計画、出したわけでございます。

施設の設置者として、市長部局の方にも関連がございますので、計画を立てるに当たって、教育審議会の方で、いろいろ教育委員会の方で計画を、原案として立てていただきました。そして、市長部局の方にその原案出されまして、財政の問題であるとか、立地の問題であるとか、そういうことも検討させていただいた上で、議会の方への説明もさせていただいたわけでございます。

私が、今、感じてますのは、19年にこの計画を策定して、皆さんにお示ししたわけでございますが、昨年度から、非常にリーマンショック以来、非常に財政の関係も厳しくなる。

一方では、財政が厳しいという形で、また政府の方からは、非常な地域活性化の臨時交付金とか、いうふうな制度も出てきております。

財政的には、少し持ち直しはしておるかなというふうなことは思いますが、立地の問題、先ほど県立病院跡地へのということでございました。立地の問題がございまして、まだ、県には要望を入れておりますが、この問題がまだ、県から正式によろしいというまでの返事をいただいておらないのは、今、現状でございます。

そういったことで、計画が一応立てておりますが、クリアすべき課題が、まだ、多々ございます。もちろん、その住民の方々に説明しなきゃいけない。そして、計画、説明した結果で、いろいろな、我々、考えも及ばないような事案も出てくるかもしれません。これはまだはつきりわかりませんが、そういったそのこともありますて、我々としても、ぜひこの計画はコンプリートされたもの、一応の計画としてはコンプリートされたものでございますけど、すべてそ

のとおりには、なかなかいかないかもしれないという懸念は、私も実は、正直申しまして持っております。

そういった中で、少しずつ、これからも変わることもあるうかなということは、私自身が思っておりますが、それにしても、変わるためにも、やはりこの変わるものについて、議会の方、それから皆さん方、これ关心を持っておられる市民の方々にも、ご意見もいただきながら、変えるときには変えていくというふうな、少し柔軟な姿勢を持って取り組まなきやいけない。

学校問題でございますから、子どもの安全、耐震化の問題も出ておりました。それから、学校のニーズの問題とか、いろいろな問題があつての統合計画を立てたわけでございますけど、これを、これからも柔軟な形で、皆様方に受け入れていただけるような形に持っていくべきやいけないなというふうなことを、今の時点では思っておりますので、そのことを、ちょっと先に申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

今、市長の方から、施設の設置者としての考え方を皆さんにお話があったと思いますけれども、何点か重なる点はあるかと思いますけれども、教育委員会としての考え方を、皆さんにお話したいと思っております。

学校再編につきましては、平成19年の10月に、宿毛市の教育審議会から答申を受けまして、それを受けまして、教育委員会において審議を重ねて、宿毛市立の小中学校再編計画というものを策定をいたしまして、それが高知新聞にも記載されまして、それから私の方としても、広報の中で小中学校の編成についての思いであ

るだとか、それから、枠組みであるとか、そういうものをお知らせをしたところであります。

学校統合につきましては、子どもたちにとつてよりよい教育環境、地域性を十分に考慮して、安心、安全な学校づくりのために、住民や保護者の皆さんとの理解をいただき、合意を得ながら進めなければならないと考えております。

今、野々下議員の質問の中にもありましたけれども、いろいろ議員の皆さんもお考えがありましようし、地域の方、それから保護者の方からも、いろいろな意見がございます。そのことにつきまして、朝令暮改的な、すぐ変えるような計画ではどうしようもございませんけれども、金科玉条的に、一遍決めたものはずっと通すという考えは、教育委員会としては持っておりますし、いろいろな、皆さんの意見を聞きながら、取り入れるべきところはしっかりと取り入れるべきだと考えております。

小筑紫地域の学校統合におきましても、保護者の皆さんにはもとより、地域の皆さんに十分とは言いませんけれども、熱心には、我々は説明を申し上げました。そして、一定の理解はしていただきまして、現在、校舎の建築に向けての取り組みを進んでおります。

一部ご理解をいただいていない地域につきましては、今後とも理解をいただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

その他、それに続きます宿毛地域の小学校の統合につきましては、市長の方から話がありましたけれども、まず、中学校の統合について、現実に即した計画を見直して、2回も3回も子どもたちが校区を変更しなければならないというようなことがあつたりしますので、その辺のこともしっかりと考えてまいりたいと思いますし、不安をいだいている保護者とか住民に説明する必要があるのではないかというご質問でございますけれども、子どもたちがどんな生活環

境の中で、学校生活を送ることが望ましいかを目指して、検討していく必要があると考えております。

いろいろな方々のご意見をお聞きする中で、多くの皆さんに理解をしていただけるような学校環境整備が図れるように、取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、スクールニューディール構想に基づく宿毛市の取り組み状況についてでございますけれども、国が推進をしておりますスクールニューディール構想においては、学校施設の耐震、それからエコ化、ＩＣＴ化をより推進させるために、新たな支援策が打ち出されております。

これらの支援策を活用しながら、宿毛市においても、学校の環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、太陽光の発電の設備の導入についてでございますけれども、統合の小筑紫小学校に設置を予定をしております。本市は、太陽の日照時間が比較的長いので、効率的な太陽光発電が可能であると考えております。

平成21年度には、小筑紫小学校の新校舎の屋根に出力30キロワットの太陽光発電設備を設置しまして、省エネ対策や、二酸化炭素排出抑制を図り、地球温暖化対策の推進につなげるとともに、子どもたちの教育の環境を大いに貢献できると、こういうふうに考えております。

次に、小中学校の運動場の芝生化につきましては、今回の国の構想の中に位置づけられておりますけれども、本年取り組むべき事業が多くありますし、優先順位を考える中では、今回は取り組む計画を立ておりません。

次に、学校施設の耐震化につきましては、現在では新基準による耐震施設であるものと、それから耐震補強した小中学校の全体の耐震化率につきましては、26.3パーセントとなっております。

今回の国の経済対策は、平成21年度限りの事業となっております。一部の学校を除きまして、これらの耐震診断を行って、実施計画、それから耐震化工事まで実施することは、非常に困難な状況であります。

耐震補強されていない学校につきましては、学校再編計画でも説明をさせていただきましたけれども、校舎の改築により、耐震をすることとなっております。

また、各学校の校内のLANの整備や、地上デジタルテレビ化の対応につきまして、それから電子黒板の導入についてでございますけれども、電子黒板、パソコンなどのICT機器や校内LANなどを駆使した、わかりやすい授業を実現するために、国において学校情報通信技術環境整備事業による補助要綱が制定をされております。

本市においても、その補助事業を活用させていただいて、学校のテレビのデジタル化、小学校の電子黒板の整備、授業用のパソコン及び教員へのパソコン整備、教室への校内LANの整備について、可能な限り整備をしてまいりたいと考えております。

また、これらのICT機器の整備により、情報教育の環境が整いましたら、その環境に伴う教育活動の対応が必要となってまいります。

県の教育委員会とも連携をしまして、教員の資質の向上のために、研修に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、電子黒板と申しましたけれども、電子黒板は来年、再来年から始まる小学校の外国語活動の中で、DVDを使って、英語に堪能な先生が小学校では多いですので、その電子黒板を使って授業を展開するというものに大変役立つと聞いております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

市長から学校の建築の場所は、市の方に要望しているけれども、返事がまだ来てないということですが、また、説明も考えているということですけれども、教育長の方から、説明については今後、検討していくと言われております。

この平成19年11月8日の高知新聞ですが、これにこのように、宿毛市が小中校再編、沖の島を除き4小1中にという見出しで掲載されており、その中に24年度には宿毛449人、当時だと思いますが、大島161人、松田川71人、橋上41人の4小学校を新築する小学校に統合するとしております。

この新聞は、多くの市民も見ており、1年半のおくれは大変心配であります。

やはり、早く、きっちりとした説明をするべきではないでしょうか、そのように思います。

ここまで計画がずれ込んでしまうと、先ほども言いましたけれども、中学校の再編計画、さきの3月議会で中平議員が言っていた小学校が先で、中学校が後からという問題ですが、小学校も、必ずしもここまでずれ込んでくると、小学校を先にということにもならないかと思います。

また、この計画の見直しについてですけれども、必ずしも、この教育長の言う話では、この計画にとらわれずに、いろいろな形で見直していくということですけれども、どうせ見直していくのであれば、前議会で同僚議員も指摘しておりましたが、小中一貫校の基本にした見直しも、学校再編計画の中に、もう一度検討課題として入れてみてはいかがと考えております。

また、スクールニューディール計画についてですが、今回の補正予算が最初で最後のチャンスといわれてますが、宿毛市教育委員会としては、精いっぱい、今の発表では精いっぱいの取

り組みをしていただいていると思われます。

これを余り活用しない市町村もあるようあります。ただひとつ、今回の取り組みで残念なことは、校庭の芝生化への取り組みが、そういう優先順位のことできていないということありますけれども、今までの既成概念では、芝生化イコール事業コストが高い、維持管理が大変というイメージを持たれていると思いますが、今、芝生の植栽方法として、ポット苗移植法が全国から注目をされております。

これは、鳥取方式とも呼ばれ、苗代等が非常に安いこと、特別な土壤改良を必要としないということから低コストで、事業コストは今までの張り芝方式では1平方メートル当たり1,000円から3,000円かかり、ポット方式では1平方メートル当たり80円から240円で行えるということで、年間維持管理費は、芝刈りと施肥のみで、1平方メートル当たり100円以内で行えるとしております。

この考案者は、ニュージーランドから鳥取に来ておりますニール・スミスさんといわれる方ですが、ほかにもメリットとして、植えつけや維持管理は、保護者と子どもが協力して行うということで、保護者間や親子の交流促進のきっかけや、また屋外活動の促進で、遊び方が変わってくる。変化が出てくる。温度上昇の抑制による適正化の向上、砂じんの飛散、土の流出防止、排水性の向上、美観によるいやし、情緒の安定などを挙げておられます。

この鳥取方式は、除草剤や農薬を一切使用しない、環境と利用者にも優しいことから、校庭の芝生化にももってこいで、専門業者でなくても、だれでも取り組むことは可能だといわれております。

特に、今後、統合再編計画後の空き地や運動公園の砂じんの飛散、土の流出が懸念をされまし、また、公園化にも役立つのではないでし

ょうか。

今後の研究課題としてはどうでしょうか。それを考えていただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

芝生化の問題につきましては、確かにいろいろ、子どもたちの健康・安全のためにだと、それから、その学校の周りの環境整備をすると、いろいろな意味で大切なことだとは思っておりますけれども、今回、宿毛市に交付金がいただいたのは、2億4,900万ぐらいのお金で、2億4,900万円のお金を、いろいろ学校の子どもたちにパソコンだと、電子黒板だと、いろいろなことに使いますので、ちょっと、順位が、先ほど申しましたように、それを軽んじたわけではないですけれども、その方が、学校の先生も希望しておりましたので、教育委員会の方で順序を下の方に下げさせていただきましたので、申しわけありません。

それから、学校再編のことにつきましては、ご指摘のように、大変、地元の説明が、宿毛地区の方、おくれておりまして、市長が申しましたように、ある程度、新しい校舎の設置する場所が決まってないと、なかなか説明がいきにくいのではないだろうか。ある程度の枠組みをお示しをしましたけれども、その中で、やはり松田川の方の近くに建てるだと、ちょっとわかりませんけれども、西の方へ建てる、東の方へ建てる、中央の方へ建てるということで、地域に説明するときに難しいことがあります、ちょっと遅くなっています。

それから、先ほど申しましたように、いろいろな皆さんの意見を考慮しながら進めていくということありますので、見直しもあり得るということで、少し時間をいただきたい。

それから、今から、今年度も教育審議会を開いて、教育委員会と協議するという形にもなるかと思いますので、そのように理解をしていただきたいと、こんなに思います。

それから、できるだけ早い時期に、しっかりとものをつくり上げて、それを教育委員会で検討をいたしまして、整理をして、地元説明にまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

先ほど、再質問の中で、小中一貫教育についてのお尋ねがあったと思いますけれども、その点が抜かっておりましたので、ご説明をいたします。

小学校6年間、それから中学校の3年間、その9年間の活動が分断されることなく、系統的な取り組みがなされて、小学校の教員、中学校の教員が連携をとりながら、英語であるだとか、理科、それから芸能教科、その専門教科を中学校の教員が専門性を生かして授業を実施することができて、より深い、子どもたちが興味を持って学習に取り組むことができるなど、そんなメリットがあるのではないかと考えております。小中一貫教育の中では。

そして、中学校の教員が小学生に教えることによって、中学校へ入学した際に、いろいろな中学校の授業のことであるだとか、それから中学校の活動に対する不安を解消できるということも、メリットではないかと思っております。

さらに、小中学校の教員が、相互に授業とか、生活指導のことで共同研究することによって、教員の指導力の向上が図れるなどの利点があると考えられております。

それから、本市におきましては、沖の島の小中学校で、中学校の教員が全員を、小学校の教員に兼任の発令をしております。小学校の授業を中学校の教員が実施をしております。

また、お隣の愛南町での組合立で設置をして

おります篠山小中学校においても、小中の一貫教育を実施をしております。

いずれも、1つの小学校から、そのまま中学校入学するケースであると思います。複数の小学校と中学校が一貫教育というのは難しいと思いますので、新しい枠組みができた中で、今、東京であるとか、横浜だと、小中一貫教育については、いろいろな取り組みがなされておりますし、それに、いろいろな子どもたちに育成しなければならない心だとか、学力だとか、保障される取り組みもなされております。

また、本市におきましても、片島中学校におきましても、小学校から中学校への入学によるギャップを、極力抑えるために、小学校と中学校の連携行事を実施をしております。小学校の教員と中学校の教員が、連絡会も開催しております。

これからは、これらの取り組みを進める中で、他の中学校区の、中学校と小学校の連携を深めていく取り組みについて、各学校で協議を進めてまいりたい、そんなふうにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 再編計画については、今後、教育審議会、教育委員会で検討して、改めて説明、発表していくということですので、いずれにしましても、今後の統合再編計画、子どもたちを第一に、子どもたち最優先の統合計画として考えていただきますようにお願いいたしますし、一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

平成19年の市議会議員選挙において、市民の皆さん方の審判をいただき、議会に初めて送っていただいたて早いもので任期も半分が経過を

し、折り返し点に入りました。

今まで、市民の思いや考え方行政に反映すべく、一般質問や議案質疑を通じて、提案なり、意見反映を行ってまいりました。今後も、一議員として、市民の目線に立ち、市民の幸せを追い求め、活動を行ってますので、皆さん方の温かいご指導、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、通告をいたしております内容につきまして、一般質問を行います。

まず、初めは、福祉行政について、何点かお伺いをいたします。

1点目は、医療費の無料化と子育て支援策についてであります。

市長は、平成19年11月に行われました市長選挙において、無投票で再選をされました。2期目の市政に臨むに当たっては、何よりも市民の目線を第一にしながら、元気を出して、今後4年間取り組んでまいりたいと抱負を語られております。

そして、基本的な考え方として、子どもの教育環境の整備を図ることは急務であるとの考えのもと、学校や保育園の再編は、削るだけではなく、働く保護者が利用しやすいようなサービスの充実を図っていきたい。そして、義務教育期間の医療費の無料化、あわせて子育て支援策についても、取り組んでまいりたいと述べられております。

この間、義務教育期間の医療費の無料化につきましては、とりあえず小学校卒業時までの拡大や、ひとり親家庭に対しての医療費の補助を行ったことについては、一定の評価をいたします。

子育てをしている皆さんからも、大変、喜ばれておるとのお話を聞いてまいりました。

お隣の土佐清水市では、既に義務教育期間中の医療費については、完全無料化が実施をされております。本市にとりましても、子育て支援

策の推進は、喫緊の課題であろうと存じますが、宿毛市としては、いつごろまでに義務教育期間中の医療費無料化の完全実施を行おうと計画をしているのか、市長の所見をお伺いいたします。

あわせて、宿毛市においても例外ではなく、少子化が非常に進んでおり、将来を考えた場合に、大変な問題であり、大きな課題でもあります。

現在、国や高知県においても、その対策に乗り出しており、本議会でも、今日まで議論はされてまいりました。制度や財政的な問題もあわせて考えなくてはなりませんので、国や高知県とも連携を図りながら、各種の施策を推進することも大変重要なことありますが、宿毛市独自に考えておるというか、取り組もうとしている子育て支援策、並びに少子化対策について、市長の所見をお伺いいたします。

私としては、国会において、先月の29日に成立いたしました平成21年度第一次補正予算の内容につきましては、総選挙を前にしての大盤振る舞いであり、ばらまき予算の感がいたしまして甚だ疑問に感じております。

その中に盛り込まれております子育て応援特別手当についてお伺いいたしますが、少子化対策は、先ほど少し触れましたが、安心して子どもを産み育てるようにするために、制度面での改善や、財政的な支援策、及び施設整備等の環境づくりを含め、国をあげて、継続的に取り組まなければ、その効果は出てこないものと考えます。

私といたしましては、定額給付金についての考えと同様であります。このような財源を市町村独自で活用できるならば、もっと有効に活用できるのではないかと考えます。

本年度1年限りのこの子育て応援特別手当について、市長としてどのように思っているのか、所見をお伺いいたします。

次は、少子化対策と関連いたしますが、保育園問題についてお伺いいたします。

先日、平田にあります高知西南中核工業団地の中で、比較的女性の労働者を多く雇用している会社を訪問して、保育園問題を初め、労働力の確保対策と雇用対策や、会社の抱えてているいろんな問題についてお話を聞く機会がありました。

現在、この工業団地では、宿毛市を中心として約830名の労働者が働いておりまして、宿毛市における工業生産並びに雇用の場として、大変重要な役割を果たしておりますことはご案内のとおりであります。

企業にとりましては、労働力を安定して確保しなければなりませんし、労働者にとりましても、安心して働き続ける環境を整え、しかも、働きながら子どもを産み育てができる要件を整えた会社が求められております。

これは、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの実現を図っていこうとする考え方であります。

以上の観点から、工業団地内にあります企業にとりまして、大きな課題となっておりますのは、働きながら子育てをしている方の確保対策であります。

その対策の1つとして、工業団地の中に保育園の設置を求める動きが出てまいります。団塊の世代が企業の第一線から去っていく今日の時代にあって、労働力の確保ということが、先ほども言いましたけれども、企業にとりまして大変重要な課題であります。

すぐれた、有能な職員の確保、並びに企業の定着を図る意味において、この会社だけの問題ではなく、工業団地全体で考えなければならない課題ではないかということで、最近になって、高知県の指導と助言を受けながら、アンケート調査を実施して、その保育ニーズの掘り起こし

をしようとしています。

近くに保育園があれば、子どもさんに何かあった場合でも、すぐに対応できますし、会社への通勤時や退社時における子どもの送り迎え等を考えた場合に、何かと便利になり、働く人のモチベーションも上がってくるものと考えます。

そして、その保育園に0歳児からの受け入れや、延長保育の態勢があれば、勤務体制に合わせて利用できます。

工業団地で働く若い労働者にとりましては、共通の願いであります。

この会社における育児休業の期間は1年とのことであり、子どもさんを出産した場合でも、核家族化とあわせて市内には0歳児からの受入態勢を整えた保育園は少なく、そのために、中にはやむなく退職をしなければならない状況に追い込まれている事例もあるようであります。

そして、この問題は、男女共同参画社会の実現がいわれておる今日において、単に女性だけの問題ではなく、男性も含めて、社会全体で真剣に考えなければならない課題であります。

そのほかにも、こうした働く女性に優しい保育体制が整った工業団地であれば、今後の企業誘致に向けての活動を進める場合においても、有効な手段として評価され、強くアピールできる材料ともなります。

こうした取り組みが企業の定着にもつながってくるものと考えます。

宿毛市としても、少子化対策並びに雇用対策として、一方、工業団地の果たす役割等を考えた場合に、工業団地内に保育園の設置を真剣に考えていく必要があるのではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、沖の島保育園の問題についてであります。

ご案内のとおり、現在、沖の島保育園は休園となっております。最近における沖の島地区の

状況を見てみると、昨年、20数年ぶりに島での結婚式がありました。この若い2人の間に、先月初め、かわいらしい子どもさんが誕生いたしました。

これに先立ちまして、島にUターンした、これまた若いご夫婦がおりまして、2歳になる子どもさんが誕生いたしております。

ことしの5月には、高知市の方から漁協に勤務するために、これまたIターンをした夫婦がおります。この方にも、3歳になる子どもさんがおられます。

また、本年の11月には、新しい命の誕生が予定をされております。久々に明るい話題が多く出てきておりまして、沖の島二世会の皆さんを中心して、島に活気が出てまいりました。

これらの保護者の皆さんにおかれましては、幼児教育の重要性を真剣に考えておりました。専門の保育士さんのもとでの幼児教育を希望いたしております。

そこでお伺いいたしますが、このような状況を受けて、沖の島保育園を早急に再開園することを、市長としても計画いたしているようにお聞きいたしますが、時期や方法を含めて、その計画の内容をお示しいただきたいと思います。

あわせて、この問題に対する市長の基本的な所見をお伺いいたします。

次は、行政改革大綱・集中改革プランについてお伺いいたします。

本議会においては、小中学校の再編計画については多くの議員の皆さんがある質問や質疑を通じて議論をしてまいりましたが、大綱に基づいた保育園の統廃合問題についての議論は少なかったのではないでしょうか。

宿毛市としても、行政改革大綱に基づき、1小学校区、1保育園との基本的な考え方のもと、統廃合を進めていくとのことであります。

宿毛市小中学校の再編計画を受けて、当初は

小筑紫地区の田の浦、栄喜の小学校、小筑紫小学校に統合していくとの方針でしたが、栄喜小学校の保護者や地区住民の理解を、現時点では得ることができないために、田の浦小学校と小筑紫小学校の統合を先行して実施することとなります。

その場合、1小学校区、1保育園との基本的な考え方ならば、保育園についても、栄喜保育園を存続していく考えなのか。行革大綱のとおりに、3園を1つに統合する計画なのか、いまだに明確な方針が提示されではおらないと思いますので、その方針についてお伺いいたします。

次に、離島振興計画についてあります。

現在の高知県並びに宿毛市の離島振興計画は、離島振興法の第4条において、離島振興対策実施地域の指定があった場合においては、関係都道府県は離島振興基本法に基づき、当該地域について、離島振興計画の作成が定められており、当該市町村にもその義務があることから、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画を作成しております。

この計画が、計画のとおりに実現するならば、沖の島なかんずく宿毛市にとりまして、すばらしい未来が開かれることになります。

宿毛市としても、離島振興法に基づき、離島振興計画を作成し、各種の取り組みを行っているところでありますが、計画作成から丸6年が経過いたしましたが、不十分な点も見られます。

計画を立案し、実行していく場合、あわせて効率的な行政運営を行う上で、PDCAサイクルを用いての検証が重要であるといわれております。多くの企業でも導入をいたしております。

すなわち、Pはプランで、企画立案。Dはドゥーで、実施行動。Cはチェックで、点検評価。Aはアクションで、見直し改善。これを繰り返して取り組むということあります。

市長におかれましては、日ごろより沖の島の振興につきましては、格段のご努力をされておりますが、島民の切なる思いに耳を傾けていただきたいと存じます。

行政とは、こうした地理的条件があるとはいえ、社会的に弱い立場に置かれている地域で生活している方々に、政治の光を当てていくことが本当に市民の目線に立った政治ではないでしょうか。

そうした観点に立ち、残された今後4年間の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

3点目は、消防本部の広域化計画についてお伺いいたします。

質問に入ります前に、日夜、住民の生命、財産を守るために奮闘しております消防職員並びに地域で、市民の先頭に立って頑張っております消防団員の皆さんのお活動に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、この消防本部の広域化計画は、幡多西部消防組合に関する事項であり、そして市長は、幡多西部消防組合の組合長でもあります。

現時点では、消防の広域化の問題について、幡多西部消防組合としての方向性は見出されておりませんので、答弁につきましては配慮される点もあるうかと存じますが、市民の安心した生活を守るために、消防行政は宿毛市にとりましても大変重要な事業であるとの観点から、質問をいたします。

消防につきましては、消防組織法の第1条において、消防の任務が明記されておりまして、消防はその施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とするとうたわれております。

市町村の消防の位置づけについては、同じく

第36条の中で、市町村の消防は消防庁長官または都道府県知事の運営管理、または行政運営に服することはないと明確に自治体消防の原則を明らかにしておりまして、市町村の行政の中でも、重要な位置づけをされております。

そして、今世紀半ばにも起こると予想されております南海地震を考えた場合にも、宿毛市にとりましても、大変重要な行政課題ではないでしょうか。

そして、消防組織法が平成18年6月に改正されました。改正をされました消防組織法に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針の中で、平成19年度までに都道府県において消防広域化推進計画を策定し、その後5年以内、すなわち平成24年度末までに消防の広域化の実現を目指すとの考え方のようあります。

そして、基本指針において、広域化の規模は一般論として、大きいほど望ましいとしつつ、消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等から、おおむね30万人以上の人口を1つの目標とすることが適当であるとしております。

高知県の各消防本部の所管事項を見てみると、高知市においては30万人を超えておりますが、それ以外の14消防本部では7万人未満と、すべてが小規模な消防本部であります。

ちなみに、幡多西部消防本部は、約3万1,700人であります。高知県においても、消防広域化検討推進委員会を設置して、消防の現状や将来の見通し、広域化の効果、広域化の組み合わせなど、さまざまな議論がされておるとお聞きします。

その中で、広域化の組み合わせの目安として、市町村合併構想と歩調を合わせる6ブロック案や、段階的に広域化を考えてはといった意見もありましたが、メリットを最大限に享受できると考えられる全県1ブロックが望ましいという意見が大勢を占めておるとのことあります。

高知県のおかれた地理的条件を考えた場合に、ただ人口規模のみで広域化を図るべきでないと考えますし、今後における高知県及び宿毛市の消防行政に多大な影響を与えるものと思います。

幾つかの問題が考えられます。消防本部と市町村の消防署との指揮命令系統の問題、広域化することにより、人事異動がこれに平行して広域化するのではないか。そのことにより、地理のわからない職員の異動が行われるのではないか。そして、今回の消防の広域化計画は、結局のところ、現在、県下に15あります消防本部を1つにすることであり、消防長は1人でよくなり、まさに消防のリストラであります。

そのことが、地域の消防力の低下につながるのではないかと考えます。

今、進められようとしている消防広域化計画のメリットはどのようなものであるか、そして市長として、この広域化計画についてどのように考えておるのかお伺いいたします。

次に、消防力格差の是正の観点からお伺いいたします。

広域化をするためには、全市町村の消防力を統一していくことが重要となります。各市町村における人口規模や、財政力によって、現実的に消防力に格差があるのが実態であります。

ちなみに、基準財政需要額の観点から見た場合に、平成17年度は県下全体で117億円でしたが、平成42年度には、平成17年度実績から約21億円、18パーセント減の96億円と予想されております。県下の消防本部の中で、一番減少率の高いのは室戸市で44.8パーセント、幡多西部消防本部は、22.3パーセント、金額にして1億2,400万円の減が予想されております。

このことにより、住民の生命、身体、財産を守るという最も基本的なサービスを行っている消防職員の確保にも大きな影響を与えるおそれ

があります。

私としては、高知県のおかれました地理的条件や、ますます進むであろう人口減を考えた場合、広域化を急ぐのではなく、地域の消防力の強化、並びに消防力格差の是正を図っていくことが非常に大きな課題ではないかと考えます。

このことについて、市長の所見をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、福祉行政についてでございますが、最初、個別それぞれあります。

福祉、非常に大切なことでございまして、まず、私、義務教育期間のことについて申し上げたいと思います。

前にも、どこかでお話をしたかもしれません、生まれてから義務教育、中学校を卒業するまで義務教育といわれております。やはりこれ、義務教育を受ける権利、受けさせる権利、いろいろな権利があろうかと思いますけど、これは、義務教育というふうに名前をつけた以上は、中学卒業までは義務教育を受ける権利がございます。

そうすると、受けるためにはどうするかで、やっぱり健康でなきやいけない。これは、健康でないと、義務教育を受けたくても受けられないというふうなことを、私は思っております。

そんなことで、これは国として、義務教育というふうに決めてあるんであれば、やはり卒業するまでは、教育を受ける中学生、3年生卒業するまでは、これは国が責任を持つべきじゃないかというふうなことを、実は思っているわけでございます。

いろいろ教育行政、先生の異動は県の教育委員会であるとか、先ほど申しました学校施設に

については、各市町村である。余り大したお金も出してくれないので、学校を建てかえろ、建てかえろ、そんな話があります。

それから、やはりこの健康で義務教育を受けるためには、それは国の責任においてやるべきではないかというのが、私の持論でございまして、そういうことを踏まえて、今、先ほど、最初の質問で、私自身も中学校までは医療費無料化したいんです。したくてたまらないんですが、懐ぐあいが非常に、やっぱり厳しいという部分もございまして、まず、最初に、じゃあ小学生までやろうじゃないかということで、議員の皆様にもご了解をいただいて、昨年の10月に予算もつけていただきまして、了解をいただきまして、実施をしているわけでございます。

この、やはり昨年10月に初めて、この小学校までの医療費無料化をいたしました。この、やっぱり検証もしながらやっていかなきやいけない。

試算でどれぐらいになるのか、その試算というよりも、実績でどれくらいな医療費が必要なのか。

小学校6年生ですから、13、4歳までですから、そうなりますと、その時点でどれぐらいの医療費が、無料化のときに要るのか。市の財政規模として、どれだけのものを投資しなきやいけない。

その後、中学生になりますと、だんだん、健康には自信を持ってきますから、3年間、この子どもたちを、医療費を無料化にするためには、どういったことを検証していかなきや。

多分、小学生の期間の3年間よりも、中学生の期間の3年間の方が、病気は少ないんじゃないかなというふうな、これはもう予想でございます。

だから、そういうことを、やっぱりきちんと検証しながら、医療費の無料化に向けて財源

確保しなきやいけない、こんなことを思っております。

そういうことで、私自身は、中学校については無料化、早くしたいんですが、9月いっぱいまで、小学校のことを検証しまして、できましたら、その財政とも、財源の確保をする上で、例えば、できましたらですよ、確約ではございませんから、これをもって確約だと知らないでいただきたいんですが、財政と問題を含めまして、来年4月から、できればいいなというふうなことは思っております。

いずれにしましても、これ、先ほど、一番最初に申し上げましたけど、やっぱり国とか県も含めてですね、三者一体となって取り組むべき問題であって、この義務教育までの医療費無料化については、国が最大限、これに投資していただきたいなというふうなのは、私自身の考えでございます。

それから、2点目でございますが、宿毛市における具体的な子育て支援策でございます。

先ほど申しました話とつながるわけでございます。

ただいまは、福祉事務所ばかりじゃなくて、保健介護課における母子保健対策。これは、妊娠の乳児一般健康審査の充実をやっております。それから、教育委員会における児童支援対策、これは放課後児童の健全育成事業等がやっております。

それから、いろいろな、各所管においてそれぞれ子育て支援を行っておるところでございますけど、福祉事務所所管で、先ほど、医療費の無料化を初め、これまで東部に、これは環境改善センターにおいてあるんですけど、子育て支援センターを、旧和田保育園に移転しまして、子育ての相談等を利用者に幅広く活用できる環境づくりに取り組んでいると、そういうふうなところでございます。

子育て支援、本当に、非常に大切な、大変な問題でございますけど、子育て支援、これ、先ほどの医療費の無料化と一緒にございまして、子どもが中学校まで、義務教育を終えるまでは、やはり健康で健やかに育ってほしいという意味から、これも国とか県とか、非常に三者一体で取り組まなきやいけない問題かなというふうなことは思っております。

それから、3点目になりますが、子育て応援特別手当というのを、今年度限りですか。これは21年度限りで、第1子まで拡大して、小学校就学前3年間に属する子どもということで、これは平成15年4月2日から18年4月1日生まれの子どもでございます。この子どもたちを対象に、1人当たり3万6,000円が支給されるということでございます。

現下の不況下で、全体の個人所得が減収しつつあることにかんがみて、臨時異例の措置として実施されたということでございますが、私自身も、この経済基盤となる現役世代の子育ての充実は非常に大切と思います。

それから、少子高齢化に歯どめをかけなきやいけない。そういうためには、やっぱり応援特別手当といわいで、応援手当というぐらいにして、やはり継続して、お母さん方、お父さん方、子育てをしている人たちに継続して、こういうものをやっぱり手当していっていただきたい、そういうふうに思っております。

次に、保育園の問題でございます。職住接近の保育園があるということは、非常に理想的だというふうには考えております。工業団地の果たす役割は、非常に大きいというものがございまして、工業団地に進出していただいている企業者の皆様には、非常に感謝をしているところでございます。

不況下で、少し社員が削減されているところ、また、きょう、実はけさ、工業団地内の会社の

社長さんにお会いしたわけでございますけど、少し、今から業績、業績と言いますか、事業を拡大していくかというふうなことも、ちょっといただきました。

具体的になつたら、またお話をさせていただけるということでございますが、雇用の問題に非常につながりますので、非常にありがたいということでございます。

その中で、次世代育成支援対策推進法、国が成立公布しておるわけでございますが、この中では、一定の労働者を雇用している事業主に、育成される。子どもが健やかに生まれて、育成される環境を整えなさいというふうな法律でございますけど、それ以外の事業主についても、同様に、努力義務があるだとか、そういうふうなことを決めております。

非常に、その義務を企業に対して課しているわけですけど、こういう不況下になると、どこが切られるかっていうと、やっぱりこんなものから切られていくというふうな状況が、私、あるんじゃないかなと思います。

ただ、こういったことを切っていくということは、非常に悲しいことでございますので、景気対策というのも、きちんと、やっぱりやらなきやいけないなというふうなことは思います。

工業団地への保育園の設置でございます。いつごろまで、何かせえということですけど、これ、気持ちはすごくわかります。気持ちはすごくわかりますが、今、非常に、現状を見ますと、保育園、生徒が少ないということもありまして、工業団地の隣接地域に平田保育園がございます。

保育園の統廃合が進む中で、被保護者のニーズに対応した保育を進めていかなきやいけない。

例えば、今、お話もありましたあれで、0歳児を、やはり要望があれば、これは、0歳児保育もしていかなきやいけないし、そういうことをするためには、保育園の先生を配置をしなき

やいけないというふうな問題もございます。

これ、その分については、現有の保育園についての0歳児の要望がありましたら、保育園の先生を配置することについては、もう絶対の努力をしてまいりたいと、このように思っておりますので。

今、工業団地内に保育園をつくれということに、ご提案でございますが、ちょっと難しい部分がございますので、今、いついつまでにこの中でやりますということは、ちょっとお答えができないことは残念に思っております。

次には、保育園の関係で、もう1つ沖の島保育園の再開でございます。

これ、沖の島の二世会の皆さんと、地元の活性化に向けて、日ごろからいろいろなことに取り組んでまいってもらっております。

こういったことにこたえるのが、行政の役目かなというふうなことも思いまして、先ほど、松浦議員から、お子さんが生まれる予定、それから生まれておるというふうなこともあります。

この生まれて、また沖の島の人たち、なかなか宿毛市全体だと思いますが、やっぱり夫婦で働いているというのが、我々の市域かなというふうに思います。

こういったことで、保育を受ける権利も、やっぱり生まれた子どもにはあると思いますので、沖の島の保育園を、やっぱり再開しなきやいけないという思いは、強く思っております。

そんなことで、保育園機能を、必ずやっぱりやらなきやいけないということは、これは確約をさせていただきたいと思います。

今思っておりますのは、保育園にプラスアルファしてはどうかというふうなことが、事業が出てきまして、その保育園だけではなくて、高齢化の進みます沖の島でございますが、高齢者の支援体制も非常に大きな課題であるというふうなことも思ってます。

現在、診療所を中心にしまして、各関係機関が支援体制に努めているところでございますけど、現時点での沖の島の事情を考えた場合に、赤ちゃんからお年寄りまで、障害者の有無にかかわらず、だれもが利用できる支援施設があれば、非常に効率がいいかなというふうなことで、こしの10月から、赤ちゃんからお年寄りまでが、みんなが利用できる多目的な施設として、保育機能を有しますふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業というものがございます。ちょっと長ったらしいんですが、これを10月から実施したいと考えまして、今後の補正予算への計上を考えておるところでございます。

次に、行革プランの件についてでございます。

保育園の統廃合によりまして、今後も1小学校区に1保育園を基本方針にはしておるところでございます。しかし、小筑紫地区につきましては、現在、松浦議員もご指摘のとおりでございますが、栄喜地区へのご理解をいただくよう、まだ教育委員会、それから、私も一度、現地もお伺いしまして、皆さんとお話をさせていただきました。

こういった形でご理解いただくように努力しておりますが、今だまだ、全体ではいただいておりません。

保育園に、これに伴う保育園の統合につきましても、学校統合の状況を見きわめながら、地震津波対策といった環境問題もございます。これを、じゃあ栄喜、田ノ浦。田ノ浦非常に、津波対策には有効でございますが、小筑紫に、じゃあ持っていくのかといったときに、小筑紫はご存じだと思いますけど、隣が砂置き場になっておりまして、冬場になりますと、皆さんゴーグルをかけて行かなきやいけない。それで、保育園の中に砂がざらざらになってくるというふうな、非常に環境面で問題があるところでございます。

そんなこともありますので、小筑紫にひとつ、1 小学校に 1 保育園という基本方針に従うんであれば、これは園舎の新築も含めて、今後、検討していかなければいけないんじゃないかなとうふうなことを思っております。

先週も、園長の会がございまして、園長先生方のお話も聞いております。

園長先生、一番現場で、保護者の意見とか、いろいろ聞いておりますので、そういった園長先生の意見、それから保護者さんの意見だとか、これからやっぱり聞かなきやいけないのかなというふうなことを思いまして、ここが非常に難しい問題抱えているところでございます。

そういうことで、ちょっと、はい、全部やりますよ。ここで小筑紫いきますよというふうなことは、ちょっと今、言い切れないかなと。そういう、もっと片づけなきやいけない問題がたくさんあるんじゃないかなというふうに思っております。

統廃合によりまして不便になったということを言われないように、乳児保育とか、延長保育の拡充など、保育サービスの充実には、十分配慮してまいりたいというふうに思います。

それから、次に、離島振興計画でございます。松浦議員からも、PDCAの、教えてもらつておりますが、私自身も全くそうだと思います。やっぱり計画を立てて、実行していく。そして、チェックもしていかなければいけないと。それから、反省もしなきやいけない。次に向かっていかなきやいけないというふうなことも思っております。

離島も大切ですし、中山間の市域から離れた山の方のことも大切です。これは、皆さんのが住んでいるところですから、これをないがしろにするというわけには、なかなかいきません。市内、この町の地域だけを、これが宿毛市域ではございませんので、宿毛市全土が、宿毛市の行

政区域でございますので、やはりそういったところにも、きちんとした、平等なサービスをやっていかなければいけないのは、十分、私自身も認識はしております。

離島振興計画、15年4月に策定されておるわけでございます。策定以降に、もう沖の島開発推進協議会、それから沖の島観光協会等の関係機関、それからやはり、我々、それから外からの人たちのお話も聞きながら、生活環境の整備とか、スクールバスの利用範囲の拡大による住民の交通手段の確保、それから有害鳥獣対策、それから、そういったことを含めて、計画の実現に向けての取り組みをしてきているわけでございます。

この間、旅行会社によります沖の島ツアーの実施もいたしましたし、現在では、沖の島アドベンチャーランが少し定着してきつつあるかなというふうなことも思っております。

それから、沖の島の情報発信として、ホームページも使用させていただいております。

地域主導による、先ほどの二世会の皆さん方についても、自分たちで自主的にやっていこうというふうな気概も聞いておりますし、そういった、何か島の人がやる気を持って、元気を出しているかなというふうなことも思っております。

交流人口の拡大が、やっぱり必要かなということも思っております。

ご指摘がありましたけれども、離島振興計画、なかなかそのとおりにはできない部分もございます。これは、反省はすべきところでございますけれども、事情がやはり、いろいろ財政状況であるとか、社会情勢の変化とか、そういうふうなものがありまして、進捗率が低いものもございます。そういったことで、これからも島民の声には真摯に耳を傾けまして、できるものから、住民の意向を踏まえまして、実施もして

きているつもりですけど、今後もなお一層、国の方では、全国離島振興協議会といいますか、離島の方々、首長さんの集まり、それからこれに財団法人の離島振興センター、離島センターというのがございまして、こういったところに行きますと、非常に情報が多く集まります。

私も、その幹事もさせていただいて、報告にもありますように、ことしの9月2日には全国の事務局長会議が、沖の島で開かれるようになりました。

こういった全国から来ていただくということは、いろんな情報が入って、沖の島に当てはまるものがこれから出てくるんじゃないかな。

だから、計画にないもの。計画の目標は、結局、沖の島、鵜来島のいわゆる振興でございますから、そういうたないものについても、時に応じて必要な事業は実施していかなきやいけないかなというふうなことを思っております。

それから、次に、消防本部の広域化でございますが、私も、実はこの内容について、漠然とした、この新聞記事ぐらいしか知らないもので、ちょっと調査もさせていただきました。

管轄人口が、おおむね10万人未満の小規模本部が多いということで、財政基盤が弱くて、人員や施設装備の面で課題があるということから、市町村の消防の広域化に関する基本方針で24年度をめどに広域化を目指すということをうたっているようでございまして、今後の高知県の広域化の推進における基本的な考えですが、これは高知県消防広域化計画におきまして、全県1ブロック案をスタート台として、現在、及び将来について、調査や分析を行って、市町村や消防本部と議論や調整を重ねて、市町村が適切に判断できるよう、計画を進めていくというふうなことを聞いております。

広域化がいいのか悪いのか、いろいろなメリット、デメリット論があろうかと思います。

私自身は、計画について、各市町村の負担金のあり方であるとか、職員の待遇の違い、それから地域消防団との連携等、さまざまな問題があるんじゃないかな。合併に象徴されるように、広域化すればいいというのもでもないんじゃないかなということは、自分の気持ちとして、今ありますが、今後の動向をやっぱり見ながら、適切な判断をしていかなきやいけないんじゃないかなというふうなことを思っております。

いつも思うことでございますが、消防団、地域の格差の問題もあるわけですが、うち、宿毛市におきましては、消防団員不足は、今はございません。本当に地域の皆様の熱い思いで、宿毛市におきましては、消防団の定数が498人でございますが、これを割ったことはないというふうに聞いておりまして、これ、地域の皆さんのが消防団ということで、やはり地域の安全をおれたちが守るんだという気持ちがすごくあって、消防団に入会していただいていると言っても過言じゃないかなというふうに思っております。

それから、消防車両の配備も含めて、消防力というものは充実しているんじゃないかなということを思っております。

それから、私自身が思うのは、この消防団の車両が、現在、トータルで36台あります。いろいろ、ポンプ車だとかいろんな種類がございますが、この36台ある車両を1年に1台ずつかえても36年かかる。それから、2台やったらその半分の年数で済むんですが、これは、いわゆる市の独自でやらなきやいけない財政でございます。

私自身も、先ほどの福祉の話ではございませんけど、国民の生命、財産を等しく守るんであれば、この消防団に対する、そして消防団の設備に対する、消防署の設備に対する、今度、救急車も3,000万近くかかります。そういう

たものを、やっぱり配備しなきゃならないのが、今の世の中でございますから、ぜひ、これはやっぱり国の責任において、少しは国費も投入してもらいたい。

やはり、国民の生命、財産。地震があつたり、津波きたら、だれが一番守るんですか。市民を、国民をといったときには、やはりこの地域の消防団の皆さんに負うところは非常に高いものがあるわけです。

だから、そういう装備をセットする。これは地方公共団体の責任もあるかもしれません、國民が等しく、そうやって守らなきゃならないと。守られなきゃならないということであれば、これはやっぱり國の責任で、こういった装備費をセットしてもらいたいというのが、自分の気持ちでございます。

だから、広域とかをやりなさいとかいうて押しつけるばかりじゃなくて、こういった基本的に地域の消防をどうしていくかということを、きちんと、具体的に考えていただいて、やはり國も地方公共団体もセットになって、住民の皆さんのが安全を守っていくという基本的なものから、やっぱり考えを進めていくってもらって、その上で広域がいいのか、今の状態がいいのか、それとも中域的なものがいいのか、そういったことにつなげていくのが本当ではなかろうかなと、こんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 4番、若干、再質問をさせていただきたいと思います。

市長から、何点か前向きなお話も、期待の見える話も聞かせてもらいました。

医療費の問題も初め、そしてまた、沖の島の開園の問題等含めて、前向きなお話をいただきました。

市の財政も厳しいということは、十分理解を

いたしております。けれども、市民の今日の経済状況の中で、市民の生活も大変厳しいという状況でありますので、今、答弁された問題については、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

1点だけ、これも提案でありますけれども、いろいろインターネットでずっと調べてみると、各自治体独自で子育て、出産、子育て対策、今、少子化対策か、の関係で、出産手当という形で対応しておる自治体もあるようでございます。

昨年、宿毛市では189名、これは市民課の方で聞いた数字ですけれども、宿毛市に住民票を置いている方で、出産された方が189名ということになります。

1つの方法として、こういうこともいかがなものかなというふうに思います。

私としては、例えば第一子が出産された場合には1万円、第2子が出産された場合には2万円、第3子が生まれた場合には3万円、こういう、これで見ると財政的にも、そんなに難しい数字ではないかなと思いますので、市長の所見をお伺いいたします。

それと、保育園の統合計画のことについて、1点質問させてもらいます。

現在、統廃合に向けて、地域住民、保護者の理解をいただくために、地元説明会を開催しているようですが、その対象者は、現在、統合が対象となる保育園に通園いたしておる保護者だけではないでしょうか。中央保育園の場合も同じでしたが、地元の住民を集めての説明ではなく、そのため地域住民の声が、統廃合計画に反映されていないのではないかと危惧をいたしますので、所見をお伺いいたします。

2点目は、離島振興計画、るる市長もお話をされました。私としても、いろいろと答弁された分については、理解をする部分がありますけ

れども、1点お伺いをいたします。

離島振興計画の中にうたわれております生活環境の整備という観点から、沖の島地区のし尿処理問題について、少し再質問をさせていただきたいと思います。

憲法25条第1項では、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして、第2項、ここが問題ですけれども、国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとうたわれております。

沖の島地区は、離島であるがゆえに、大変厳しい生活実態であることは、この議場にて何回となく発言をする中で、その改善を求めてまいりました。

反面、手つかずの美しい自然環境や、豊富な観光資源は、宿毛市にとりましてなくてはならない、大変貴重な財産でもあります。自然の中ではぐくまれた、温かい、人情豊かな島でもあり、もてなしの心がある島もあります。

本年の4月10日に、国土交通省は次世代に引き継ぎたい島の景観として、全国にあります離島の中から、島の宝100景を選定いたしました。

沖の島、鵜来島の石垣、石段とともにある暮らしがその1つに選ばれましたことは、ご案内のとおりであります。

今後は、こうした島のよさを生かした観光面での取り組みが求められておりますが、今回の補正予算にも見られますように、現実にその動きも出てきております。

現在、沖の島地区の住民を悩ましている大きな課題といいたしましては、高齢化とひとり暮らしが進む中で、し尿処理問題の解決があげられます。

現在では、少しずつではありますけれども、合併浄化槽の普及はいたしておりますが、依然

としてくみ取りを行っている家庭や、電気のくみ上げ機を購入し、個人で処理をしている家庭が大半を占めておるのではないかでしょうか。

合併浄化槽の設置業者にお話を聞いてみると、1基設置する場合の経費は、本土の場合には約80万円ぐらいで設置できますけれども、沖の島の場合、運搬費や地形的条件が悪く、また設置する場所にもよりますけれども、約倍近くの経費がかかるとのことであります。

合併浄化槽の設置については、宿毛市から1基当たり30万円の補助金があるとはいえ、全家庭への普及は大変困難なことあります。

この問題につきましては、沖の島開発促進協議会からも、毎年、宿毛市へ強い陳情がなされております。

前段で申し上げましたが、観光行政の一助となり、島を訪れる観光客も安心して、心地よく滞在でき、今後における沖の島での定住促進につながるものと考えます。

宿毛の町の中で生活をしている人たちは、バキュームカーも庭先まで来ることができ、ひとり暮らしや高齢者の方でも、安心して心地よい環境を整えることができます。

沖の島で生活している方も、同じ宿毛市民でありますですが、離島での生活であるがゆえに、こうしたサービスも受けることができない状況であります。

大変難しい、長年の課題であろうかと存じますが、沖の島地区のし尿処理問題を早急に解決していくかなければなりません。宿毛市行政としても、島民が島で安心して、快適な社会生活を営む上からも、まさに避けては通れない問題ではないでしょうか。

今回、私が質問いたします問題は、島内にあります公共の浄化槽の検査について、お伺いいたします。

沖の島地区には、法定検査を受けなければな

らない公共の浄化槽は13カ所くらいがありますが、浄化槽法第7条で、設置後の水質検査と第11条では、年1回の定期検査が義務づけられておりますが、検査の状況についてお伺いをいたします。

また、検査終了後の処理等について、今後、宿毛市としてはどのような対応をしようとしているのか、お伺いをいたします。

消防行政についてありますけれども、これについては、まだまだ消防組合いいますか、宿毛市としても結論が出ておらない問題もあります。基本的な市長の考え方を聞きたいという面で、質問をしましたので、一定、お話を聞きました。

消防行政についての再質問はいたしません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に、出産祝金制度を創設してはどうかというお話でございました。

この状況、先ほどもちょっと触れたかもしれませんのが、各自治体任せというふうなことがございます。非常に解決できない、大きな問題であるんじゃないかなと。

松浦議員からは、1つの方法として、189人という、1子について1万円を出せば、これは189万円ということでございます。これはもう、出してあげたい気持ちはやまやまでございますが、これもやっぱり財政と、ちょっと懐ぐらいも相談をしなきゃいけないかなというふうなことがございます。

子育て支援策として、こういうものをやる場合には、ずっとこれも継続していかなければいけないということもございますので、財政再建団体にならないための努力を、今までしてきたわけでございますので、そこの部分で、この18

9万円、来年もっとふえると、もっとありがたいんですが、それが第1子1万円ということをいけるかどうか、少し検討をさせてみてください。自分の懐ではないんですが、市の財政とちょっと相談をしないと何ともなりませんので。

これは、気持ちとしてはよくわかりますし、非常にいい提案かなというふうなことは思っております。

それから、保育所の統廃合について、地域住民の声が反映されてないんじゃないかなということでございます。

この3月末に、和田保育園が廃園となりまして、小規模保育園の統廃合は一步進んだわけでございますが、これは、直接、園児の保護者会を中心協議を続けてまいりました。

それから、和田地区につきましても、地区の総会におきまして、地区の皆さんと意見交換を行ってきたところでもございます。

その後に、地区長、それから役員さんに引き継がれた中で、地域のご理解をいただきて、和田保育園の廃園に至ったということでございます。

どこもそうだと思いますが、地区においては、保育園だとか学校がなくなることの寂しさというのは、非常に大きいものでございます。園児に対する具体的な意見は、保護者の方が中心であったかというふうなことは思いますけど、今後も保護者はもとよりでございます、地域の方々の理解が得られるように、地域説明会だとか、そういうこともしてまいりたいと、このように思います。

それから、沖の島のし尿処理問題で、るるご説明がありました。

ご存じのとおり、沖の島は、実は離島、ほかの離島なんかも、私ちょっと、いろいろと勉強もさせていただきましたけど、先ほどの全国離島振興協議会ですね。

地形的に、ご存じのとおり、石垣で、各家に今、くみ取りがありますが、それを、合併浄化槽を埋め込むというのは、非常に各家庭には無理な。例えば、石垣が壊れるとか、そういうふうな問題がございまして、そういう景観を大事にする以上は、各家というのは、なかなか難しいかなと。できれば、集合的なところで合併浄化槽をやっていくと、効果があるんじゃないかなという気はしております。

いずれにしても、先ほど、松浦議員おっしゃった問題、非常にもう大切な問題でございます。し尿処理というのは、やはり各家庭にもご老人が多くなってきておりますし、座るというよりも、もう足腰も弱くなっている。

そういう場合には、私自身は少し洋式も、トイレとしては要るんじゃないかなというふうなことは思っております。

どういった形で、合併浄化槽をこのように設置していく、皆さんに快適なし尿処理ができるかということを、本当に、まじめに島民の方々と一緒に考えていかないと、どんどんどんどん空き家がふえている状況もございますけど、やはり島民が生活しているわけでございますから、この問題というのは、人間が食べて排せつするということは、もう人間の基本的な問題でございますから、これは早急に対策と言いますか、対応をしていかなきやいけないというふうに思います。

ご質問の公共施設の浄化槽の検査状況でございます。この浄化槽の設置者は、浄化槽法によりまして、設置後の水質検査と、年1回の水質に関する定期検査、これは法定検査を受けなきやならないというふうになっております。

そのほかに、保守点検等につきましても、環境省令で定める回数を実施しなきやいけないことになっております。島内の公共施設については、これらの検査を実施しているところでござ

いますが、浄化槽の次に検査終了後の処理でございます。保守点検とあわせて行なきやいけない浄化槽の清掃です。

それから、これは清掃と、浄化槽の清掃というのは、つまり残った固体物のくみ取りをどう対応していくかということだということでございます。

固体物のくみ取りでございますが、これ、島内に専門の業者がおりません。そういうことで、これまでくみ取りができずになりました。20年度から工事の関係業者にもご協力をいただきまして、2回のくみ取りを行って、13カ所あります公共の施設のうち、5カ所のくみ取りを行うことができました。

これ、5カ所というのは、5カ所で実はバキュームカーが1台しかいきませんで、その容量に限度がございまして、その5カ所のくみ取りで満杯になったということでございます。

これ、その都度、もうチャーターワークを利用しますと、非常にくみ取り料金が数十万円というふうな高いものになってきますので、全体では莫大な費用となってくるわけでございます。

現在のところ、これ、公共施設すべてくみ取りをしたいわけでございますけど、現在のところ、明確にいつまでということが、ちょっと示せない状況でございまして、公共施設だけやればいいということでもありませんし、やはり公共施設プラス浄化槽に、浄化槽設置されている家庭もございますし、そういったところを含めた形で、公共施設ばかりじゃなくて、民間の方々のところも、やっぱりやっていかなきやいけないというふうなことも思います。

そういう状況があるわけで、私どもで昨年度、沖の島と同じような条件に置かれているフェリーの通つてない、これはフェリーが通つてればバキュームカー積んでいって、そこで処理ができるわけですが、そのフェリーの通つてい

ない四国内の有人離島について、調査を行いました。

この調査結果をもとにしまして、21年度はくみ取り方式とか、輸送方法につきまして、現地に出向きました、さらに詳しい調査を行いまして、根本的な解決方法を検討していくように準備をしております。

離島振興計画にありますように、沖の島地区の安心して暮らせる地域づくりというものを目指さなきやいけないということでございます。

そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、市長の方から、同じ離島でも、沖の島と地理的にも似たようなところを調査をしたと。そしてまた、21年度については、そこらあたりを踏まえて、住民との話し合いをしていくというお話をいただきました。

本当に、前段で観光の問題とか、生活環境の整備とかいう部分でお話をさせてもらいましたけれども、そこらあたりを踏まえて、ぜひ早期に解決いいますか、大変、財政的な、これこそ財政的な部分も、大変経費がかかるということについては、水道の問題を見てもわかるわけでございますけれども、ぜひ島民の長年の思いでありますので、前向きに、前向き言いますか、もう既に取り組んでおるという状況でございまして、早期解決に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、国の21年度一時補正予算に対する本市の取り組みについて、お伺いいたします。

本市の厳しい財政状況の中で、機動的、効果的に施策展開を図るため、国の財源措置を最大限に活用することが重要ですが、今回、新たに制度化された地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の国庫支出金や、元利償還金に財源措置が講じられる補正予算債が追加対策とされた国の一時補正予算が成立しておりますが、この地方に配慮された財源に対しての本市の取り組みについて、お聞きしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金については、本市に2億4,900万配分されております。

4つの分野を柱としておりますが、基本的には、地域再生の新規単独事業に充当できるとされております。

この6月議会へ、早くもこの補正予算を提案しておる市町村もありますが、本市はどのような事業に活用を予定しているのかをお聞かせ願いたい。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金についてであります。

公共投資の追加に伴う地方負担の低減を図り、地域における公共投資を円滑に実施できるよう、この交付金が創設されておりますが、主に単独事業にしか交付されないとされており、当初予算の一般財源を、再度、補正予算に計上し、臨時交付金を受けて補助事業に負担金にすると、追加の経費負担はないとされております。

この交付金を活用して、本市のおくれた事業

に活用できるが、どのような事業に展開を考えておられるのか、また、この交付金の活用を予定してある事業、金額についてお聞かせ願いたい。

最後に、補正予算債について。

地域活性化・公共投資臨時交付金とは別に、原則として地方負担額の100パーセントまで、地方債を充当できるとし、後年度において、その元利償還金の全額を、基準財政需要額に算入できるとなっています。

本市は、高い公債費比率でございますが、実質負担はゼロになるこの起債を、どのように活用していくのかをお聞かせ願いたいと思います。

大きな2点目として、第3セクター等改革推進債の活用についてあります。

平成21年度の総務省の地方債の計画に、第3セクター等改革推進債が新しく創設され、第3セクター、土地開発公社の解散も含めた抜本的な改革を、集中的に推進する方策が示されました。

当市においても、先行取得や造成した土地開発公社の土地は、一日一日利息がかかる一方で、地価が下がり、何もしないうちに市の負債がかかるという悪循環により、宿毛市分が約11億6,000万、高知県の宿毛湾港が39億8,000万、合計、簿価51億4,000万の土地を保有しております。

新田の宿毛開発財団用地は、土地開発公社保有土地購入事業により、起債約2億2,000万で、本年度完了する予定となっています。

本年度末でこの宿毛市分11億6,000万あったものが、9億4,000万に改善されますが、宿毛湾港の県の依頼分について、県が計画的に買い戻しを行うとされておりましたが、その買い戻しの計画について、お聞かせ願いたい。

実質公債費比率の危険な水準になる可能性があるため、起債には慎重になりますが、今回の

第3セクター改革推進債を活用して、土地開発公社の解散も視野に入れた取り組みが必要と考えますが、その取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

次に、買い戻しによりまして、土地開発公社の問題は解決の方向に向かうと思われますが、その土地の、どのように活用していくか。また、売却していくか、最終の資産活用戦略について、どのような考え方を持っておられるのかをお聞かせ願いたい。

最後に、第3セクターでありますSWANテレビも、その経営は大変厳しく、その再生を考える時期が近くなつたと感じております。

県内各地でケーブルテレビを整備する市町村がふえておりますが、そのほとんどは公設で実施されており、第3セクターの会社では、その設備投資に見合う経営は不可能と思われます。

この第3セクター改革推進債を、SWANテレビの経営改善に適用できないのか、また考えられている改善策はないのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

昨今の経済危機を開拓すべく、追加経済対策としまして、国会で平成21年度補正予算が成立をいたしました。

これは、5月29のことだったと記憶しております。

その中で、2つの臨時交付金が地方公共団体に対して交付されるということになっております。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございますが、地方公共団体が将来に向けた地域の実情に応じたきめ細かい事業を、積極的に実施できるように交付されます。国の予算で

1兆円が計上されまして、当市では、先ほど、今城議員もおっしゃいました2億5,000万足らずですか、これが、交付金が見込まれているところでございます。

現在は、交付金の実施計画の一次提出が、県に対しまして6月22日までとなっておりまして、国の地方再生戦略、経済危機対策と合致した事業の抽出作業を、現在、各課で行っているところでございます。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金がございます。これは、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、国の予算で1兆3,790億円が計上されているところでございます。

この交付金は、国からの要綱等が、まだ正式に決まっていませんが、各地方公共団体の追加公共投資事業の地方負担額をベースとしまして、算定をされ、地方負担総額の9割程度が交付されることとなっています。

現在は、追加公共投資事業について、県等と事前協議中でございまして、具体的な事業採択の公表には、まだ至っておりません。

これは、今城議員から金額、事業等示せということでございますが、恐れ入りますが、一定の内諾があれば、すぐにお示しするようにさせていただきたいと思いますので、少し時間をいただきたいと思います。

また、この交付金の算定の基礎となります地方負担分でございますが、地方債も充当可能となっておりまして、今回の補正に伴う地方債は、後年度に元利償還金の50パーセントが普通交付税で返ってくるということになっております。

しかしながら、平成19年度決算におきましては、当市の実質公債費比率が19.9パーセントと、高率でございます。後年度の財政負担も考慮しながら、中長期的な視点に立った事業

を実施していきたいと、このように考えています。

次に、第3セクターの改革推進債の活用でございます。

平成21年度から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の本格施行に伴い、将来負担比率など、これまで地方公共団体の負担として見えにくかった第3セクターとか、土地開発公社の経営状態悪化が問題となっているところでございます。

その第3セクター等の整理または再生に伴う、負担する必要がある経費につきまして、平成21年度から平成25年度の一定期間に、集中的な改革を推進することを目的にしまして、本年度の地方債計画から、第3セクター等改革推進債が創設されたということでございます。

土地開発公社等の解散に伴う経費のうち、国が定めた基準に基づく経費に対しまして、地方債が100パーセントの充当率となっていまして、その支払利息の一部を特別交付税措置されることとなっています。

当市におきましても、土地開発公社への先行取得依頼、土地等の長期化が、これはもう問題になってきているところでございます。

そのために、平成17年度に宿毛市土地開発公社経営健全化計画を定めまして、平成16年度末で約78億5,000万円ありました土地の保有額でございます。これを、平成21年度末までの5年間で、土地の取引などによりまして、約18億3,000万減らす。結果として、60億2,000万円に抑制するように取り組んでいたところでございます。

このお金の平成20年3月31日現在の残りの土地価格が、公共用地先行取得分が約7億6,000万、それから宿毛東団地等の公社事業分が約4億円、宿毛湾港港湾整備事業として、高知県から先行取得依頼されたものが約39億8,

000万となっております。

残りがこういうことでございまして、合計、約51億4,700万円でございまして、当初の計画からしまして、当初78億5,000万あったところから、51億4,700万に減らしておりまして、計画より大幅に、約27億減らしたということでございます。

また、平成21年度には、公共用地先行取得分を2億3,000万余りを予算計上しまして、先ほど、今城議員からもお話がありましたように、引き取りを行う予定としております。

それから、高知県から取得依頼の宿毛湾港整備事業でございますが、平成21年度には1億7,000万円余りを引き取り予定との話を、県の方からいただいておるところでございます。

今後も、港湾整備事業の振興状況等によりまして、定期的に県に買い戻しを要求していきたいと、このように思っております。

しかしながら、土地開発公社の長期保有土地は、現在も多額が残っております、毎年度、金融機関からの借入利子によって、金額がふえているのが現状です。

したがいまして、今回、創設されました第3セクター等改革推進債を、土地開発公社の解散または業務の一部の廃止の場合には活用できると思われますので、後年度の財政負担を考慮する中で、これを積極的に検討してまいりたいと、このように思っております。

なお、土地開発公社保有土地の活用方法でございますが、市が土地開発公社へ先行取得依頼したときの経済情勢と、現在の経済情勢が大幅に変わっておりますので、土地の活用方法についても、再検討の時期に来ているんではないかというふうに思っております。

次に、西南地域ネットワーク株式会社への健全化に向けた第3セクター等改革推進債の活用でございますが、第3セクターの場合は、これ

は解散または事業の再生の場合に活用できるということになっています。

地方債の借入可能額は、損失補償契約に基づき、負担する必要がある額を対象としています。

このため、当市が損失補償契約している3億4,000万円が、対象になるのではないかというふうに考えております。

西南地域ネットワーク株式会社につきましては、現在、市の損失補償している金額を上回る負債がありますので、西南地域ネットワーク株式会社の経営健全化に向けては、他の出資者等との協議も、今後、重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少し再質問をさせていただきます。

公共投資臨時交付金については、まだ、経済対策の危機対策臨時交付金についても、まだ計画の提出が、まだ期日が来ていないということで、ここでは言えないということですけど、例えば、理科教育の整備として、今までの15倍、15年分の予算もついております。

もう、この機にやりたいことを、いっぱいストックがあって、出せと言われたらすぐに出せるような体制で、職員も取り組んでいってもらいたいと思います。

そのスピーディーな情報収集、懸案事項の計画について、たくさんあると思いますが、どのようにそれに順位をつけていくか、この市政を積極的に発展させていくために、どのように活用、この交付金を活用していくか、その方針を少し聞きたいと思います。

それから、土地開発公社についてですけれども、県の買い戻し計画について、計画的な買い取りというやつを、自分は聞いてたんですけど、その年度、年度で、進行にあわせていくという

ことだけしかないのか、何年間で買い戻すとか、そういう明確な県との打ち合わせはないのか。

ただ単に、進行に、港の売れ行きとか、そういうものを見てやっていくのか、少しお聞きしたいと思います。

それと、長期保有していた土地開発公社の土地を、金利分だけを補助した方が、表面には出にくいくんですけど、今回、一生懸命、市の方にまず買い取っていっておりますが、その土地の、最終的な活用、どのように市民のために使っていくか、そういうことも検討して、売却していくかなきや、売却するべき土地は売却する。市で使える土地はこういうことに使いたいという、ビジョンを持って、この土地の整理もしていってもらいたいんですけど、その資産の活用について、どのように考えておられるのか、もう少しお聞きしたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えします。

公共投資の関係でございます。

今までためてきたものがたっぷりございまして、これをやりたい、あれをやりたい。各課にも毎年、実は予算要求のとき、事業の、それぞれの事業に対する評価をしております。

予算要求のときに、これは各課において、Aランク、Bランク、Cランクというふうなことをつけまして、公共事業関係につきましても、1つの事業全部1枚紙にランクをつけております。

これを見ながら、これを先にボンボンボンボンやれるかというと、なかなかこの、事業の実施と、Aランクをつけててもこっちの調整と、はからなきやいけないとか、そういうものはございまして、この調整、今、やらせていただいているところでございまして、今までためたも

のが、結構あります。できれば、そのためものの中で、優先順位を一番につけているものについて、これをピックアップしていきたいというふうには思っておりますが、この事業調整、ちょっと、我々の中でもありますし、また、県に出て、それがすぐ選択されるかどうかの、いうふうな調整もございますので。

その関係で、ちょっとありますので、できるだけスピーディーな対応はしていきたいと。

今、これを逃すと、全然できなくなる仕事もあるんじゃないかなと、私自身は思っておりますので、そういった意味で、各課に対して、そういう調整を出していただいて、まず出していただいて、市長部局で少し調整を図るというふうな作業、これが議会が終わりましたら、すぐにもうやりたいというふうに考えて、議会中も、休会のところもございますので、そこでやらせていただきたいと、このように考えております。

それから、土地開発公社の買い戻し計画、相手がおりまして、市のものについては、市と土地開発公社のものについては、計画はもう出しているわけでございますけど、もう県の方につきましては、今までほとんど企業が来なかつたら、何もしてくれなかつた状態があったのは、ご存じのとおりでございますので、これで企業誘致がこの間ありました。それで動き出しました。

そういうところで、今後も県に対しては、計画的な買い戻しをしていただきたいということは申し入れもしておりますし、そういうふうにしていかないと、土地開発公社がいつまでもずるずるずると、こういう金利の問題で引きずつていかなきやいけないという悪循環になると思いますので、この辺できちつとしたメスを入れたいと。

また、ちょっとした計画については、後で理事長の方からも説明をさせていただきます。

土地の、次に活用でございます。

これ、実は公社の持っている土地の中に、非常にもう活用するにも活用できない。売りたいんですけど、買い手が恐らくいないんだろうという、非常に古い、何と申しますか、塩漬けの土地もございます。

そういうところについては、もう全く今、お手あげの状態もありますが、できれば皆様方のお知恵も借りながら、ここはこうしたらどうじゃというふうなことを、ぜひ、反対にいただければありがたい。

我々もちろん、執行部として、この土地をどうしていく。売りたいんだけど買い手がいないところもありますし、どうしてもこれはこんなものに使いたいというところもございます。

そういうようなものにつきまして、また、我々も知恵を絞ってまいりますが、また、ぜひ皆様方からのお知恵もいただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 副市長。

○副市長（岡本公文君） 副市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

県の事業に伴います宿毛市土地開発公社の先行取得分について、計画的に買い戻しをすることを聞いていますかというお話をございます。

その件につきましては、港湾事業の中で区域外になった土地がございます。東の方でございますが、その部分の区域外につきましては、5年間で県の方が引き取りをしてくれるということになっております。

そして、現在、新港のところで、県が、みなと振興交付金で事業を行っております。公園用地の整備等を行っておりますが、そのみなと振興交付金事業についても、5カ年計画ということでございまして、それに伴いまして、用地を

取得していただきながら、5年間で公園整備をするということになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 2回目の質疑を少しきせてもらいます。

宿毛湾港の工業団地の背後地、工業団地ということで、製造業しか売却できないみたいな感じなんですけど、実際、この土地も、今、企業誘致をしても、なかなか来てもらえるところは少ない。でき得れば、この宿毛市内の一次産業の振興に、用途がちょっと違いますが、そういう活用はできないのか。水産加工場とか、もうそういうベンベン草が生えて、金利ばっかりふえるんじゃなしに、何とかこの地元でも活用する方法を考えてはいないのか、そういうことはできないのか、もう少しお聞きしたいと思います。

それと、公共投資臨時交付金ですけど、10円でも獲得して、頑張っていただきたい。地域のために頑張って、職員の皆さんに頑張っていただきたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えします。

湾港の土地の問題でございます。

重要港湾宿毛湾港ということで、用途が製造関係ということで、工業団地ということになっておりますが、港の使い勝手によりまして、港には臨港地区というふうなもの、それからいろいろな用途地域が定められる予定でございます。

これはまあ、企業が張りついた後でも定められて、この条例、県の港湾条例に従うようになっておりますが。

この今のご提案の中で、今の製造業だけでなく、ほかにも、例えば港を使う荷姿があると

か、そういう地元企業がこういうことをやりたいということになれば、これは県の方の港湾の審議会もございますし、私の方でも、こういう要望があるということにつきまして、県の方にお願いをしに行くという手立てはございます。

だから、製造業だけしかここは来ちゃいけないんだよという明確な基準というものはございませんので、だから、その用途に応じた港の仕様があつて、結局、船が着いてその船が荷姿として、その荷物を持って行ったり、入ってきたりということに使ってもらえばいいわけでございますので、そういった地元で活用できるものがありましたら、用途も変えていただくというふうなことは可能でございますので、ぜひ手を挙げていただけるところとかございましたら、また私の方でも、そういう要望を聞いて、県の方には柔軟な対応をしていただくということはできると思います。

それから、公共投資のお金でございます。むだなお金は使っちゃいけませんけど、皆さんのためになる施設を、優先順位をつけまして、ぜひ実施していただきたい。いきます。

それで、ここに控えております各課長にも、そういう思いを持って出していただきたいというふうなことを考えておりますので、できるだけ市の負担少なく、国の負担多くという形で、とつていただきたいなというふうな感じは思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） いろいろと答弁をありがとうございました。

土地開発公社については、もうこの土地を有効活用して、公社が解散、もう役目を終えてますので、解散の方向まで、最終的なところまで取り組みの方お願ひいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺田公一君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、一般質問をいたします。

早いもので平成21年も6月になり、吹く風もいつしか夏めいてまいりました。

また、気候の変わり目は体調を崩すときがありますので、執行部を初め、市民の皆様は体に気をつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

ことしの4月27日に宿毛市と四万十市は定住自立圏構想に基づき、中心市宣言を行いました。

過去を振り返ってみると、平成7年には高知県西南地方拠点都市地域基本計画を策定し、連携と調和を図りながら、6市町村が一体となり、豊かな自然環境と豊富な歴史、文化を生かした若者定住の核となる職・住・遊・学の総合的生活空間の形成を目指してきたと示しています。

中心市宣言を決定した中で質問したいと思います。

市長を初め、議員の皆様も承知だと思いますが、ことしの1月11日に宿毛市の文教センターで成人式がとり行われました。

その式場で、前宮本議長、今は過去の人ですが、議長あいさつの中で、250人の成人に対して、市外から宿毛に帰った人、手を挙げてくださいと言いましたと、約8割の若者が手を挙げました。

そして、宿毛が好きな人と言いますと、ほとんどの成人が手を挙げたことを、市長初め議員の皆様も承知と思います。

幾ら宿毛が好きでも、宿毛には働く場所がないのが現実です。いきなり働く場所を構えることは不可能ですが、5年後、10年後をめどに計画を考えてみることが大切だと思っていま

す。

その中で、今回の質問は、宿毛市と大月町について、市長の考えを伺いたいと思います。

大月町は、就業者数が2,600人いまして、そのうち約500人が宿毛市で働いています。

また、農協も合併し、1つの事業体になっていますし、漁協におきましても、大月町12漁協のうち11漁協が合併し、1つの事業体になっています。

柏島の目の前には、宿毛市の沖の島があるよう、宿毛市と大月町は兄弟関係にあると思います。

私が市長にお願いしたいのは、高知県の西の玄関、宿毛市、大月町をどう振興するのか、できましたら市長、町長のトップ会談を定期的に行っていただき、宿毛市、大月町の将来構想とか、ビジョンを語っていただきたいと思います。

また、宿毛市の職員、40歳までの若い職員と、同じ大月町の若い職員によるこれから宿毛市、大月町をどう振興していくのか。若き行政マン同士が熱い思いを語れる場もつくっていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、新田、高砂地区の導流堤について伺います。

新田、高砂地区は、宿毛市の下水処理場ができまして、その周辺は公園になり、日曜、祭日にはお年寄りによるグラウンドゴルフ大会を始め、短いながら市民の散歩コースになっています。

せっかく美しい公園ができましたが、目の前のある導流堤は、ところどころが壊れ、人が歩くこともできません。導流堤を宿毛市の負担ができるだけ少ない、例えば災害復旧工事などで整備できないか、市長に伺います。

続きまして、鵜来島の振興について伺います。

高知県唯一の有人離島沖の島、鵜来島では、

国の離島漁業再生支援交付金事業が始まり、地域の皆さん協力しながら島の振興に努力をしています。

しかし、少子高齢化の波は他の地域よりも進んでいます。特に、鵜来島では、島に住んでいる方は23人で、主体は70歳以上のお年寄りでございます。

畑を耕し、小舟で漁に出て生活をしていますが、毎年、イノシシの被害に遭って、大変困っています。

宿毛市では、定期的にイノシシの駆除を行っていますが、駆除ができていません。駆除ができない原因は、島は風が強く、木が横に伸びるため、犬がイノシシを追えないのが原因だと聞いています。

これからイノシシ対策を初め、やがて人がいなくなっていくような鵜来島を、宿毛市としてどう振興していくのか。

例えば、集落と山を金網で仕切り、人家近くにイノシシが入れないようにして、イノシシは宿毛市の給食センターやすくも酒造と提携して、芋の皮や給食センターの廃材を定期船で運び、小さな水のみ場、そしてえさ場をつくり、イノシシを飼育して冬場に出荷をし、島民の収益にしてはどうか。

また、学校については、親と子どもが触れ合う宿泊施設と、小学校高学年を対象にした臨海学校の受入施設にしてはどうか。日中は港内で泳ぐこともできるし、カヌーで遊ぶこともできます。また、魚釣りもできるし、夜はグラウンドで子どもたちの手料理で食事会や花火大会もできます。

施設管理につきましては、例えば鵜来島NPO法人に委託します。宿毛市内の子どもたちを初め、高知県下の子どもたちは、沖の島や鵜来島に行ったことがないと思います。

臨海学校について、教育長の意見を伺います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

いろいろな合併があつたり、大月町が兄弟関係だという話は、非常によくわかりますし、市民の方々も、親戚づき合いもたくさんあるというのは、よく承知しております。

また、ただ非常に残念なことは、平成16、7年ですか、大月町との合併を、宿毛市としては議会の皆様も大賛成ということをしておりましたけど、大月町の方で、議会の方で拒否されたというふうな経緯もございます。

ただ、合併ができなかつたからどうということではなくて、やはり合併ができなくても、大月町、また三原村とは、我々も親戚づき合いと、兄弟づき合いだというふうに、私自身も思っているわけでございます。

大月町長と定期的な会談ということのご提案がございました。ただ、大月町とだけというよりも、先ほど申しましたように、三原村とか、四万十市、それから土佐清水市、こういった、もう一つ黒潮町でございますが、幡多地域広域の組合もつくっておりまして、大月町長とも、こういった一部事務組合、それから常備消防、それからし尿処理の関係、広域圏組合などでも、しおりゅう会議で顔を合わせているわけでございまして、そういったところで、結構、いろんな話もしている関係で、特に2人だけでいろいろな構想、将来を話していくということでの会談というのは、私自身は今のところ予定をしているわけではございません。

この会う機会は多くて、私自身もお願いに行くときは、大月町の庁舎まで行って、いろんな、町長にもお願いしたりすることもございます。

そんなところで、やっぱり振興策によって、話し合いが必要な場合があります。定期的でな

くて、定期的より、もっと、こんな会合で会っているんじゃないかなと、私自身は思っております。

近ごろは、高知西南地域の公共交通協議会というのがありましたし、そういうもので、しおりゅう会っているんじゃないかなと、私自身は思っておりますので、特にそこでいろんなことを話していけばいいのかなというふうなことは、自分としては思っております。

それから、大月町の職員との交流でございます。日々の業務におきまして、職員研修、職員派遣とか、各種の会合等によりまして、他の市町村職員と接する機会が数多くあります。

これからまちづくりと、それからお互いの課題を共通認識としてとらえまして、地域の活性化に向けて、いろいろな大月町の職員も三原の職員も一緒にになってお話し合いをしている場もございます。

職員の政策能力とか、地域の連携を強化するための人材の育成、それから交流は重要でございます。こういった、先ほど申しました職員研修とか、各種会合の場を通して、相互に連携をして、職員能力が向上する。ひいてはまちづくりの推進と行政サービスの向上につながっていくものだというふうなことも思います。

職員研修につきましては、ただ一方的に、今まででは講師のお話を聞いて、はい、それでおしまいというふうなことがありました。これでは、なかなか、右から入って左の耳に抜けるというふうなところもあったりして、実行行為が伴わない場合も多々あったかと思います。

そういうことよりも、これ、職員同士がお互いに提案というか、意見を出し合うというような、といった提案型への研修の内容、充実を図っているところでございます。

今後におきましては、複数の自治体による共同機関の設置を大幅に認める動きもあるよう

ございますし、広域で、ある一定程度、いろんな行政事務をやっていこうじゃないかというふうなことも、これからふえてくるというふうに思います。

そういう意味で、大月町に限らず、三原村、そして幡多広域の職員間の、何と申しますか、意見交換ですか、そういう場をたくさんとつてやっていくのが、もっと広い意味で、職員の人間形成のあり方にもつながっていくんじゃないかなと、そういうふうなことを思っているところでございます。

次に、新田の導流堤でございます。

公式の場で余り、今壊れているところについて、災害復旧などでということは、余り私は言いたくないんでございますが。災害復旧は、その災害、天候によって壊れたから災害復旧認めってくれというふうに言わなきゃいけないわけでございますので。

これ、新田の導流堤は、2級河川松田川の河川の施設でございます。これは、高知県の方の、県の方の管理でございまして、土木の宿毛事務所の管理となっています。

事務所に、宿毛事務所に確認をしました。すると、導流堤は十数年前から破損が始まっています、現在では、全延長が370メートルあります。

このうち、手前の約150メートル程度が破損している状況でございます。それで、人の往来ができない状態になっております。

これを完全修復するには、約1億円程度の工事費が必要だということでございます。

今まで、修復事業、工事をしていない理由を聞きましたら、洪水時には、本施設があることで上流側と申しますか、対岸と申しますか、そちらへ反射波と申します、そういうものが行く。そして、土砂がたまっていくというふうなところがございまして、地域の同意が得られなかつ

たという経緯があるようでございます。

導流堤を復旧するには、まず地元とのお話し合いが必要となってくるということでございました。

こういった形で、せっかくの浦尻議員からのご提案でございますし、あそこは散策できれば、悪天候時にはちょっと、入っていただくのは禁止をされると思いますが、そういう形で使うようであれば、改修をしなきゃいけない。改修をするためには、まず地元との調整が必要となってくるということでございますので、宿毛事務所等とも協議をしながら、ちょっと検討させていただきたいと、このように考えております。

続きまして、鵜来島のイノシシ対策及び振興についてのご質問でございました。

イノシシ、害獣として猟友会の方々にもお手伝いをいただいて、駆除を行っているところでございますけど、なかなか全滅というまでには至っていないのが実情でございます。

非常にユニークな提案で、野生のものを囲い込んで、そこをえさ場にどこか置いて、囲い込んで飼育しようと。その飼育したやつを、肉を売って、鵜来島の食べ物として提供しようというふうなことだろうと思います。

非常に、そういう形になると、例えばスーパーであるとか、食べ物がいっぱい余っている、それを捨ててます。こういったものを運んでいく、これは輸送費がりますけど、そういうしたものでやっていけば、非常に効率的かなとは思いますが、鵜来島、あのとおりの地形でございますので、今度はそこに、例えばイノシシの水場とかえさ場とかあると、今度は反対に、ちょっと水が影響してくるんじゃないかなというふうなことを、ちょっと私、チラリと思いました。

なかなか、ご提案のとおりにはなかなかならないんじゃないかなというふうなことを思います。

1つのご提案でございますので、受けとめはさせていただきますが、地元の方々の意向が一番重要なこと。振興については、どういうふうなことをやっていくのがいいか。

お年寄りの方々が、今、非常に多いところになつておりますが、ことしは支所の駐在員、連絡員としまして、反対に若い人をちょっと派遣をしております。お年寄りに対して、若い職員が、若い発想でいろんなことを見ながら、行政としても提案もしてくれるんじゃないかという、淡い期待も持っておりますし、島で暮らしているお年寄りの方々のいろんなお話を聞きながら、行政の、我々の職員が勉強にもなるんじゃないかなというふうなことでも、派遣もさせていただいております。

そんなことで、鵜来島、沖の島の問題は、先ほど松浦議員からも質問もされております。この両島の、高知県では唯一の有人離島が我が市だけでございますので、このことに対しましては、ぜひ意を尽くして、行政としてしっかり対応していくかなきやいけない。両島の振興策については、必死になって頑張らなきやいけないというふうなことを思っております。

そういうことで、浦尻議員のご提案については、1つのご提案であるというふうに受けとめさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

市内の子どもたちに、沖の島や鵜来島での臨海学校を実施してはどうかとのご質問でございますけれども、今年度、宿毛市内での小学校では9校、中学校では2校が、宿泊体験学習の実施を予定をしております。

その大半が、幡多青少年の家で実施をするようになっております。

小学校につきましては、6年生で修学旅行を実施しますものですから、その期間に5年生が集団学習での仲間づくりであるだとか、野外活動の体験を目的として、宿泊学習をしております。

議員ご指摘のように、市内の児童生徒で、沖の島や鵜来島のことを知らない子どもはたくさんおると思いますし、魚釣りだとかカヌーの体験だとか、離島での臨海学校の活動は、とても子どもたちにとってはよい経験になるのではないかとは思っております。

問題点といたしましては、宿泊施設の問題を初め、宿泊体験に係る経費が個人負担であったり、定期船の使用による経費の問題だとか、それから天候の問題であるとか、定期船の乗船定員が限られています。70名ということでございますので、大規模校の児童数に対応ができるないことだとか、それから、病人やけが人の対応の問題もありますので、参加することにつきましては、保護者の理解、協力が必要となつております。

宿毛の子どもが、いろいろな地域を知り、そこで暮らしを知るということは、大変意義のあることなので、学校関係者と協議をしながら、検討をしてまいりたいと思っております。

それから、4年ぐらい前になると聞いておりますけれども、社会教育の方で、公民館活動として、希望者を募ってキャンプを実施したことがあるそうです。そんな取り組みはあると思いますので、生涯学習課の方と話し合いをしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、臨海学校とはちょっと違いますけれども、沖の島小学校と、それから橋上小学校が、今、交流事業を実施をしておりまして、海で生活をする子どもたちと、山で生活をする子どもたちのいろいろな体験を学習をする取り組みもしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、再質問をいたします。

1回目の質問では、なかなかいい答えが出ない、それも十分わかっていますので。

まず、1点目、ただいま市長と教育長から答弁をいただいたんですけど、その前に、ことしの4月27日に四万十市、宿毛市が中心市宣言書、ここに持っているんですが、ちょっと、簡単に中を読んでみたいと思います。

定住自立圏構想が掲げられ、集約とネットワークと観点のもと、中心市の機能と周辺市町村の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための経営基盤や、地域の誇りを培い、全体として魅力の溢れる地域を目指すという新たな圏域の形が示され、幡多地域では、これまでの取り組みに構想に基づく新たな視点を加えることで、市町村間の連携を一層強化し、地域全体で住民の生活機能を確保するとともに、地域の強みや魅力を磨き上げることで、地域全体の活性化に向け、さらに発展的な取り組みを進めることといたしました。

終わりに、周辺4市町村を初めとする周辺市町村との定住自立圏の形成に向け、協議を進め、安心して暮らせる圏域の形成、地域の特性を生かした、発展と一体化に貢献することをここに宣言いたします。

四万十市長の澤田五十六さんと、宿毛市長の中西市長です。

その、今の定住自立圏構想中心市宣言に基づき、再質問をいたします。

1点目の大月町の交流について、広域に取り組んでいくと答弁をいただきました。私としても、広域の取り組みは賛成です。

この前、四万十市、清水市の市長がかわりま

した。幡多広域で一番年長の市長はうちの中西市長でございます。積極的に四万十市の市長や、清水市の市長と会談を行い、これから目指す幡多広域について、中西市長が中心になって取り組んでもらいたいと思います。

今回、大月町との交流については、最終的には幡多広域での職員による協議会ができればいいと思います。

幡多広域になるためには、まず宿毛市と一番近い行政は大月町でございます。

私が40歳までの行政マンを指名したのは、これから宿毛市や大月町を背負う人材になってくれると思います。自分たちでテーマをつくり、座長の決め、5年後、10年後はどうあるべきか、熱い思いを語れる会。この会については、宿毛市、大月町は経費は出さない。職員は納得の上で、仕事が終わった、例えば金曜日の午後6時に会をもってもらいたいと思います。

若き職員が出会い、自分の思いを語り、またライバル意識を持つことにより、市長の答弁にあるように、職員の能力が向上し、ひいてはまちづくりの推進と行政サービスの向上につながると思います。

若者たちから出た発想や提案は、これからの宿毛市、大月町にとってプラスになると思います。

ぜひ、大月町長と話をして、志願する職員、男女問いませんが、会をつくっていただきたいと思います。

なお、志願、賛同する職員がいない場合は、あきらめます。

続きまして、導流堤について、再質問をいたします。

過去のことについては、私は余り知らないことがありました。ダムができる前の話だったんではないかと、今、思っています。

今回、導流堤を宿毛市の負担ができるだけな

いやり方でなおしていただきたいのは、市長も知っていると思いますが、市民の方は、夜、体の健康のためにジョギングや散歩をしている方をよく見かけます。

交通量の多い場所を歩いているのですが、梅雨時期や冬場は大変危険です。私としては、まず導流堤をおとして、街灯を設置し、市民の散歩コースにします。

追加工事で、国の防災対策事業を実施し、早い時期に来ると予想される南海地震の津波を軽減できる工法ができるのか。それができれば、高砂地区や新田地区を津波の第一波が軽減できると思います。

特に高砂地区は、平坦な場所にあり、山に逃げるにも川に囲まれ、時間がかかります。

整備の仕方によっては、市民の命を守ることができます。また、導流堤に街灯ができれば、夏には家族でウナギ釣りができます。

いろいろな調整があると思いますが、再度、市長の考えを伺います。

次に、鵜来島の振興について、市長に再質問をいたします。

イノシシの質問に入る前に、鵜来島の振興策の中で、前にあった定期船の待合所が今は無いのですが、市長としてはどう考えているのか、答弁できれば答弁していただきたいと思います。

それでは、イノシシについて、続行いたします。

イノシシについては、まず島民のお年寄りが汗をかいてせっかくつくった作物、ジャガイモなど、収穫前にイノシシに荒らされます。山と畑を仕切ることで、まず、安心して作物がつくれると思います。

また、鵜来から片島に来ている人、たくさんいますが、イノシシの被害がないのなら、温暖な気候ですので、ふるさとに作物をつくりに帰るかもしれない。ぜひ、地元の方々の意見を聞

いて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

そして、市長がいつも言ってます、金がないなら知恵を出せ。宿毛市の財政は厳しいことを、私も知っています。

今、取り組んでいます国の中島漁業再生支援交付金事業、あの事業は、国が毎年19億円を予算を組んで、離島に直接資金がおりる事業です。

我々は、そんな交付金があるのを知りませんでした。水産庁に行って初めて知ったのが現実です。

そして、市長の理解をいただき、今、事業を進めています。離島にはいろいろな国の事業がありますので、職員が徹底的に調べ、宿毛市の負担にならない補助金を探してください。

市長の答弁で、地元の意見を聞いて検討するとの答弁ですが、地元の意見が賛成ならば、予算の問題もあると思いますが、前向きに検討すると理解してもいいですか。

市長の答弁をいただきたいと思います。

続きまして、教育長に再質問をいたします。

私は、鵜来島がイノシシと共に存している島だけではおもしろくないです。せっかく立派な学校があるので、あの施設を利用しないでおくべきではないと思います。

まず、鵜来島では、地元出身の若者や家族が働く場所がない。それには、どうしても学校を活用しなくてはできないと思います。

このままの状態でいれば、いつか人が住んでいない島になってしまいおそれがあると思います。

宿毛市にとって、沖の島や鵜来島はかけがいのない財産です。執行部も知っていると思いますけど、渡船建造に伴う造船所や鉄工所、そして磯釣りの客、ダイビングの客、まき網船団の漁獲、それに伴う仲買人を始め、一本釣り、言

えばきりがありません。

それだけ恩恵を受けている人たちがいます。その島が、今まさに厳しい状態になっています。宿毛市は、今こそ島の振興に努力すべきであると思います。

その第一歩として、私としては、鵜来島の振興かなと思っています。

今、教育長の答弁にありましたように、まず、学校を受け入れができる施設に改修してあげなくてはならない問題点がありました。施設改修には、教育予算ができるないか。できなければ、ほかの国の予算を探す。

そして、地元出身者で法人を立ち上げ、そういう感じで進んでいただければいいんですが、教育長の答弁は、余りありがたい答弁ではなかったと思います。

私が、第一に宿毛市内の子どもにしたのは、子どもたちに宿毛市であっても行ったことのない鵜来島、鵜来島に行ってもらいたい。夏には港内で泳ぐこともできるし、浮き桟橋をつくり、お年寄りに指導してもらい、魚釣りもできます。

学校の1室では、SWANテレビによる宿毛市の漁業のテレビ放映、養殖、まき網、一本釣り、また台風で荒れ狂う沖の島、鵜来島の海、そんな現実の宿毛市を見てもらいたい。

定期船の経費の問題などは、教育予算で見てもいいのではないかと思います。

そういう形で、教育長に、もう少し前向きな答弁をしていただきたいと思います。できたら、次長にしたかったんですが、今回は教育長にします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に大月町の交流をしましょうという話をせよということでございますので、これは話はできます。ただ、相手が受け入れるかど

うかについては、確約はここではできません。

ただ、首長同士の分については、先ほど申し上げおりでございますので、いろんなところで、定期よりももっと会っていると思いますので、その部分でいろんな話をさせていただきたいと思います。

それから、導流堤の件でございますが、これ、実は今は、橋梁、国道321号の橋がございますが、あそこから下流は、一応、宿毛湾港の港湾区域になっております。

ただ、今の導流堤につきましては、その当時は河川の導流堤でございますので、今はまだ河川の導流堤かなというふうに思っております。

ただ、どういう所管になっているのかは、ちょっと今のお話では、今現在ではちょっとはつきりしません。

いずれにしましても、港湾管理者は高知県でございますし、河川管理者は高知県でございますので、宿毛事務所に、所管になろうかと思います。

導流堤についての施策、歩くところとか、いろんな提案をいただきました。ただ、港関係、河川関係、いつ水が来るかわからない。防波堤につきましても、いつ大波が来るかわからない。管理上の問題で、防波堤にも釣り人を入れてないところが非常にたくさんあります。

街灯をつけて、散策の場ということも、1つの手だろうとは思いますが、街灯につきましては、優先的に見ると、私どもの方は、まだまだ市域で暗いところがありますので、そっちの方を優先かなというふうに感じは思います。

ただ、公園地域みたいな形にして、この導流堤一体として、これは港湾の緑地ですか、そこと一緒にすることも、考えられなくもないと思います。

ただ、津波の軽減策でございますが、この導流堤の復旧での津波軽減策は、恐らく効果は発

揮できないと思います。これは、津波軽減策でありますから、私、地図を持っているわけでございますけど、もうちょっと町に行かない形の防波堤的なものにしていかないと、津波からちょっと守れないかなと。

導流堤、あくまでも河川の水を導入と言いますか、導くという形でございますので、ちょっとその原形に復旧する工事だけでは、津波被害を軽減する施設にはなり得ないだろうというふうなことは考えられます。

津波被害を軽減するには、もっとほかの形での構造物を、やっぱりそこにつくっていかないと無理かなというふうなことは思われます。

それから、鵜来島の定期船の待合所でございます。これは、非常に宿毛、今は土木、前は宿毛土木事務所でございます。鵜来島の防波堤を県の工事として実施をいたしました。

その実施をする前に、事業説明がありましたので、私としては、あそこにコンテナーを置いているだけでございましたので、ぜひ、雨露をしのげるような形で、防波堤工事のついでに、防波堤の上にトーチカみたいなものをつくってくれと。

いわゆる稚内港にこういうものがあります。防波堤から、波が来ても、屋根を越えて港内に入っていくというふうな形。そういうものをつくれば、雨もしのげるし、待合所にもなるからということで、お願いをした経緯がございますが、県には徹底的に無視されまして、一切やつてくれませんでした。

だから、こういったことを、やっぱり防波堤の多目的の利用ということで、島民のためにやるんであれば、ああいう大きな工事をやったときに、一緒にやってもらうのが一番いいと。

そういうことで、あそこの時期に定期船の待合所ができなかつたのは、非常に残念でございます。これは、宿毛市としても、きちんとした

負担金を払いますからやってくださいというふうなことも申し上げたんですけれども、そのときに無視されて、今ままの状態で何もありません。

だから、じゃあ宿毛市が定期船の待合所をそこにつくるかというと、これは県の管理の防波堤でございますので、防波堤の上にそんなもののつくらせないというふうな言い方をされております。

ただ、島民のことを考えまして、ほかの離島のことを見ましたら、やはりその防波堤というのは船着場であり、皆さんの待合所でありということでございますので、県にももう少し考え方を改めていただいて、防波堤の上に待合所をつくるとか、きちんとした、波に壊れないものをつくるとか、そういうものをつくらせていただきたいということは、私も思っております。

県の方にも、また強くは申し上げていきたいというふうには思います。

なかなか、船が着いているところまで歩いて行って、雨に濡れているときなんか、大変なことでございますので、そのところは、いつも頭の中になります。

それから、離島の関係につきましては、松浦議員のときに私も言わせていただきました、離島振興。全国離島振興協議会とか入ったり、離島センターにずっと足を運んだりして、いろいろな情報も入れてきておりまして、離島に有利な補助事業であるとか、支援金であるとか、そういう事業はたくさんございます。

それを、鵜来島に適用する、沖の島に適用するというふうなことを探してまいっているわけでございまして、こちらの負担もございますから、そこの事業計画をきちんと立てた形でやっていかなければいけない。

その中の1つで、やっぱり町と申しますか、人家と山とを遮蔽するという手立ても、1つの

ことだと思います。

ただ、畠だけを囲うんじゃなくて、人家において来ないような手立てというものは、非常にいい提案だと思いますので、これについても、離島の関係は非常に、国の方も手厚く、資金の面でもくれると思います。離島の補助金も、普通の補助金よりも高いものがあります。

そういう形で、島の人たちとも話し合いながら、対応させて、前向きに対応させていただきたいというふうに思います。

また、1つ、教育長への質問の中で、学校の施設があります。これ、今、学校は施設ではございませんで、学校、元の学校施設でございます。今、市長部局の方に移っております。

そういうことで、この点について、鵜来島の方が、そういったところを使って、鵜来島の振興について改修をしたりしてやりたいというふうな申し出がございます。これについては、申し出があって、非常にいい提案だと思いまして、お話し合いもさせていただいております。

ただ、これが資金的に、県の事業の元気である総合補助金ですか、そういったものを、非常に当てにしてたという部分がございまして、ちょっと、順番的に、このお金が取ってこれなかつた部分がございます。

そういうことで、今はちょっと頓挫をしておりますが、会社をつくりNPOをつくりした形で、島出身の方がそういった事業に取り組んでいただいているということは、ここでも報告をさせていただきますが、これを実現に向けて、我々も手助けをしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浦尻議員の再質問にお答えをいたします。

教育長として、できることと、それからでき

ないことがあると思いますので、その点は了承していただきたいと思います。

まず、1点目の、学校の事業、教育活動として行う場合にと、それから公民館活動、社会教育の方で対応する場合と2通りあると思いますけれども、前者の学校の教育活動で行う場合につきましては、例えば、私が一学校の校長であれば、校長が保護者と話し合いながら、鵜来島の臨海学校体験活動をやりたいので、どうかということで保護者と話し合いを進めながら、取り組むことができると思います。

けれども、教育委員会の方から、それをやってくださいというのは、そういうことはやつたらどうですかというお願いと言いますか、そういう話はできると思いますけれども、法的にやれというのは、ちょっと難しいと思います。

それは、学校と保護者と地域が話し合って進めいかなくてはならないことだと思っております。私の方からやれというのは難しいですけれども、浦尻議員おっしゃいましたように、今度の新しい、新教育課程の中でも、体験活動を通して、豊かな心を育てるというのは大きな眼目となっておりますので、私個人としては、大変、すばらしい事業だと思いますので、学校の方には話はできますけれども、実施をするようにということは、学校と保護者との話し合いの中で、臨海学校をしたいというふうに進めていかなくてはならないものではないでしょうか。

それから、私が指導するものとしては、生涯学習課の方に、こういう事業をやってください。やつたらどうかということで、希望者を集めてこんなキャンプをやるだとか、臨海学校をやるという準備をさせるということについては、私の指導ができると思います。

その2点について、私の、ちょっとできないこととできることがあると思いますので。

私は、浦尻議員の申しましたように、すばら

しい事業だと思いますし、地域ぐるみで、鵜来島を活性化させるというのは、すばらしい事業だとは思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、最後の再質問ですが、途中、議事進行が入りまして、忘れたんですけど。

まず、市長におきまして、大月町の協議会、前向きな答弁ありがとうございます。

また、導流堤についても、やはり県の担当になると思いますけど、我々も県にもいろんな陳情をして、本当に市民の皆さん、住みよいとか、環境がいい場所になっていただきたいと思います。

それと、その鵜来島の振興策については、あえて私は教育長に、宿毛の学校の生徒を選んだような形を受けたんですけれども、本当は、子どもたちに一番先に、やっぱり鵜来島に来てもらいたいと思って言いました。

私の希望としては、やはり鵜来島の関係は小学校だけでなく、家族、そして栄喜なんかがあるブルーツーリズムなんかも利用した中で、長期滞在型、また土佐くろしお鉄道がお客様がないということで、今、非常に困っていますが、鵜来島の観光について、市外から家族、もしくはグループ、そういうメンバーをくろ鉄で運んでくるとか、いろんなやり方があると思います。

また、港内が、本当に海がきれいで、真ん中の方にエビジャコなんかをかぶせておれば、夜はタマメとか、中にはブリも入ってきます。

市長が言う天然の釣堀があこではできます。また、夏には、100メートル沖に出ますと、港内を出ますと、そこには漁礁がありまして、そこでは夏にはケンサキイカとか、たくさん釣れます。そこにブイを打って、50メートルぐらいのロープを張れば、鵜来島から今、養殖業

者が使ってない大型の伝馬、あれを引っ張って行って、そのロープに固定することによって、市長が言う釣りいかだができます。

やり方次第によっては、結構、その宿毛市内的一般で魚を釣られている方とか、家族で子どもたちと一緒に遊べる暇がない人たちが、何かいい場所がないかと、今、模索をしております。

そういう部分に、鵜来島振興と合体をさせて、やはり地産地消から地産外消とか、県知事じゃないんですけど、そういう形で、一つ一つ多額のお金を使えとはいいうんじやないんですけど、できる限り離島振興のお金を利用しながら、また市長の方から漁協も協力せれといえば、漁協の方も前向きに進めていきたいと思います。

そういう形で、答弁は要りませんが、先ほど、同僚議員、松浦議員の質問に対して、市長は計画にもないものでも、時によっては必要なものはやっていかなくてはいけないという答弁がありました。まさにこの鵜来島はその答弁どおりだと思っていますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

これで再質問を終わりたいんですが、市長、答弁があれば聞きますけど。ないですか。

これをもちまして、一般質問を終わります。

議長、済みません。先ほど、私、中西市長のことは、広域の市長の中で一番年長という話をいたしました。私としては、市長の在任期間が一番長いから、年長いう形を使ったんですけど、不適合な言葉ということで、訂正をしたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、一般質問をいたします。

私で本日5人目の一般質問であります。皆さんお疲れとは思いますが、できるだけわかりやすく質問の方をしてまいりますので、執行部におかれましては、簡潔な答弁の方をよろしくお願いをいたします。

初めに、中心市街地活性化事業についてお聞きをいたします。

今期当初予算において、都市再生基本計画策定委託料900万円が、そして今議会には、中心市街地活性化協議会まちづくり会社設立出資金10万円が計上されております。

ことし3月の当初予算の説明において、20年度に市役所の若手職員6名で、約1年間、中心市街地活性化について検討を行ってきた。21年度も引き続き、中心市街地活性化に向けた新たな計画の策定に取り組み、にぎわいのある商店街の再構築に向けて、協議内容の検討を進めるものであり、人口、居住の状況、商業の状況、土地利用、建物の状況、道路交通環境、法規制の状況、住民の意向などを調査しまして、そして現在の状況に至った原因の分析などを行い、その結果をもとに、中心市街地活性化協議会において認定基本計画の策定を行う。

そして、その基本計画をもとに、国の認定を受け、事業の実施を行っていきたいと聞いております。

そこで、ことし4月に中心市街地活性化協議会設立準備会が開催されましたが、中心市街地活性化協議会のその概要と、今後のスケジュール、宿毛市が出資しようとしているまちづくり会社設立の理由、そしてその中において、行政の位置づけ、またその役割について、どのようにになっているのか、市長にお聞きをいたします。

また、若手職員のプロジェクトチームで1年間かけて検討した内容、市長自身はこれからの中心市街地をどのようにしていきたいのか、その構想について、あわせてお聞きをいたします。

次に、生活バスについてお聞きいたします。

近年、全国各地において高齢者運転免許証自主返納制度が注目されております。

これは、高齢者の交通事故増加に対する対策の一環として、高齢などにより身体機能が低下したと自覚された方が、運転免許証を自主返納する制度であり、希望により運転経歴証明書が交付されます。

そして、地域によって内容は異なりますが、この証明書によってバスやハイヤーの運賃割引や、商店街での買い物割引などの特典がついております。

現在、各地で返納者が増加しているにもかかわらず、宿毛市では返納者がほとんどいない状況であると、宿毛警察署でお聞きをいたしました。

私は、宿毛市に住む高齢者やその家族が、車の運転が危険だと気づいているにもかかわらず、免許証をなかなか手放すことができるのは、宿毛市の余りにも貧弱な公共交通の現状が大きな原因になっていると考えております。

高齢者を含む移動手段を持たない交通弱者の方々は、公共交通機関のない地域では暮らせません。現在、400世帯以上の方が生活し、高齢化が急速に進んでいる西町においても、路線バスがありません。

さらに、西町の雇用促進住宅、新しく市営地域振興住宅になりますが、ここには耐用年数の過ぎた市営住宅から、合わせて30世帯の方の転居を予定していると聞いております。その多くは、高齢者ではないかと考えております。

現在、西町の車を持っていない住民は、病院に行くにも週1回の医師会のバスに頼るしかな

く、大変不便な状況であります。

そして、このバスは通院にしか使えません。こんな状況では、交通弱者と呼ばれる移動手段を持たない方々は、西町で生活はできません。

そして、西町だけではなく、宿毛市内の現状は、公共交通の空白地域ばかりで、高齢者などの移動手段を持たない方にとっては、とても暮らしにくい町となっております。

町の活性化、お年寄りの生きがいなどを考えても、これからの中高齢化社会の中で、住民の移動手段を確保するための生活バスは絶対に必要であると考えます。

新たな路線の整備を含めて、市が単独で走らせるぐらいの取り組みをするお考えはないか。現在の公共交通機関の状況とあわせて、市長にお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

中心市街地の活性化でございますが、真丁のアーケード街を中心とした周辺市街地の商店街は、ただいまスーパーの撤退であるとか、商店街のシャッター通り化などによりまして、町中に住んでいながら、日常の生活を営むにも、郊外に買い物に行かなきゃならないというふうな状況で、特に車に乗れないお年寄りの方々にとりましては、大変深刻な状況となっておるわけでございます。

町中の公共土木施設を見てみると、道路幅員は狭く、車の行き違いにも苦労しているのは実情でございます。

また、水道通りの用水路兼道路の側溝は、老朽化が激しくなっておりますし、土砂が吸い出されて、民地や道路の陥没が再三にわたって発生をしております。

このような中で、早稲田大学から寄附を受け

た旧高知銀行跡地の利用も含めまして、昨年度、市職員の若手職員6名で、宿毛市中心市街地活性化検討チームを立ち上げまして、活性化について、ハード、ソフトも含めて意見を出し合って、協議を行い、とりまとめをしてきたところでございます。

このような経過を踏まえまして、宿毛商工会議所と市が中心となりまして、ことし4月15日に中心市街地活性化協議会設立前の準備会を開催をいたしまして、現在までに2回の準備会を開催しています。

まず、1点目の中心市街地活性化協議会の概要ですが、宿毛商工会議所並びに、これはまだ仮称でございますが、まちづくり宿毛株式会社が中心となりまして、住民、事業者、行政が一体となって、中心市街地の活性化を実現するための主体的なまちづくり組織として、準備会を立ち上げています。

構成員といたしましては、宿毛商工会議所、これはまちづくり宿毛株式会社の予定メンバーということには、一応なっておりますが、まだ会社ができておりますので、このメンバーということにはなかなかならないかもしれません。それから宿毛市、そして住民代表で、土居下区、それから本町区と、それから観光協会、ハイヤー・タクシー組合、本町、真丁商店街組合、地域経済代表など、幅広く、現在のところ27名の構成メンバーとなっております。

次に、スケジュールですが、準備会での進展に合わせまして、早い時期に協議会に移行しまして、ことし末までに基本計画書をとりまとめて、本年度末に国の認定を受ける計画をしております。

まちづくり交付金事業だとか、経済産業省の支援だとかがいただけるような事業でございます。

次に、まちづくり会社設立の理由でございま

ですが、これは旧法で位置づけられましたTMO構想による国の支援策は、経済産業省を中心としました限られたものでございます。

市街地の活性化に対する抜本的な対策の実行は、少々困難なところもございました。

この状況を踏まえまして、国が平成18年8月、中心市街地の活性化に関する法律の改正を行いまして、旧法における商業の活性化のみにとどまらず、町の総合的なプロデュース、つまりはインフラ整備はもとより、街なか居住推進事業、活性化に関する仕掛け人の育成とか、イベント開催等のソフト事業の多種多様な支援策にてバックアップするものとしまして、あわせて法の中で、中心市街地活性化協議会の位置づけを行い、その設置者として、都市機能の増進を推進するものとして、まちづくり会社、また経済活力の向上を推進するものとして、商工会議所を定めまして、果たすべき役割を明確にして、基本理念の明示と、責務規程を新設して、より広く市民参画が可能な、実現性を重視した組織とするため、宿毛市も出資して、まちづくり会社を設立しようと、こういうふうなことでやっているものでございます。

続きまして、行政の位置づけとその役割でございますが、協議会においては、オブザーバーとしてまちづくりの政策展開を推進して、基本計画作成に当たるということと、認定申請業務を行っていくということでございます。

基本的には、すべてにおいて行政が裏方に徹して、商工会議所、それからまちづくり会社、中心市街地活性化協議会を全面的にサポートしていくというふうな状況でございます。

次に、市の中のプロジェクトチームにて検討した内容でございます。

これは、若い人たちの自由意見を出し合っていただきたいというふうなことで始めまして、同年の、昨年の10月までに計7回程度の勉強

会を行ってます。

協議内容といいたしましては、今までの反省を踏まえて、今までの反省をというのは、前の計画でせっかくコンサルタントに委託しながら、計画書だけでき上がって何も手つけてないというところがございましたので、やっぱりもう、手をつけるべきだというふうなこともあります。

だから、もう実現可能なエリアを設定しまして、コンパクトなまちづくりを目指すことを、コンセプトの素案内容としまして検討したわけでございます。

とりまとめ内容でございます。これは、皆さんにお渡ししても構わないとは思いますが、こういうふうな、宿毛市中心市街地活性化プランヒューマンスケールなまちづくりということで、若い人たちにちょっと簡単な形でつくっていただいております。

こういった形で、ハード事業が10件、それからソフト事業が8件の合計18件の提案をしてもらっているところでございます。

私がどうなんだということでございますが、私の意見を先に言ってしましますと独善的になったりしたらいけないもんですから、若い人たちの、子どもを持っている若い世代ということですけど、その人たちに、自由に発言してもらいたいということがありまして、私自身は、2つだけコンセプト的に言わせていただいたのは、せっかく水があるんだから、水を生かして、豊富な松田川の水が、水道通りに真ん中に通っております。

昔の写真を見ますと、水道の水路が真ん中にあって、両サイドに道路があったというふうな写真も見ました。

そんなことで、せっかく水があるんだから、水を生かしたらどうだというのが1つと、ご存じだと思いますけど、東京の日比谷公園なんか、うちの中心市街地より大分広い状況でございま

すので、できたら町中に公園があるんじゃなくて、公園の中に町があるぐらいな、そういうつもりで発想をしたらどうかと。その2点だけ、皆さんの自由意見を入れてみたらどうやろかねというふうなことで、発言をさせていただきまして、身の丈に合った、宿毛らしい、水と緑のあふれるにぎわいを創造したいというふうなことを、私自身としては言わせていただいたわけでございます。

将来にわたりまして、町中で子どもたちが水に親しんで、遊んで、楽しめる。それから、子どもたちが将来の郷土を誇れるまちづくりにもっていかなきやいけないなというふうに思つておるところでございます。

次に、公共交通機関でございます。

中平議員に、非常に痛いところをつかれております。高齢者の運転免許の自主返納が少ないということでございまして、それに対する見返りというものが、まだ宿毛市にはございません。

私も、高齢者運転免許証の自主返納というのは、これはいいことじゃないかななど。高齢者の地域安全協議会に出ておりましても、高齢者の死亡事故が、昨年3件ほどありました。高齢者だけでございまして、非常に運転のところが、ちょっと危ないところの方もおられるというふうなことでございます。

これには、やはり自主返納していただくためには、公共交通がしっかりととかなきやいけない、これはもう当然のこととございます。

そういう形で、公共交通機関というものをきちんと整備を、整備と言いますか、整理をしていかなきやいけないということは、もう頭の中に入っています。

当市におきましても、公共交通事業者の不採算路線からの撤退等によりまして、交通の空白地帯が発生している背景もございます。自家用車に依存する社会構造でございます。

自家用車で移動が困難な高齢者や障害者、それから通学者など、移動手段の確保とか、観光旅行の促進のための環境整備の観点からも、公共交通の整備は不可欠ではあるというふうに考えております。

公共交通の利用によって、自家用自動車と比べまして、CO₂の排出量も減らして、環境負荷を小さくできるということもございます。

また、自家用自動車への過度な依存を見直しまして、この公共交通と自家用自動車との適切な役割分担を行う。それから、環境負荷の低減を図るためにも、この公共交通の利用促進を図ることは重要なことであるということは、十分認識していることでございます。

まず、公共交通機関の状況についてでございますが、宿毛市内で運行されている民間のバス路線と便数は、宿毛駅から中村が1日14便ございます。宿毛駅から清水バスセンターまでが1日12便、宿毛駅、大月町のふれあいパークまでが1日6便、宿毛駅と片島岸壁までが1日12便、宇和島駅前から宿毛までが1日22便の5路線でございます。

また、スクールバスでございますが、橋上町楠山から与市明までが1日1往復、沖の島町の弘瀬から長浜までが1日4便の2路線でございます。

児童生徒以外の沿線住民も、有償での乗車が可能となっていますけれども、小筑紫町舟ノ川から中央1丁目までの路線は、平成21年度より児童はいなくなって、一般利用者の乗車も少なかったために廃止となりました。

また、新たな路線の整備を含めた市単独での生活バスへの取り組みをする考えがないかとのご質問もありました。スクールバスを除くバス運行につきましては、平成20年度で、市から民間バス会社に補助金を940万ほど支出をしております。

公共交通の話をするのに、運行本数が少ないので、利用率が伸びないのか。利用率が伸びないので本数が少ないのでといった議論となるわけでございますけど、今後、さらに高齢化が進むことが予想されています。住民ニーズの把握する中で、時代の要求に合った、宿毛にとって最適な公共交通のあり方について、地域公共交通会議等による議論も含めて、検討もしていかなければいけない。

そしてまた、今まで民間のバス会社に対しては、補助金の支出というだけに終わっているくらいがあります。やはり、これは我々の市域を走っているバスでございますので、やはり、これについて、一定、中平議員、今おっしゃいますような生活路線バスというものの確保という観点からも、一定、真剣に、我々ものを申していかなければいけないんじゃないかな。補助金を出しているだけで、今、終わっている部分がございますので、ただいま、この四国西南地域で国からの支援金があり、西南地域の公共交通協議会というものもございます。そういうことも始まっておりますが、やはり我々宿毛市としては、宿毛市域の生活バス路線の確保だとか、そういうしたものについて、真剣に、もうちょっと民間バス会社とも話し合いをしながら、民間でできることを、またそれをできなければ、どうしてもできなければ公共でもやらなきゃいけないのかどうかの決断も、そろそろしなきゃいけないかなというふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、中心市街地活性化事業についてですが、市長の構想としまして、2つだけ、水を生かす、公園の中に町がある、そういったお話をさせ

ていただきました。かなり大ざっぱなと言いますか、大きなところでの構想ということで、わかったわけですが、その若手職員のプロジェクトチームで検討した内容、いろいろあるとは思うんですが、お見せしてもいいよということなんですが、この議会、この答弁の中でもう少し詳しく説明をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、まちづくり宿毛株式会社設立の理由で、実現をするために、宿毛市としても出資をして、会社をおこしていくということで、答弁をいただきました。

市長みずからが、3月議会の、たしか質疑においての答弁であったと思いますが、先ほども答弁にも出てきました、そのTMOの関係でありますて、基本計画だけつくってはいたんですけど、実行が全然なかったと。やはり計画を立てて実行するのが大切である、そういうふうな答弁をいただきました。

このTMOは、宿毛商工会議所が立ち上げたということだと思いますが、先ほどの答弁の中にも、旧法という形で紹介がありました。

ただ、このTMOに対しまして、宿毛商工会議所を通しまして、宿毛市からの補助金が入っております。たしか3年間で295万円の補助金が入っていると思います。

その内容については、平成16年度に空き店舗の利活用及び中心市街地の集客と活性に関する調査としまして100万円。17年度には、東洋城酒造便所等改修工事として100万円。そして、18年度には、宿毛の蔵 東洋城開発事業及び商店街景観美化事業として95万円であったと思います。

この宿毛の蔵 東洋城は、当初、高知市のひろめ市場のような、そういったにぎわいのある、そういった宿毛市の中心的なところにしたいという思いで、たくさんの店舗を入れて、観光客

を含めて、地元の人たちも楽しめる、そういうところにしていきたいというお話だったと思いますが、実際のところ、現在、1店舗のみの営業となっております。

当初の計画とはかなりかけ離れたことになつておりますが、この、既に整備した宿毛の蔵東洋城のその効果について、市長としてはどのように考えておるのか。

計画は実行できなかつて、これはいかんということなんですが、この既に整備している東洋城について、どのように判断をしているのか。

そして、これから、また計画を新たに策定する中で、この東洋城をどのように生かしていくと考えておられるのか、そのことについて、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

続きまして、生活バスについてに移りたいと思います。

まず、宿毛市としては、こちらの特典と言いますか、そういったものがないというふうな形で、市長の方おっしゃいましたが、若干、西南交通の方の免許返納サポート定期というのがありますように、こちらの方が、路線は大変少ないんですが、西南交通であれば、宿毛市の方で使えるんじゃないかなというふうなお話は、警察の方でいただいたところです。

そのほかについても、現在、警察の方と言いますか、安全協議会の方で、お店や、それからタクシー、ハイヤーと言いますか、そういったところともお話をしている最中であるということで、ぜひ行政としても、バックアップしてほしいなど、そういったお話をいただいたところでございます。

それから、全国の取り組みという中で、生活バス、いろいろな名前があります。コミュニティバス、そしてまちづくり活性化バス、また町内循環バス、そういった名称で、もう全国各地で何百という取り組みがなされているところで

ございます。

先日、松浦議員の質問等でありましたが、それとはまた、同じような形なんですが、若干、その性質が違うものでデマンド交通というのもふえておりまして、これは、昨年4月の時点で224市町村にのぼっていると聞いております。

市長のそのときの答弁で、デマンド交通でなくとも、マイクロバスのようなもの、マイクロバスと言いますか、どう言いますか、ワゴン車のようなものでも対応ができるのではないか。そういったことも含めて、全国的な取り組みを調査しているんだよというお話もありました。

そういったことを含めまして、市長自身が、今、こういった形が宿毛市にはあつてあるんじゃないかなという構想をお持ちであれば、ぜひお聞かせをしていただきたいと思います。

そして、先ほど来、同僚議員からの質問もありますように、宿毛市には小中学校の再編計画ということで、中学校の統合の方を計画しております。

この統合が計画どおり進めば、宿毛市全域でスクールバスが運行しないといけないような状況になってくるとも考えておりますが、現在の形のように、スクールバスの中に一般乗客を混乗、混乗と言いますか、一緒に乗せるのではなくて、学校の登下校の時間以外の、要するに生徒がいない時間も、生活バスとして走らせて、生徒がいない地域にも生活バスとして入って行く。

そういった中で、またスクールバスとしての機能も行っていくという、そういったことで、補助金等の制約が出てくるとは思いますが、そういったことも検討すべきときに来ているんではないかなと思ってますので、こちらの方も、市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

以上で、1回目の再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、若手の職員との、中心市街地活性化プラン、ヒューマンスケールなまちづくりということで、検討チームが作成ということでございます。

詳細なところにつきましては、コンセプト、活性化の考え方もあります。これは、また後で議員の皆様にも配らせていただきますが、基本的なコンセプトでございますが、1つは、花と緑に囲まれたやすらぎのまちづくりというものを書いております。

それから、2つ目が、大人が集うまちづくり。

それから、3つ目が、お年寄りや障害のある方が、安心して住めるまちづくり。それから、若い力が育つまちづくりと、4つの活性化の基本コンセプトをつくっておりまます。

それで、個別事業の概要につきましてでございますが、これを簡単に、ちょっと説明させていただきますと、まず1つは、花と緑に囲まれたやすらぎのまちづくりの中では、ハード事業としましては、梓公園の、まず整備。これを、住民のやすらぎの場として整備するということ。

それから、水道通り、いわゆる旧水道町ですか、そこの水路の拡幅ということ。

それから、民具等の展示ギャラリーの設置。それから、休憩用ベンチの設置が、このやすらぎのまちづくりの中でのハード事業4点でございますが、あと、ソフト事業としては、市街地散策コースの設定ということで、梓公園を中心にして、四季の植物が楽しめる散策コースや、あそこの大橋、旧大橋のたもとにありますお遍路の休憩施設が設置されるにあわした、新たな遍路道の創設など、市街地をめぐる新たな散策コースを設定するということをやっております。

次に、大人が集うまちづくりのハード事業で

ございますが、これは、梓公園のライトアップをしよう。それから、水道通りのカラーブロック化と置きあんどんの設置。それから、簡易トレーニング施設、空き店舗を活用して、市民が気軽に立ち寄って、ちょっと運動できるかなと。

それから、雨天用のウォーキングコースの設置というものが、失礼しました、これはソフトの方です。

ハードは3点ございまして、大人が集うまちづくりのソフト事業としては、夜の散策コース、それから地産地消認定店制度の創設ということで、生産者を明示した食材を提供するというふうなところ。

それから、先ほど申しました、ちょっと雨天用ウォーキングコースの設置ということです。

それから、次に、お年寄りや障害のある方が安心して住めるまちづくりのハード事業としましては、旧国道の歩道拡幅、これは旧市街地から病院への通院を容易にするために、旧国道の歩道を拡幅しようと。

それから、高齢者用住宅の建設。これは1階部分に日用品販売店を併設したような、高齢者住宅を設置しまして、高齢者が安心してできる、生活できる住環境の整備。

それから、障害者の共同作業所の拡充ということで、既存、ことしからちょっと小筑紫の方へ移りましたが、去年のことでございますので、共同作業所を拡幅して、市街地を構成する一員として、自立できる環境づくりを目指す。

それから、AED、安心なまちづくりのために、市街地の数カ所にAEDを設置するというふうなこと。

それから、ソフト事業としましては、高齢者医療の高度化を図ることと、住民組織によりますボランティア。ボランティア組織の結成をしていくうじやないかということを決めております。

それから、若い力が育つまちづくりとしてのハード事業は、学童保育施設の設置である。それから、アーケード街への車両通行規制と遊具の設置。それから、子育て支援教室の設置と、環境学習施設の設置。

それから、これは環境学習施設というのは、廃油の回収施設をつくりましょうとか、子どもたちや市民に環境意識の高揚を図るとともに、環境に配慮したまちとしてのイメージづくりを行う。

それから、ソフト事業としまして、チャレンジショップを開店しましょうということと、既存飲食店のテイクアウトメニューの、これ踏み込んだことでございますが、それを充実させよう。

それから、公園付近には屋台等を誘致するというふうなことも、決めております。

大体、簡単でございますが、このまちづくりプランについて、検討チームが作成したものでございます。

それから、2点目にございましたように、旧TMOと言っていいかどうか、旧の組織でございます。これは、中平議員がおっしゃったとおり、TMOは平成17年4月に設立されております。商工会議所の方で、16年度で補助金を出して、調査をして、17、18で事業をしているわけでございますが、これは本町商店街に位置している東洋城の醸造跡地、これがもったいないから、これを使おうじゃないかというふうなことで調査をして、事業をちょっととしたということでございます。

私自身は、この事業の評価は、まず1つは、最初に100万円を出したとき、これもやはり、調査ばかりするんではなくて、いわゆるTMOのための、市街地活性化基本計画というものができていましたから、それに基づいて、手をかけていくのが本当じゃないかということで、

非常に主張したんですけども、聞き入れてくれないで、たしか、どこかアキテクトとかいうところへ調査を依頼したということで、何かコンサルだけをしたというふうなことでございます。

それで、この醸造を生かしましょうということは、一定、そこで出たわけでございますが、そのときに、じゃあ実施するのにどうするかということで、あそこの改造をするところで、補助金を出すというふうにして。

評価につきましては、少し、皆さんが使える、高知にあるひろめ市場的なものには、結果的にはならなかつた。

というのは、非常に高い家賃を設定をされておりました。これは、我々が関与できることではありませんでしたが、今の焼肉屋さんも、恐らく高い家賃を払っているんじゃないかと思われます。

幾らかは、ちょっと承知しております。

公衆的なトイレをつくっております。これは皆さんが使っていただけるように。それから、皆さんが集まれるところを、ちょっと広場的にやっております。ただ、ちょっとした、ライブ的なものもやっているようでございますけど、トイレとかも、私、どこかで言ったかもしれませんのが、やはり高齢者がふえているんだから、トイレもやっぱり洋式スタイルのものと和式と両方ということで、お願いをしとったんですけど、でき上がってみれば、旧態依然の和式だけのトイレになってまして、どうしてこう、皆さんが使いやすいものを考えてつくらなかつたのかということで、あんまり評価的には、自分としては評価できないというふうなことは思っている。

お金、補助金を出しているわけでございますけど、でき上がったものを見たら、ちょっと失望している部分があります。

だから、もう少し、人が来て、集まって、便利がいいねというふうなものにしてほしかったなという気持ちがあります。

これから、こういったまちづくりのことを皆さんに、今、事前の協議会がございますが、こういったものも含めて、ぜひ憩いやすい、皆さんのが集まりやすい、観光客が来ても見ていただけるというふうなところを、やっぱりこれからつくっていかないといけないんじやないかなと、そういうふうなことを思っております。

次に、公共交通の問題でございます。

私自身、先ほども申し上げましたように、本当に公共的なバス、私ども若いころには、県交通バスが縦横に走っていましたけど、今、その西南交通が走っております。

ただ、市域の隅々までバスが通っていないことは確かでございますので、できればこれを隅々まで走らせたいというのは、自分の思いではございますが、なかなか実行にできていないというところがございます。

先ほど申しましたように、民間に補助金も出しているわけでございますから、もう少し、例えば大型の空きバスをバンバン走らせるんじやなくて、もう少し小型にして、隅々まで行けるような時刻表をつくるだとか、汽車との連携、それからフェリーとの連携、巡航船との連携、それから地域、地域へ、できれば走らせていただきたいというふうな思いは持っております。

この思いを、財政的にどういうふうになるかは別としまして、少し絵もかいてみたいし、鉄道を中心とした形で、宿毛駅から発進、東宿毛、そして平田、そういったところを中心にしてのバス路線というものが必要ではないかなという気はしております。

それから、仮定の話で、中学校統合だと、市全域が学生を乗せて走らなきやいけないんじやないか。それも、混乗という、スクールバス混

乗というよりも、違う時間、例えば昼間の時間ですね、そういうところで、そういうバスを走らせられないかということでございますが、全くその、先ほどの構想のとおりでございますから、ある一定、皆さんのが乗っていただける時間をセットして、その時間帯にやっぱり走っていただくというふうなことが、大切じゃなかろうか。

本当に、今今と言いますと、現状を見ますと、大きなバスが本当にガラガラで走っている状況が見受けられます。だから、そういう時間帯というのは乗らないんであれば、その時間帯は走らなくてもいい。朝夕とか、昼、それから病院の行く時間帯であるとか、目的地をきちんとした形で、公共バスを走らせるというふうなことが必要かなと、そんな思いを持っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、2回目の再質問をいたします。

中心市街地の活性化事業については、若手職員の、大変すばらしいと、私は思って聞いてたんですが、そういった案もお聞かせ願えました。

それで、市長の方から、市民のためのまちづくりということも、大変よくわかりましたので、少し、私、実は心配していた感がありました。

観光客のための、やっぱり中心市街地のまちづくりをしていくのではないかというような思いがありました。

クルーズ船のお客さんが、四万十川や足摺にばかり行って、宿毛市内で余り楽しんでいただいてないという現状がありましたので、こちらの方のことをメインにして、もしもまちづくりをするのであれば、少し違うのではないか。

やはり、中心市街地というのは、宿毛市民、そしてこの近隣の方々が来て、そこでお買い物をしたり、憩いの場として生活できる、そうい

った場の提供をしていただきたいなど、そういった思いがありましたので、少しそちらの方の質問も考えておりましたが、市長の答弁がそちらの方には向いてなかったというふうに理解しております。

この点について、市長の考え方があればご答弁の方をいただきたいと思います。

そして、生活バスと言いますか、中心市街地の活性化も含めての公共交通機関ということでの質問になっていくとは思います。

先ほど、中心市街地の中でお年寄りや障害者の方々が、買い物というか、訪れて楽しむような、そういう場所の提供にもしていきたいというようなプロジェクトチームの方からの案も疲労していただいたところであります。

残念なことに、先ほど、市長の方からもありましたが、障害者の事業所が若干、市外の方にずれるということで、少し寂しい気もしますが、ぜひ、その中心市街地の方は、そういうお年寄り、交通弱者を含めてお年寄りやら、どう言うんですかね、障害を持たれた方々が、楽しめるような、そういうまちづくり、高齢者住宅も含めですが、そういうまちづくりもぜひ視野に入れて、行っていただきたいなという思いがありました。

そこで、先ほどの生活バスの公共交通機関とのつながりになってくるんですが、この中心市街地に、ぜひ循環型バスといいますか、その市街地の周りを回って、どこでアクセスしてもいいんですが、宿毛駅なら宿毛駅でアクセスできるような、そういう中心市街地の循環バス、そういうものも構築すべきじゃないかというふうに考えております。

そうすれば、生活バスと循環バスが1つのルートで結ばれるようになれば、宿毛市内の各地域から、交通弱者と呼ばれる、交通手段のない方々が町の中心地へ買い物に来れるようになる

のではないかと考えております。

鹿児島県のAZスーパーというのが、最近、マスコミ等で取りざたされておりますが、こちらの方は、片道100円で高齢者、要するに交通手段を持たない方々をですね、こちらの方を、スーパーまで運ぶということで、大変、高齢者の方々に喜ばれている。そういうことを実施しています。

それで、スーパー自体の売り上げも伸びて、大変、成功しているということも聞いております。

先ほど、市長の答弁の中で、不便だから使わないのか、使わないから不便なのかというお話がありました。

よく、市長が、耳につく言葉なんですが、市長のお言葉の中で。

宿毛湾港の防波堤のときに、ニワトリが先か卵が先かというお話をよくされます。それで、市長は、国に対して、不便な港は利用しないよと。ぜひ、防波堤をつくってください。そうすれば便利になります。便利になれば、その港を利用しますというお言葉を投げかけて、その結果と言いますが、防波堤の、第2防波堤の工事も着工する運びとなったところでございます。

ぜひ、市長にはそういう思いで、便利にしていただきたい使わないのなら、また計画を変更すべきだとは思いますが、まず、便利にしていただきたい、そのように思いますが、この点についても最後に答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

これは、バスの方にもつながる、中心市街地の活性化にもつながる話だと思いますが、私自身は、市民が憩って、市民が楽しんでれば、観光客もおのずから来るんじゃないかな、そういう

思いを持ってます。

観光客だけに来ていただきたいというふうな思いでは、市民、なかなか納得しないと思います。やはり、市民が、例えば中心市街地にも集まって、皆さんのが憩える、楽しいねと、きれいだねというふうなところがあると、そういうのはおのずから、やっぱり観光客の人も行ってみようかという気になる。

そういうもんじやないかと思います。

だから、基盤整備というものは、そういうことからやっぱり始めなきやいけないかなというふうに思います。

それで、今の不便だから、便利だからという話も、これもつながると思いますから、やはり交通の面についても、これは市民の方に便利のいいようなことをやっていく。

中平議員も今も言っていただきました。私も先ほど言いました、基幹としてのくろしお鉄道があるわけです。その、やはりこのくろしお鉄道を基幹にして、そこからこういうふうな、何か網の目状にあるとか、そんな網の目状まで詳しくは、今のところいけるとは限らないんですが、そこを起点にして、どんどん行つていけば、それほど無理なことではないんじゃないかなという気がしております。

だから、交通をやはり便利にするということは、不便だから使わないというよりも、便利だから使うとか、そういうふうなものとは違って、やっぱり便利にしなきやいけないというふうなことを、基本的に思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、1点だけなんですが、中心市街地の循環バスについて。循環バスがあると、お年寄り、特に僕らだと端から端まで歩けるんですが、お年寄りは、結構、1回同じ道通つて買い物したら、反対側から、もう

同じ道を通つて、もう1回バス停までということには、なかなかならないと思います。

障害者の方のことも考えている。高齢者住宅も考えているということですので、この循環バスの件も、ぜひ検討すべきだと思いますが、その点について、市長にお聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、答弁がちょっと抜けてたようでございます。失礼しました。

こういった循環バスについては、やはりまちづくりがこういうふうになると、交通もやっぱり一体としてしなきやいけないと思います。

どこでこういうふうなものが、何を、人を運ぶ、物を運ぶというものがどうしても出てきます。

そうなると、附帯的に、必ずそういうものが出てくると思います。

高齢者住宅なんかにしましても、もう自分の考えは、高齢者こそ町の真ん中にもって来る。そうすると、住宅がありましたら、そこに親類の方、お孫さん、ひ孫さんがおられます。そういう方々が集まって、必ず集まつてきます。

そういう人が集まるということで、また購買意欲も出てくる。

お年寄り、これ人に聞いた話なんですが、お年寄りがやはり買い物を自分でするということが、やはり認知症にならない。防止の効果もあるというふうなことも聞いております。

だから、今の循環バスにしても、まちづくりがきちんとあって、皆さんのが集まるような形をつくれるようであれば、これはおのずから、その循環バスが必要になってくると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、以上で一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決し
ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時27分 延会

平成21年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成21年6月16日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第13号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第13号

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君 2番 岡崎利久君

3番 野々下昌文君 4番 松浦英夫君

5番 浅木敏君 6番 中平富宏君

7番 有田都子君 8番 浦尻和伸君

9番 寺田公一君 10番 宮本有二君

11番 濱田陸紀君 12番 西郷典生君

13番 山本幸雄君 14番 中川貢君

15番 西村六男君 16番 岡崎求君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長 小島美喜子君

議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副市長 岩本公文君

企画課長 岡崎匡介君

総務課長 弘瀬徳宏君

市民課長	滝本	節君
税務課長	山下	哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島	秀夫君
保健介護課長	三本	義男君
環境課長	岩本	克記君
人権推進課長	乾	均君
産業振興課長	頼田	達彦君
商工観光課長	津野	元三君
建設課長	安澤	伸一君
福祉事務所長	沢田	清隆君
水道課長	豊島	裕一君
教育委員長	松田	典夫君
教育長	岡松	泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口	君男君
生涯学習課長	有田	修大君
兼宿毛文教 センター所長	岡村	好知君
学校給食 センター所長	村中	純君
千寿園長	小野	正二君
農業委員会 事務局長	土居	利充君
選挙管理委員 会事務局長		

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○副議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番 中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

前もってお断りしておきますが、昨日、同僚議員より関連する質問がございましたが、せっかく通告をしておりまして、私なりの視点、観点から、再度、重複する部分もあろうかと思いますが、簡潔な、明瞭なご答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、公共事業と雇用対策について、お伺いをいたします。

ご存じのように、サブプライムローンの問題や、リーマンショックなどによりまして、米国発の世界同時金融経済危機により、世界じゅうが大不況に陥り、各国ではさまざまな業種で、倒産や失業が爆発的に増加をしております。

我が国におきましても、輸出関連産業などの非正規労働者を中心にいたしまして、昨年10月以降ことし6月までに約24万人が失職をしております。

また、新聞報道によりますと、昨年の国内の自殺者は3万2,249人で、そのうち30代の自殺者が、史上最悪の4,850人となっておるようでございます。

その自殺の動機別調査を見てみると、自殺の原因としては生活苦、失業、就職失敗といったものが前年より13パーセントないし40パーセント増加したことが明らかにされております。

さらに、ことしに入りましてから、自殺者は

昨年を大きく上回っておりまして、4月までの全国の自殺者は昨年同期より493人多い1万1,236人となっておりまして、労災認定された過労死などを含めて、不況が大きく影響しているものと考えられております。

一方、本市を含む幡多地域の経済状況は、バブル経済が崩壊して以後、ほとんど回復することもなく、高知労働局が5月末に発表いたしましたことし4月の四万十管内の有効求人倍率も0.38倍に低下をし、そしてここ数年は常に0.4倍前後の低水準で推移をしております。

また、ことし5月29日に総務省が発表しました高知県の完全失業率も、既に5.1パーセントに達しまして、慢性的な雇用不安に陥っているのが実態でございます。

こうした厳しい雇用環境の影響は、生活保護率の上昇にも直結をしております。厚労省が発表したことし3月の全国の生活保護受給者数は、165万人に達しまして、前年度比約5万人の増加となっておりまして、これは13年連続で上昇を続けているそうでございます。

宿毛市におきましても、平成18年4月の生活保護世帯数が130世帯、6.1パーセントだったのが、平成21年、ことしの4月には169世帯、8.5パーセントに急増をしております。

これらの雇用情勢や生活実態の指標を見てみても、構造的な不況が急速に市民生活を悪化させていることがわかります。

さらに、宿毛市の経済状況を類推する指標でございます、国勢調査の産業別就業人口を見てみると、昭和30年の調査では、1次産業が9,904人、これは全体の64.7パーセントでございます。2次産業が1,613人、同じく10.5パーセント、3次産業が3,804人、同じく24パーセントであったのでございますけれども、平成17年の国勢調査では、1次産業が1,681人、15.1パーセント、

2次産業が2, 318人、20.9パーセント、3次産業が7, 109人、63.9パーセントとなっておりまして、この半世紀間で本市の就業構造は大きく変化をして、1次産業中心から3次産業中心の生産性の低い消費依存型の経済体質に変わっていることがわかります。

2次産業におきましても、高知西南中核工業団地が立地して以後、上昇をしてきた就業者数が、不況と海外移転などによりまして、平成7年の3, 799人、30.2パーセントをピークに、大幅な減少に転じております。

こうした本市の厳しい経済環境の現状を踏まえて、宿毛市住民の生活を少しでも向上させるための行政施策のうち、公共事業と雇用対策について、市長の考えをお聞きをしたいと思います。

まず、その1点目といたしまして、公共工事における分離発注の積極実施と、市内業者の育成並びに雇用の確保について、お伺いをいたします。

平成18年5月23日に閣議決定されました国の公共事業の適正化指針によりますと、公共工事を発注するに当たっては、公正で透明な、競争性の高い方式で実現することを求めております。

その中で、公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関するこの⑤のその他の項では、設備工事に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され、施工の責任や工事にかかるコストの明確化が図られている等、当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質または種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとすると明記をされております。

また、公共工事の適正な施工の確保に関する事項では、技術検査の検査結果を工事成績評定

に反映させることや、ダンピングの防止、入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項では、不良、不適格業者を排除するために、管理技術者が現場で選任できるかどうかを確認すること。さらに、業務執行体制の整備の項目では、市町村の技術者の要請に積極的に取り組むことも述べられております。

この適正化指針は、国の工事を中心に述べられておりますけれども、地方公共団体の長に対しても同様の措置を講ずることを求めております。

小泉内閣が推し進めた自治体に負担を強いる三位一体の急激な構造改革によって、地方の公共工事は激減をいたしまして、倒産や廃業を余儀なくされた市内業者も少なくないことはご承知のとおりであります。

本市の発注する公共工事に参入できる市内業者を育成し、従業員の雇用の安定を図るためにも、先進的な他市と同様に、本市の公共工事において分離発注を積極的に導入することが重要ではないかと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

また、伊勢市など、先進市で取り組まれておりますように、分離発注の公正、透明性を担保するための宿毛市公共工事にかかる分離発注に関する要綱を制定するお考えはないかについても、あわせてお聞きをいたします。

加えて2点目といたしまして、国に準じて県が公共工事の入札制度における低入札価格の引き上げを行いましたが、本市においても、最低制限価格を、国や県と同様に見直す考えはないかについても、お聞きをいたします。

3点目といたしまして、政府の緊急経済対策についてお聞きをいたします。

既に昨年度の2度にわたる国の補正予算を受けて、宿毛市でも緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業、合計5, 143万2, 000円

を労働費として、継続事業で今年度7月から10月にかけて取り組むことになっております。

このほかにも、一次補正関連では、地域活性化緊急安心安全実現総合対策交付金2億6,000万余りが、未執行分も含めて、既に予算化をされております。

さらに、先月29日に成立いたしました国的一般会計総額14兆円にのぼる補正予算に組まれております地域活性化経済危機対策交付金2億4,900万が、宿毛市に配分されることになっております。

これらの補正予算にかかる一連の交付金事業の目的は、政府の説明によれば、100年に1度といわれる、この未曾有の日本の経済や雇用危機に対する国の景気対策ということになっております。

政府がG8で約束いたしました景気対策ありきのこの大型補正に関しましては、赤字国債の発行や、予算の使い道をめぐりまして、賛否両論がメディアなどで報じられておりますけれども、その問題は問題といたしまして、宿毛市に配分されたこの自由度の高い今回の臨時交付金につきましては、有効に活用しなくてはならないと考えます。

景気対策という目的、補正の目的に照らしまして、疲弊した市内の経済に1滴の潤いになるよう、住民の雇用確保や市内経済の景気刺激策として、有効な予算執行に努めるべきであると考えますが、市長の対応の方針をお伺いをいたします。

続きまして、2点目の中学校の再編計画についてであります。

昨日、野々下議員からも詳しい質問がございまして、一定のご答弁をいただいて、理解をしておるところでございますけれども、私は、通告の中で、再編計画の進め方等を中心にお聞きをするということになっておりますので、重複

をするかもしれませんけれども、市民に広くしっていただくためにも、あえて通告どおり質問をさせていただきたいと存じます。

まず、平成19年7月13日に宿毛市教育審議会は、宿毛市教育委員会から宿毛市立小中学校の再編にかかる基本的な方向についての3項目にわたる諮問を受けました。

そして、わずか3カ月という短い期間に、4回の審議を経て、平成19年10月に答申をしております。

この答申が出た後、11月7日に開催されました議員協議会で、議員に対して教育委員会から初めて宿毛市立小中学校再編計画が示され、説明を受けましたが、議員協議会への説明は、議会へ賛否を問うものではございませんで、あくまでも教育委員会が決定した市立小中学校再編計画を議会に報告、公表することが主たる目的でございました。

ご承知のように、今回の中学校の統廃合、再編計画だけでなく、保育園の統廃合計画や、宿毛市行政改革大綱・集中改革プランの策定に関しましても、計画段階では、議会は全く蚊帳の外でございまして、執行権のない議会の議員は、でき上がった計画の報告を受け、そこで多少の質疑や意見を述べるにとどまるわけあります。

議員としての権限を行使することができるのは、定例会、臨時会での本会議や、委員会審査など、正式な議会活動の場に限られております。したがって、これらの計画に関する議員協議会での報告や説明は、いわゆる聞き置く程度でございまして、その時点で計画の賛否を問うことにはなりません。

通常、議会としての可否判断は本会議に議案として提案された案件に対しまして、限られた会期内で審査をした上で、可否を決することになります。

小中学校の再編計画につきましては、これまでの定例議会の本会議において、同僚議員が一般質問等で教育委員会や市長の考えを問い合わせておますが、小中学校再編計画そのものの策定のプロセスの見直しについては、宿毛市行政として、昨日の答弁以外には明確な答弁がなされていないというふうに考えますので、あえて今回、この問題を取り上げまして、市長並びに教育委員会の姿勢、今後の方針についてお聞きをいたします。

そのままで第1点としまして、計画策定のプロセスについてお伺いをいたします。

先日、私は情報公開条例に基づきまして、市立小中学校の再編計画策定にかかる宿毛市教育審議会答申書並びに宿毛市教育審議会会議録の資料を入手をいたしまして、拝読させていただきました。

審議会では、教育委員会事務局の作成した再編計画のたたき台と関係資料をもとに、平成19年7月13日から同年10月1日まで、計4回にわたって審議会を開催し、10月付で答申がなされております。

住民や学校現場などの代表からなる教育審議会に事務局案を諮問し、答申をいただくというこのシステムは重要であり、尊重すべきであると思いますが、再編計画策定にかかることができたのは、主に起案した教育委員会と教育審議会の委員、市長部局の関係者だけでございます。

審議会の会議録を熟読すると、諮問をした教育委員会事務局が再編計画を説明、主導する形で会議が進められております。

特に、中学校の再編計画では、多分に教育長の強い思いや希望で方向づけがされてきていることが伺える内容となっております。

1回目の審議会では、委員の中からさまざま多様な意見が出されておりますが、2回目、

3回目と回を重ねるうちに、委員会主導の考え方方が色濃く反映され、4回目には、ほぼ原案どおりの委員会案と、耐震問題を考慮した委員の意見を取り入れた案を含めた2案にまとめられております。

会議の中で、計画の推進を急ぐ教育委員会は、答申を得ればすぐにでも小中学校再編計画の具体化に取り組む姿勢を見せておりまして、答申後すぐに議員協議会で説明をして、地元説明会に入る段取りを述べておられます。

再編計画や時期についても、平成19年に小筑紫、栄喜、田の浦の各小学校の説明会に入り、それぞれ計画的に、小学校については平成30年までに現在の11校を4校に統合するとともに、平成27年4月1日には、現在6校ある中学校を1校にするとしております。

しかし、ここで確認しておかなければならぬ問題点は、教育委員会が発表したこの再編計画は、既にもう案ではなく、あくまでも実施に向けた計画そのものであるということでございます。

すなわち、計画そのものを策定する段階では、地域住民や保護者の意見を聞くこともなく、執行部中心に考えた再編実施計画を、市民代表の教育審議会から答申を得たことをよりどころにして、いわゆるトップダウンで住民を説得してまわるという手法をとっている点でございます。

重要な小中学校の再編計画を、少数の関係者だけで策定し、住民には計画ありきで説き伏せるようなやり方は、市長のふだんから言われる市民優先、住民参加の行政運営からはほど遠いものではないかというふうに言わざるを得ません。

特に中学校を、平成27年4月から市内1校で開校を目指す再編計画によれば、地元説明は今年度から入り、宿毛市議会議員選挙や、宿毛市長選挙が予定されております平成23年度に

は、用地買収に入るという計画になっております。

そもそも中学校は、市内に1校がベストだとする教育長の強い思いが、審議会を押し切ったように見えますが、審議会委員は納得したとしても、計画づくりのかやの外に置かれてきた保護者や地域住民はもとより、我々同僚議員の中にも、今回の再編計画には大いに問題があると考えている議員も少なくないのではないかでしょうか。

ことし3月議会では、中平議員の質問に対し、教育委員会は審議会の答申計画を変更することを答弁し、議会答弁を拝聴していると、委員会ペースで既に旧県立宿毛病院の跡地に新小学校をもっていこうとする構想が、具体的に進んでいるように見えました。

全体の再編計画が十分に住民に知らされていないことも原因かもしれませんけれども、今のところ、市民、住民からは、これらの再編計画に対する強い表立った動きは出ておりません。

しかし、教育委員会が強引に、独自の再編計画を強行していくようであれば、果たして現在の再編計画を地域住民、関係者に納得してもらえるのかどうか、心配がつのるばかりでございます。

審議会答申でも述べられておりますように、答申は答申として尊重しながら、再編計画を案として、広く市民、住民に、そして保護者、現場の意見を聞いた上で、再編計画をより、さらによいものにするために、もう少し時間をかけて進める考えはないかについて、お聞きをしたいと思います。

最後に、老婆心でございますが、忠告をしておきたいと思います。

篠山小中学校の改築問題は、記憶に新しいところでございますが、ここで経験されましたように、予算や条例議案を審査する議員が納得し

なければ、予算や条例議案がすんなり認められないケースもあり得るということも、現実に考慮しておくべきであるというふうに考えます。いずれにいたしましても、住民理解が得られる計画になっているかどうか、慎重にチェックすることが必要ではないかと思います。

以上、市長並びに教育長の今後の取り組み方針について、それぞれご答弁をいただきたいと思います。

最後に、3点目といたしまして、情報公開と宿毛市のホームページの充実について、お伺いをいたします。

情報公開について指摘をさせていただきたいんですが、質問で取り上げました宿毛市教育審議会答申などを初めとして、各種の計画、法定計画も含めいろいろな計画が宿毛市にはございますが、そうした計画や審議会の答申、あるいは会議録を含めて、そういった公開すべき行政情報の公開度は、非常に現在の宿毛市はお粗末だと言っても過言ではございません。

ホームページでなくとも、通常、既に公開されているべき行政情報であっても、公開されておらず、わざわざ情報公開条例に基づいて申請手続をしなければ、公開しようとしている行政姿勢に疑問を感じております。

特に、先ほど例示しました宿毛市教育審議会答申は、議会に対しても、説明資料からわざわざ本文を除いた再編計画のフローチャートだけを提出して、やり過ごしておりますが、重要な答申内容についても、議長からわざわざ要求しなくとも、議会説明資料として公開、提示すべきであります。

議員であっても、情報公開条例による開示請求をしなければ、公開しない姿勢は残念でなりません。

ちなみに、答申文を読みますと、その1、「はじめに」で触れておりますが、この答申が

保護者、地域住民、広く市民の理解を得て、適正な学校を推進することで、一層の教育環境の整備及び学校教育の発展に生かされることを期待すると、答申では述べておりますし、2の「審議の基本的な考え方」の4の項では、答申は広く市民に公開し、説明会を開くなどして、十分な理解が得られることを期待すると明記をされております。

しかるに、教育委員会は、会議内容も含めて、再編計画の計画やプロセス、答申内容について、情報を住民に速やかに提供することに対して、非常に消極的で、教育委員会の強引な地元説得によって、計画を具体化していくこうとする行政姿勢が透けて見えるのでございます。

個人情報の保護を担保した上で、ホームページなどで、行政として隠す必要のない開示すべき行政計画や、答申会議事録などの情報公開を積極的に進めていく必要があると考えますが、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

次に、ホームページの充実でございますが、宿毛市のホームページは非常に、情報が欲しい閲覧者の立場に立った構成になっているとは言ひがたいと思っております。

欲しい情報にすばやくスキップできるように、アクセスできるように、トップページのデザインのつくり直しも必要ではないかと思います。

そして、宿毛市のホームページと他市町村のホームページを見比べたときに感じることは、宿毛市の行政情報量が少ないと、使い勝手が悪いということでございます。

言うまでもありませんが、今や各市町村の情報収集は、インターネットを通じて得ることが圧倒的に多くなってきております。

サイト運営側の行政にとりましては、ホームページの果たす役割は観光や産業、文化を含め、宿毛の魅力を発信する重要なツールとなっておると思います。

例えば、宿毛への交通アクセスはどうなっているか知りたくても、トップページには何のインデックスもございません。宿毛市の紹介欄に入って、市長のコメントページの左に、交通というところがございまして、そこに入ってやっと定期船の時間表などがわかるようになっております。

他のサイト内ページにもリンクを張っておりますが、最短で知りたい情報に行き着くことができず、迷子になりながら、やっと探し出すこともあります。中には、最悪なケースは、知りたい情報が結局、どこを探しても、何もアップされていないというケースがございまして、トップページのインデックスの配置と情報別のわかりやすい表示がどうしても必要ではないかというふうに考えます。

さらに、ほとんどの行政サイトで取り入れておりますサイト内検索機能をトップページに追加する必要があるとも考えます。

この機能を持たせることによりまして、サイト内のインデックスをクリックして、手探りで情報を探すことをしなくとも、関連情報を一覧表示し、目的の情報ページにアクセスする時間と手間を大幅に削減することができます。

また、ホームページの更新がおくれて、ただしい情報と新しい情報に変更されていないケースも目につきます。

過去の情報も蓄積しながら、バックナンバーとして閲覧できるように、各課の情報リテラシーのスキルアップも望されます。

地産外消に取り組むつもりなら、宿毛市のホームページも1つの店舗と考えてほしいと考えております。

インターネットは、今や新しい行政情報や、新鮮な市町村、とりわけ宿毛の魅力を発信して売り出すことにもつながる重要なツールであることを、もっと重視すべきではないかと思いま

す。各課においても、常にリアルタイムで、ホームページに大切な情報をアップロードすることが、そういう努力が求められていると思いますが、改善するお考えはないか、お聞きをいたします。

あわせて、もう1つ提案したいんですが、英語、中国語など、例えば外国語の言語選択ができる外国語版ページを載せることも考えてはどうかということでございます。

宿毛市のホームページのすべてを外国語で表記することではなくて、宿毛湾港や宿毛の魅力を世界に紹介、発信するために必要な内容だけでも、紹介するサイト内リンクページを掲載するだけでも、インパクトがあると思いますが、この点についての検討もしてはどうかと思います。

以上、3つの質問を、1回目終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。中川議員の一般質問にお答えをいたします。

中川議員の方から、公共事業と雇用対策ということでのご質問がございました。

都会の方では、公共事業、小泉内閣になってから公共事業むだ排除というふうなことがありますて、ただ、私思いますのは、まだまだ我々の地域においては、都会と違いまして、公共事業、まだまだおくれている部分がございます。

やはり、1つの景気対策としては、この公共事業、それから雇用の問題にかかわるものでございますから、この公共事業というのは、まだまだ我々の地域においては必要なことだと思います。

現在も8の字ルート、四国8の字ルート、通つてないのは高知県の東部であり、四国の西南地域の我々のところでございます。

こういったことが、まだまだ整備されてない

にもかかわらず、都会の有識者という人たちが、道路は不要だとか、そういうことを勝手に言ってマスコミを煽っているというふうな感じが、私はしようがない。そういうふうなことを思っているわけでございます。

公共事業がなくなったために、市内の公共事業に関連して、技術屋さんをたくさん雇ってたその土木関係の業者さん方、非常に、技術的なもののおくれというものも、まだまだこれから出て来るんではないか。新たにまた、これから公共事業をやろうとしているときに、その技術屋さんがまた減っているんじゃないかな、そういうふうな懸念を、私は実は思っているところでございます。

中川議員のお話の中でも、就職難であり、自殺者が非常に多いというふうなこともございました。それから、当市においても、生活保護の世帯がふえているということも事実でございます。

こういったものを救っていくためには、雇用対策、しっかりとていかなきやいけない。そういうために、幸いと申しますか、今回において、臨時交付金のお話がございました。こういったものをきちんと生かした形で、雇用対策につながるような事業発注をしていかなきやいけないのかなというふうなことを思っているわけでございます。

その中の工事発注で、分離発注をということでございます。

宿毛市の方では、大した公共事業、それほどなかったんですが、昨年度まで、今年度もそうですが、水道事業関係、それから都市区画整備事業というのをやっております。

これから宿毛の防波堤の工事も始まる。また、再開されることでもございますし、横瀬川ダムの本格的な工事も始まります。

この県の工事、国の事業、それから、これは

国としてはダムと河川、それから港湾。そして県の事業としては、道路、河川、港湾、漁港といったものが、これから事業がたくさん始まるというふうなことでございます。

この国や県の発注につきましても、私の方は、国の出先の所長さん方に、ぜひ宿毛市域に係る工事については、宿毛市域のそれぞれの専門業者さんがおられますから、その人たちを、ぜひお使いくださいという宣伝もさせていただいておりますし、県の工事であっても、宿毛市域でなされる事業につきましては、ぜひ宿毛市域の業者さんをお使いください。

宿毛市の発注工事よりも、莫大なものがございますので、そういったお願ひもしているところでございます。

当市におきましては、工事発注に際してでございます。工事規模とか、地域性を考慮する中で、今、指名競争入札が主でございますが、指名が偏らないように配慮しながら、業者選定をしているところでございます。

工事の分離のことについてのご質問でございます。

工事の分離というのと、分割という2つの発注の仕方がございますが、分離、分割のメリットでございますが、これは専門業者の育成ということが非常に挙げられると思います。

デメリットとしては、1つは工事現場が錯綜するところが挙げられます。そしてまた、諸経費がちょっと高額になるというふうなデメリットもございます。

それぞれのメリット、デメリットがあるわけでございますが、国の定めた公共事業の発注に関する考え方についても承知をしているわけでございます。

宿毛市としましては、多少、諸経費が高額になったとしても、施工性等を考慮しながら、区画整理事業などにつきましては、積極的に工事

を分割して、発注をしているところでございます。

今後、発注を予定しています大型公共工事でございますが、市内業者で施工可能な工事は、ぜひこの市内業者中心の指名ということで、方針を立てております。

また、分離発注につきましては、設計業者と協議をしながら、総合的な判断によりまして、これは府内に指名選定委員会がございます。こういったところで、ただ業者指名をするだけでなく、こういった分離発注がいいのか。そして、分割がいいのか、そうしたことも含めて、指名選定委員会で決定したいと、このように考えておるところでございます。

次に、中川議員から、分離発注に関する要綱を制定する気はないかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、工事の種別、内容、そして全体の工事のコスト等を考慮しまして、指名選定委員会におきまして、中小業者に対する受注機会の確保を図っていきたい。

今のところは、綱領の制定までは考えていません。

次に、最低制限価格、低入札価格の引き上げということでございます。

これについては、私ども、最低制限価格と入札価格がございます。最初、私、市長に就任したときは、入札価格も最低制限価格も、全部事前公表をしておりました。高知市の例を見ればわかるように、これだけ公共工事が少なくなつて、業者間が疲弊してきますと、過当競争というふうな感じで、最低制限価格を公表しておりますと、その最低制限価格のみを皆さんのが、全員が指名業者が入ります。

こういったことで、全部、くじ引きになつしまうと、こういうふうなことになつてます。

最低制限価格も、業者さんがそれで仕事をして、一定、下請け、物品の購入とかいろいろあ

るわけなんですが、そこまでの、皆さんが生活できるような金額であればいいわけですが、ぎりぎりの金額でございます。

これが、いつもくじ引きで決められる。それだったらもう、指名なんて要らないんじゃないかというふうなことになります。

したがって、宿毛市では、先に最低制限価格を、まず公表はやめましょうということにしました。

それから、今は、入札価格も昨年ですか、国の方が入札価格の事前公表はやめますということで、これもやめておるわけでございます。

そして、また、最低制限価格の引き上げということでございますけど、この引き上げにつきましても、今は国土交通省の算定方法をもとに決定しておるわけでございまして、その率でやっておりますが、果たしてその率が、その請け負った業者さんに利益があがるのかどうか、それをやはり、積算をまずし直して、その最低制限価格を決めてあげないと、せっかく受注したとしても、従業員さんにきちんととした給料が払えない。これでは困るわけでございまして、なお宿毛市としては、率でやっておりますが、プラスして積算をし直して、その価格で果たして一般管理費がきちんと出るのかどうか。

一般管理費と申しますのは、ある一定の利益でございますが、そういうものが出るのかどうかのチェックをやっぱりしなきやいけないだろうということで、建設課の方にも、水道の方にも、そういう指示をしまして、その最低制限がいいかどうかのチェックをさせておるところでございます。

次に、政府の緊急経済対策でございます。先ほど申し上げました、きのう、今城議員にも質問をいただきまして、お答えをさせていただいたところでございますが、やはりこれ、緊急経済危機対策の臨時交付金でございますから、や

っぱり緊急性があるということが、まず1つと、そしてまた、経済対策でございますから、地域にとって効果のある、そして即効性のあるものをやっぱりやっていかなきやいけないんだろうという気はしております、そしてまた、これが高知県に出すのが、一次提出が6月22日ということでございまして、きのう申し上げましたように、今、その抽出作業を行っているところでございます。

もう少し時間をいただければ、ありがたいと思います。その県の方へ出す案ができましたら、皆様方にもご提示をさせていただきたいと、このように考えております。

全く緊急の経済対策でございますので、早くしなきやいけない。

それで、通常の議会の方で予算ご承認いただきました21年度予算での公共事業関係につきましては、ただいまの発注状況で、上半期ではもう60パーセント以上すると、発注するということで対応しておるところでございまして、大体、今現在で半分ぐらいの発注を、今月じゅうにはしてしまうということになっております。

次に、小中学校の再編計画でございます。計画を策定するに当たっては、原案づくりをしなきやいけない。中川議員から、るるお話がございました。私もそれに反対するものではございません。

ただ、そういうふうなつもりでやっているということは思っているわけですが、なおまだ足りないということでありますから、これはやっぱり自分たちも反省もしなきやいけないし、どの時点で、どこの、どういった形で皆さんに公開するなり、説明していくなりするかということが、ちょっとずれているようでございますので、また皆さん方、今のご意見も聞きながら、やはり計画をつくる段階、そして皆さん方に説明する段階、実行する段階、やっぱりプランを

立てるところ、原案をつくるに当たっては、先ほど、少数でと言いましたけれども、あんまり少数でもないとは思いますが、自分としては、ある一定、民主的にやっているんじゃないかなというふうなことは思っておりますが、見方によつては、また違う部分があろうかというふうなことでございます。

中川議員からもございました、時間かけるのも、私もいいと思いますし、皆さん納得してくれる間は、やっぱり実行もできない部分があろうかと思います。

また、押しつけで何かこれをやっちはまえというふうなことも思つておりませんし、議員さんからの強い意見も出していただきて、チェックもしていただきながら、いろんな意見をいただき、それを実現に、やっぱり取り組んでいくというふうな姿勢を持っているつもりでございますので、ぜひまたいろんなご意見をいただきたいというふうに考えております。

次に、情報公開でございます。

いろいろ指摘をいただきました。私自身が、余りホームページを見る時間がなくて、余り見ないものですから、気づかない点もございます。

今、いろいろご指摘いただいた部分について、職員の方でも気づかない部分があったろうということもあります。

故意にこれを少なくしているということではございません。職員として、こういうものが要る、こういうものがあった方がいい。それから、ちょっと今、聞きましたら、わかりにくいくぞというふうなこともございました。

そういうご意見につきましては、真摯に受けとめまして、ホームページの改善であるとか、情報公開も、私は100パーセント全面公開をすべきだとは思つておりますし、会議録だとか答申文も入つてないということでありましたら、やっぱり皆さんのが入手をしやすい環境づくりを

しなきやいけない、このように思つております。

ホームページの後の指摘も、細かい指摘もいただきましたので、この件、議事録も見ればわかると思いますから、この反省に立つて、皆さんのが見やすいように、ホームページを見る人が使いやすいようなホームページにしていきたいというふうに思つております。

それから、もう1つありました。外国版のページでございますが、お話ありましたように、外国版で掲載した方が効果的であるというふうなことでございますので、この導入に向けては、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

野々下議員にお答えをした部分と重複する点もあるかと思いますけれども、できるだけその点は避けてお話をさせていただきたいと思っております。

学校再編計画についてのご質問でありますけれども、子どもたちにとって、よりよい教育環境を提供するとともに、近い将来、発生が危惧をされております南海地震から子どもたちの命を守るため、安心で安全な学校づくりを目指して議論をされる中で、平成19年11月に、宿毛市立小中学校再編計画を策定をいたしました。

策定後につきましては、議員協議会の場で、議員の皆様にも計画をお示しをし、教育委員会の考えもご説明を申し上げたところでございます。

計画策定に当たりまして、いろいろな立場のご意見を承るために、有識者で組織をします宿毛市の教育審議会に原案を諮問をしました。

大変熱心にご審議をいただきまして、平成1

9年10月に答申をいただいたところでございます。

審議会の審議の過程でございますけれども、教育委員会がみずからの案どおりに答申をいただくように主導をしているのではないかとのご指摘でございますけれども、再編計画案を提示をして、審議をしていただく立場といたしましては、当然、学校再編についての必要性はもとより、計画案を審議会の委員の皆さんに十分にご理解をいただく必要がありまして、原案の策定に至った教育委員会の基本的な考え方も説明をする必要があるのではないかと考えております。

また、審議会の委員の皆様も、それぞれの立場から積極的にご意見を述べられました。

そうした中で、結果的には多くの部分で教育委員会の原案にご理解をいただき、答申をいたいたものと考えております。

決して教育委員会が強行に意向を推し進めたとは思っておりません。保護者や地域住民の意見が反映されていないとのご指摘もございましたけれども、学校再編につきましては、教育委員会として、どのように子どもたちにとって望ましい環境づくりをするかを、いろいろ整理をした上で、保護者の皆さんや地域の皆さんにそれをお示しをして、ご意見をいただくとともに、合意をいただきながら、進めていきたいと、今現在も考えております。

これまでも、十分ではないとのご指摘もありますけれども、再編計画につきましては、市の広報と市民の皆さんに周知徹底を図ってまいりました。

再編計画を保護者や住民の皆さんのお見を聞いた上で、さらによいものにするために、もう少し時間をかけて進める考えはないかとのご質問でありますけれども、野々下議員の一般質問に対してもご答弁を申し上げましたように、さまざまな状況の変化を想定をいたしまして、子

どもたちを基本において、どのような形が最も望ましいかを考えていくことが大変重要なことであると考えております。

現計画に固執することなく、今後もよりよいものにしていくために、いろいろな方からの意見を参考にして、検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。ちょっと、訂正をさせていただきます。

済みません。先ほど私、中川議員への答弁で、予定価格のことを入札価格と申し上げたようございまして、恐れ入りますが、訂正をさせてください。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） ご答弁ありがとうございました。

2回目の再質問を行いたいと思います。

まず、1点目の公共工事と雇用対策についてでございますけれども、分離発注についてのみ、再質問をさせていただきます。

指名選定委員会で判断していくという、総論的にはそういうことで、分離にするか分割にするか、一括にするかということを決めていくということでございます。

ぜひ、その選定委員会で適切なご判断をしていただきたいというふうに思っております。

経済状況等々については、繰り返し述べませんが、ご存じだと思いますので、そうした地域の経済を浮揚させるための1つの配慮もしながら、そういった業種の育成もお願いしたいというふうに思っております。

そこで、国交省が発表した、ちょっと資料がございまして、紹介しておきたいんですが、分離発注をやっている全国の自治体の数字がござ

います。

高知県は、現状は平成19年度の9月ですが、原則の分離発注が18市町村、そして原則一括発注が13市町村、その他4市町村ということになっておりまして、現在、どうするのか。今後どうするのかということにつきましては、変化なしということで、今後も、今言った現状で推移するのかなというふうには思いますが、18市町村が分割発注を、分離発注を原則にやりますよということを表明しております、各市町村の中でも、そうした配慮がなされておるというふうに思っております。

先ほどの指名選定委員会でやるにしても、宿毛市の行政姿勢として、分離分割発注は全くないということではないというふうに、私は答弁で理解をしておりますので、その点、今後の方針として、分離分割発注も積極的にやっていくか、消極的にやっているのかわかりませんけれども、分離分割発注も、今後、検討して、選定委員会で決定していくということによろしいのか、ご答弁を再度お願ひしたいというふうに思います。

それから、分離分割発注にかかわってですが、各市町村で、例えば水道なんかでいうと、日曜とか平日とかを含めた年間で当番制を決めて、いろいろお世話になって、業者にお世話になって、維持管理に努めておると思うんですが、例えば、大規模災害が起こった際のライフラインの復旧をするときに、市長、以前言われたと思うんですが、各業者間、協会も含めて一定の協定を結びながら、そういう対応をしていくということで、協力をいただいておるかのようなお話を聞いておりますけれども、この分離分割発注をされるであろうそういう設備関係を含めた、そういった業者に対しても、いろいろ行政との、どう言いますか、協力関係があると思うんですが、その辺の協定なり協力関係なり、きっちと

維持できておるのかどうかについても、再度、加えてお聞きをしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いします。

続いて、教育委員会の方になりますが、設置者は市長ですけど、お聞きをしたいと思います。

私が中心に、今回、取り上げさせてもらったのは、計画策定に当たってのプロセスがどうだったのかということを中心に述べさせていただきました。

つまり、我々議会、議員として、こういったこと、問題に意思表示ができるのは、こういった本会議の場がすべてでございます。本来。

ただ、委員会もありますけれども、審査する場合は委員会審査もありますけれども、基本的には本会議で決着していくということになります。

そういう部分で言うと、計画段階で議員が口を挟むということは、好ましくないということで、審議会の委員にも議員は極力出ないようにしようということで、これまで議会改革をずっとやってきたことも、皆さんご承知のとおりでございます。

そういった意味で、きっちとした計画づくりができるのかどうかについて、我々は審査、そしてこういった場で意見を申すわけでございますから、ぜひ、市民の声として、聞いていただきたいというふうに思います。

この計画策定に当たっては、恐らく平成27年を目標年度とする耐震改修促進法による計画が、1つ大きな計画があって、それを目標数値として耐震化を図るために、やむを得ずこういった財政事情もあるから、1校にするとかいう、中学校1校にするとかいう1つの方向も出たんじゃないだろうかなというふうにも、この審議会のやり取りの中でも感じるわけですが。

私は、県の示した基準、適正化の基準、そして国の示した基準、そして宿毛市のこの審議会

でのやりとりをずっと見てみると、自分なりに、ちょっとシミュレーションをさせていただいたんですけども、高知県は適正な規模として、小学校も中学校も1学年2学級、しかも20人から25人ぐらいがいい学級だろうということで、国よりかなり充実した配置基準を示しております。

私は、宿毛市とか高知県とか、地方の責任というよりも、国の責任においてやらなくてはならん部分があろうかと思います。

市長がよく言われる国策で責任を持ってやるべきだということをよく言われますが、まさにこの教育問題についても、そういう部分が非常に大きいと思いますので、できたらこういった問題を通して、国、文科省にも財務省にも、国家予算のGDP費、もうちょっと底上げしていただいて、世界に冠たる経済大国日本が、教育予算がうんと少ないということで、非常に肩身の狭い思いをしておる教育実態がございますので、ぜひこれ、お願いをしておきたい。

また、そういった背景を言っても仕方ございませんので、具体的に言いますが、宿毛市の場合、中学校1校ということであれば、最終的な30年のシミュレーションですか、31年のシミュレーションを498人の中学校です、これ済みません。中学校のケースだけ、ちょっとやってみましたが、36人、1学年36人が4学級、2学年が37人が3学級、3学年が34人が5学級、それから、ちょっと申しおくれました、1学年で1学級35人がございます。それから、2学年38人が1学級ございまして、中学校1校の場合、179人、国の基準に照らしていえば、179人の5学級、1学年が。2学年が149人の4学級、3学年が170人の5学級ということになります。

それが、今度2校にした場合、これ、宿毛中学校と、現在の宿毛中学校と片島中学校が約2

00人前後で、一番生徒数が多いわけですので、その2校を中心に再編したと仮定して、これあくまでも勝手なシミュレーションですので、それを断っておきますが、宿毛、橋上、東と3校、仮定した297人、全校生徒になりました、1学年が3学級、2学年が3学級、3学年も3学級ということにおさまります。

それから、小筑紫、沖の島、片島を合わせますと、1学年が3学級、2学年が2学級、3学年が2学級ということになりました、3校のケースもシミュレーションしてますが、これは1学級のところが、橋上、東が一緒になった場合に、1学級のところが1学年、2学年になります。

したがって、3校のケースも含めて考えても、1学級のところは2学年しか出てこないという状況です。

2校にする場合であれば、十分、県の基準を満たしていて、しかも一番、教育効果の高いとされる学級数、生徒数ということになるわけでございまして、財政的な、さっき言った耐震化の問題も含めて、そういった問題だけで論じるのはいかがなものかというふうに、これを見て感じました。

この審議会の委員の発言の中にも、多分にそういう意見が随所に反映されて、意見として出ております。

その中で、教育長の熱い教育理念で、1校で大きな学校にして、先生もふやして、いろんな部活もしていただいて、多様な、そういう力をつけていくいう、そういう教育理念のもとのお話は、十分伝わってきましたけれども、ただ、それだけで宿毛、この2万3,000の人口がある宿毛で、中学校1校でいいのかということでおざいます。

人口比もいろいろ、他市町村も見ますが、隣の大月町が6,000人ぐらいですね。人口、

約。それにちょっと数字ありますけれども、それと、宿毛市の2万3,000は同じ将来計画において、1校でいいと。将来、市町村の負担もふえるだろう。そして、人口も減るだろうというシミュレーションで、中学校1校でいいということになれば、宿毛市振興計画で出した3万5,000人の人口予想は、来年、そういうことで計画は立ってますけれども、一応、計画は計画ですので、目標として、それはいいと思いますが、えらい現実離れした、将来に見通しのない暗い宿毛市があるのかなというふうな、市民に思いを抱かすような計画になってはしないか。

この中学校1校というのは、ちょっと極端過ぎりやせんかなというのが、私の印象でございますので、先ほど、どうした形、どういった形で民意を反映するのかいうことがございましたが、ことしから説明会に入ることに、もう既に決まってますから、中学校も。ことし、来年。それで、再来年の、ちょうど我々の市議選、市長選のある年に、用地買収に入るようになります。

その計画で、本当にそのまでいいのかということをお伺いをしているわけで、そのための、私はたびたび申しますのは、パブリックコメントとして計画ができたら、一たん、市民に公開、公表して、ご意見を一定期間いただいた上で、再度またそれを参考にして仕上げていく。これは国の方もやっているやり方です。県もやってますよ。それを市町村で、宿毛市でできないはずはないというふうに思いますので、ぜひ、そういう手続と言いますか、手順で、見切り発車をしないように、我々議会は、ここで議案として、予算としてあがってきて初めて知って、賛成するか反対するかしかございませんので、ぜひ、そういう配慮をお願いしたいというふうに思っています。

それから、情報公開でございますけれども、先ほども述べましたように、審議会の答申であるとか、各種計画ありますエンゼルプランと振興計画もあります。

そういうものを、各課できちっと、最近、ほとんどワープロ、コンピューターで打ってますわね。手書きじゃないですよね。ほとんど、県と国との文書のやりとり、それから電子入札のこの時代ですから、ほとんどパソコンで完結できる事務でないかなというふうに思いますので、そういうつくり上げた資料については、ご存じやと思いますので言いませんが、ちゃんとコンピューターを表示できる、ホームページサイトにアップできるPDFファイル方式であるとか、いろいろありますので、簡単にできるはずですから、ぜひ市民、そして関係する方が、宿毛市の行政の内容、公表されている内容をつぶさに、きちっと把握できるようなサービスを充実していただきたいというふうに思います。

聞くところによると、この臨時交付金の中で、ホームページの充実を図っていきたいということもお聞きしますので、ぜひ、各課あげて、ぜひすばらしいホームページに仕上げてもろて、情報公開も進めてもらいたい、そういうふうに願っております。

このことについてはお願いをして、答弁は要りません。

2回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、分離発注、分割発注の件でございますが、分離は1つの発注に際しまして、これを分離して、別々の人に発注すると。

例えば、建物ひとつに、電気工事は電気業者さんに。それから、水道関係は水道業者さんに

というふうな、例えば、建物は建築業者さんにというふうなことが、分離ということになります。

それから、分割というものは、大きな、広いやつを、延長線の長いものを半分に切って、2業者さんに、同じ業者さんですけど、発注するというふうなことでございます。

先ほどの分離の件でございます。これ、分離関係につきましては、電気とか設備の関係が主なものでございますが、専門業者さんのみの電気工事もあり、設備だけの工事もありということもあります。

それから、大きなと言いますか、総合的な工事につきましては、工事の規模であるとか、内容とかによりまして、指名選定委員会等で総合的に判断していただくということを、先ほど申し上げたとおりでございますが、必ず、これはもう分離もしないんだとか、分離はしないんだ、するんだとかいう、必ずということは私どもありませんし、先ほど申しました工事の対応、内容によりまして、その都度、判断させていただくということでございますので、ご了解願いたいと思います。

それから、災害時のときの、いろいろな専門的な方々との協定でございます。これは、ただいまは、そういった工事関係のところとは、今は建築協会と、それから建設協会ですか、そういったところとの災害協定を結んでおります。

また、それぞれの、クリハラさんだとフジだとか、何というか食料品関係、そういったところとも結んでいるわけでございます。

これは、災害時には、今、結んでいるところばかりじゃなく、やっぱり皆さんで、市内であればみんながやっていただく、協力していただかなきやいけないというふうに、私自身は思っております。

また、皆さんにお話もしながら、協力は願い

たいし、この発注につきましても、これ、電気、水道関係の、設備関係の方々からも、分離の発注をしてくれという要請もございます。その方は、きちんと踏まえた形で、指名選定委員会の方で検討をさせていただきたいと、このように思っております。

それと、学校適正化の基準が、中川議員から示されております。建築関係、学校建築にしましても、本当にもう国でやってもらいたいと。義務教育じゃないかというふうなことが、もうひしひし、私、いつも思っておりまして。

例えば、せめて学校を建てるのに、実勢単価と予算単価とは全然違うんですね。それがもう、非常に、5万円ぐらい、今は違います。だから、せっかく半分の補助金を、2分の1補助金もらったとしても、市の方の負担が半分どころじゃないんですね。4分の3は、もう市の方の負担になっちゃう、今はこういう実情があります。

これも、市長会等を通じて、我々、要望は出しておるわけでございますけど、まさにその教育予算が貧弱だということのあらわれじゃないかというふうに、私は思っておりまして、やはりこの建築単価の問題であるとか、国がやっぱり主体的に、この学校建築、それから子どもたちの安全を守るための耐震化の問題については、地方の意見をきちんと入れていただいて、しっかり予算をとつてもらいたいなというふうなことを思っておるわけでございまして、これも国の方にも要求もしてまいりたいというふうに思います。

中学校が1校でいいのか2校でいいのか3校でいいのか、まだいろんな議論は多分にあろうかと思います。こういう意見、いろいろやっぱり聞きながら、計画変更もあり得るということも、皆さんの意見で要るんじゃないかなというふうには思います。

これは、今、議会の方での、今、中川さんか

らの2校ならこうじやないかとか、1校ならこうじやないかという話もいただきました。

ほとんど教育委員会の審議会の方でも、そういう意見も検討したことだろうとは思いますが、再度、また皆さんのお見をいただきながらも、これ、変更があるのかないのか、それも含めて、自分の考え方として、もうちょっと整理もしてみたいと、自分なりには思います。

それから、ホームページの関係でございますが、これは、今ご指摘のように、先ほど申しましたように、ご指摘はいただきました。できるだけホームページ、皆さんの見やすいようにしてまいりたいということでございますし、情報公開も、それに基づいた形でしていくかなきやいけないというふうに思います。

それから、ホームページについては、中川議員のばっかりじゃなくて、ほかにもさまざまなお意見もいただいております。20年度の補正予算で成立しました緊急雇用の関係でも、この交付金を使いまして、宿毛市ホームページリニューアル事業として367万の金額を計上させていただいて、承認をいただいております。

今までのご意見を参考にして、更新しやすいソフトを導入したり、利用者が見やすいデザインに心がけて、ホームページを改良していくかと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

学校再編につきまして、いろいろなご指摘がありました。

中川議員の学校の適正規模についての考えについては、十分、承知しております。委員からも、いろいろ話も出ましたし、確かに高知県の教育委員会が設定をしております学校適正規模は、20人から30人。それから、小学校、

中学校についても、学年に2クラスという方針で進めております。

その審議会の中で、私の思いというところで、1校について、どうして1校なのかという質問がありました。そのことについて、何回かこの議会の中でもお話をさせてもらったと思っております。

理科好きな子どもだと、英語好きな子どもだと、体育好きな子どもだと、いろいろその適性、それぞれの適性に合った子どもを育てるためには、専門性の持った先生が来るのがいいのではないか。ある程度の、将来的には、大きな、月にも行く子ができるかもしれないとか、立派な絵描き屋さんになる子ができるかもしれないだとか、英語好きな子ができるかもしれないという思いで、私は審議会の中で話してもらいました。

費用対効果、市長の方は設置者、責任者として、建物を建てる責任者としての視点で話がありましたけれども、私は、費用対効果のみで話をさせてもらったわけではないと思っております。

先ほど申しました視点から、話もさせてもらいました。

小学校につきましては、地域性を考えて、地域で子どもを守って育てていくと。中学校では、ある程度の大きな規模で、子どもを育てるのがいいのではないか。教育的な活動を進めるのがいいのではないかという考え方で、お話をさせてもらいましたけれども、平成19年11月に、ここで計画案を示していただきまして、それから、新聞にも報道をしていただきました。

そのことについて、いろいろ市民からの意見、議員さんからの意見もちょうだいをしておりまし、自分の考え方を、ずっと教育委員会の中でも、市長部局の中でも固執するつもりはありません。

皆さんのお意見を大事にしながら、2校、3校という対案もあるかと存じますので、いろいろな意見を聞きながら、また審議会等も開催するようになるかもしれませんので、できるだけそのときには、新しい案ができましたら、そのときにお知らせするようになるかもしれませんし、建設に絡みますので、市長部局とも話し合いを進めさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 14番 中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、再々質問をさせてください。

1点目の公共事業と雇用対策の関係で、1点だけ、ちょっとご紹介しておきたいと思います。

分離発注の関係で感じるのは、例えば一括発注であって、建物なんかやるときあるんですが、大規模な大型工事として考えていただきたいんですけども、例えば、そこで電気、水道等々の故障が起きます。何年かたつと老朽化してきますので。

その場合に、本体工事は、建築本体工事はRC構造が多いと思いますので、非常に長期の耐用年数になってますけども、こうした設備関係の水道、電気等々については、あちこちでいろいろなトラブルが発生するようになります。

その耐用年数が、極めて本体よりは短い。少ないと言いますか、短いわけでありまして、そうなったときに、非常に、何がどこにどうなつておるのかわからんというようなことが、しばしば耳に、私たちにも入ります。

そこで、工事をお願いするときに、本体工事を受け持ったところがおればいいんですけど、それが倒産してなくなったケースもあります。そういう場合に、市内業者を育成しておかないと、なかなか間に合わない。

先ほど、非常時の場合、防災関係もあります

けれども、そういった場合にも、なかなか間に合わないということも考えられますので、その辺の市内の経済なり産業なりのバランスも考えながら、いろいろ配慮した行政執行に努めるべきではないかということを、ここでちょっと簡単に指摘をさせていただきたいと思います。

これは指摘だけでございます。

続いて、中学校の問題ですが、市長からもご答弁いただいて、力強く感じましたが、国に対しても、ぜひ強く、教育長会でもやっていただきたいというふうに思っています。

ご存じのように、世界で一番学力の高い国は、今のところフィンランドとされてますよね。そのフィンランドの、大体、学校の適正規模と申しますか、規模が大体20人前後なんです、1学級。そこで、きちんと子どもたちに学力を保障していく、そういう目配り、気配りの届いた、こういった教育をして、効果をあげているというのが、本当の姿なんですね。

先ほども言いましたように、OECDの加盟国の中で、非常に教育予算が低いとか、それから高校、大学のいろんな無償化の、国連の人権規約がありますけれども、その人権条約に批准していないのが、世界で157カ国の中に、こしウガンダなども加盟するような話を聞いていますので、批准するような話を。

マダガスカルと我が国しか残らないと。世界で2つの国しか批准できないというような、情けない、寂しい話があるんです。

そういう国に対する対応についても、ぜひ市町村のこの耐震の問題も含めて、教育効果の問題も含めて、強く国に言っていただきたいというふうに思います。

昨年の暮れの予算編成のときも、大幅に人員をふやすというお話を、安倍総理は言いましたけれども、麻生さんになったら、半分ぐらいに切ってしまいましたんで、来年、またふやすと

かいうお話も、報道はされていますけれども、全くあてになりません。

そういうような現状でございますが、市町村の教育行政を預かる立場として、それから校舎を設置する市長部局として、ぜひその辺の力強い取り組みを、他市町村とともにやっていただきたいというふうに思います。

それから、教育長にお願いしておきたいんですけども、見直しもあるだろうということではありますが、今度、中央教育審議会がこの夏に、もう恐らくすぐ、中間答申を出すと思うんですが、新聞で既に報道されてるように、通学距離、これは今までその基準なかった、通学時間の基準はなかったんですが、大体、1時間程度なら、通学圏内だろうというふうな見解をお持ちのようでございまして、そういう中間答申が出るんじゃないかなということが予想されます。

それでいくと、宿毛市なんか、もう1時間圏内ばかりですので、どこからでも通えるから1校でええという理屈も立つかかもしれません。しかし、よくよく考えていただきたいのは、教育効果を上げるいろんな分野がありますが、1つ部活の問題とっても、スクールバスで通う場合には、例えば楠山、出井の方から通えば、30分以上は最低かかるだろうと思います。朝早くから出て、今度は、部活をすれば遅くなる。部活の便のスクールバスを、また別途走らすのかとか、いろいろ考慮せんといかん部分がありますし、それから、その部活の関係で、大きな学校になりますと、教育長ご存じやと思いますが、例えば学校を代表して何チームも同じチームで出られるのかどうか。

例えば、野球部の大会に100人ぐらい、仮に、極端な話、部員がおって、何チームもそこで出してくれるのかどうかということもあります。

そういう場合に、なかなか1つの学校になる

と、切磋琢磨といつても、ふるいにかけられて、レギュラーになれない子ども、ほとんど応援に回らんといかん子ども、そういう生徒がふえてくる。選手がふえてくる。

そうすると、意欲が、モチベーションも落ちます。そういうことが本当にいいのかどうかいうことも、よくよく考えていただいて、次の再編計画の、またひとつ見直しの段階で、ぜひパブリックコメントをぜひ行ってください。それをひとつお願いして、質問にしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

中川議員ご指摘のように、日本は大変、ヨーロッパの、北欧の、今、教育力の高い国だといわれているところと比べますと、国民総生産に当たるその教育費が、非常に、フィンランドであれば、多分、約半分近くであろうと思います。

確かにそんな点もあって、いろいろ問題にされておりまして、議員ご指摘のように、20名体制で取り組みを、北欧の方はしておりますので、確かに個性に合った、一人ひとり、きめ細かな対応ができているのではないかと思っております。

教育費も大学まで無償だと、そういう制度もとられておりますので、うらやましい限りですけれども。

現実に、宿毛の問題でありますけれども、いろいろな部活動が、新教育課程の中でも、学校、教科の中には入りませんけれども、学校の教育活動として、やっぱり残っております。それは、部活動で培われるであろういろいろな助け合う力だとか、それから、耐える力だとか、いろいろな力を養成されるという意味で残されているのであると思いますが、やっぱりそんなこと、いろいろなこと、視点があると思いますので。ただ、私もさつき申しましたけれども、私は、

大きくなったときに、専門性を持った、いろいろなスタッフで、子どもたちにかかわることによるメリットもお話しましたけれども、デメリットもあろうかと思いますので、いろいろな方のご意見を伺いながら、先ほども申しましたように、学校を設置することにつきましては、市長部局と相談をしながら、新しい皆さんの意見を聞きながら、望ましい教育環境を創出するために、検討を続けてまいりたいと、こんなふうに思います。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうも、丁寧なご答弁をありがとうございました。

ぜひ、宿毛の教育効果を上げるための適切なご判断をいただいて、禍根の残らないような再編計画にしていただきたいということをお願いして、一般質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、中小企業の助成金制度についてお伺いをいたします。

中小企業の助成金制度といつても、かなり数多くの制度がありますので、今回は地域再生中小企業創業助成金と、高年齢者など共同就業機会創出助成金について、お伺いをいたします。

地域再生中小企業創業助成金制度は、平成20年12月1日に創設されました。この制度は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生事業を行う法人を設立、または個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として、労働者1人以上を雇い入れる事業者に対して、創業に係る経費及び労働者の雇い入れについて、一定額を助成する制度であります。

改善の弱い地域とは、10道県あります、北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県であ

ります。

また、地域再生事業とは、高知県では、食料品製造業、飲食料品小売業、飲食店、農業、宿泊業、社会保険、社会福祉、介護事業になっております。

まだ、もちろんの要件を満たす必要がありましたが、すべての条件がクリアされると、創業経費に対する助成は対象経費の2分の1、雇い入れ5人以上で上限が1,000万円、5人未満で600万円となります。

また、雇い入れに対する助成は、雇い入れ労働者1人当たり60万円で、飲食料品小売業、飲食店については、50人まで、その他の業種については100人まで助成を受けることができます。

この制度は、若者が創業するときに、大変役に立つ助成金制度ではないかと思います。

次に、高年齢者など共同就業機会創出助成金制度は、45歳以上の高年齢者など、3人以上がその職業経験を生かし、共同して創業し、高年齢者などを雇用保険被保険者として雇い入れ、継続的な雇用、就業の機会の場を創設、運営する場合に、該当事業の開始に要した一定範囲の費用について、助成する制度であります。

高年齢者など、共同就業機会創出助成金の支給額は、法人の設立をした日から6カ月間について支払った経費の合計額に対して、有効求人倍率が全国平均未満の地域は3分の2の額が、500万円を限度として支給されます。

この制度は、中高年が創業するときに大変役に立つ助成金制度ではないかと考えます。

そこで市長にお伺いをいたします。

本市において、助成金制度についての情報提供の方法について、お伺いをいたします。

次に、宿毛自然紀行についてお伺いをいたします。

3月議会で宿毛自然紀行で取り上げられて

る場所について、体験型のツアーミたいな形で取り組みをしていただきたいと質問をさせていただきました。

早速、5月31日、5月の広報紙で参加募集をし、宿毛自然紀行奥藤秘境ツアーミ実施していただきました。

定員30名のところ、応募が60名弱と、たくさんの応募があつたために、先着順にツアーミ参加者を決定したようあります。

すごい反響に、私自身も大変驚きました。

当日は天気もよく、すばらしいハイキング日和ではございましたが、募集要項に健脚度、星4つとありましたが、なかなか厳しい、道なき道を進まなければなりませんでした。

また、肉体的というよりも、精神的に疲れたハイキングではありました、参加した皆さんは、楽しそうにお昼の御飯を食べていましたし、まず、体験できない場所を体験した感動は、忘れることができない思い出になったのではないかと思いました。

参加者にお話を伺いすると、少し楽に楽しめるツアーダと思ったが、実際は想像したよりもきつかったとのお話を伺いました。

多分、参加時点での旨は説明されているとは思いましたが、もう少し詳しく内容を説明すべきなのではないかと思いました。

今回、事前調査も余りなく、ツアーミ実施したような感じを受けました。できれば、事前に数名の方々を広報紙などで募集で選んで、モニタリングをしていただき、その中で出された意見を参考に、ツアーミ実施していけば、今後、ますますすばらしいツアーミになると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

今回、初めて宿毛自然紀行のツアーミ実施したのですが、いろいろと反省すべきところがあつたと思います。反省すべき点は反省をもらって、今後、本市の観光スポットとなるよう

な取り組みをしていただきたいと思います。

また、当日は、ツアーガイドが数名いたとは思いますが、参加者33名を数組に組み分けをし、山を登ったり、おりたりしましたので、各ポイントの説明が聞けた組と聞けなかつた組があつたように思います。各組ごとに、今後はツアーガイドをつけるべきだと思いますし、今後、ツアーガイドの育成をしていくべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に長い題名でございますが、地域再生中小企業創造助成金でございますが、平成20年4月1日に創設されまして、地域経済雇用情勢の悪化によりまして、これが平成20年12月1日より助成額、それから対象となる地域再生分野が拡充されています。

この制度でございますが、受給要件を満たす中小企業主、個人事業主が、ハローワークを窓口としまして、事業計画書を提出して、認定されましたら労働者を雇い入れた日から6カ月経過後に支給申請を行いまして、創業支援金及び雇い入れ奨励金等の助成を受ける制度です。

次に、これも長いんですが、高年齢者等共同就業機会創出助成金制度でございます。これは、都道府県雇用開発協会が申請の窓口になっておりまして、45歳以上の高年齢者等3人以上が、その職業経験を生かして、共同して事業を開始、高年齢者、高年齢者とここで言っておりますのは、45歳以上65歳未満でございますが、雇い入れて、継続的な雇用、就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定の範囲内の費用について、支給される制度でございます。

これは、両制度とも、厚生労働省の関係でご

ざいますが、中小企業者、個人事業主の皆さん
が創業する上で、有利な助成金制度であると認
識しておりますので、市としても、可能な限り、
広報等の活用をしながら、制度周知を図ってい
きたいと、このように考えております。

ただ、この件につきまして、直接、市の方に
通知というものが余りなかったようでございま
す。こういう制度があることにつきましては、
積極的に、前向きにこれからもちょっと、市の方
でも調査をしまして、活用できるものについ
ては、市民の皆様にご紹介をして、ぜひ活用し
ていただきたいというふうなことを申し上げて
まいりたいと、このように考えます。

次に、ツアーや関係でございます。私は、こ
の秘境、奥藤秘境ツアーやいうのに参加をして
いないものですから、言われるままで、市長と
してどう考えるかということでございますけど

ご指摘のことが、岡崎利久議員が、多分に出
席されて感じたことであろうと思います。こう
いうことは、参加者、利用者の皆様に、やっぱり
判断してもらわなきやいけない。それについ
ては、事前に万全の体制を整えて実施するのが
事務局であろうというふうに思います。

今、ご指摘のお話の中では、やはりそういう
参加された方が感じたということでありました
ら、これを参考にして、次回に生かしていく
かなきやいけない。

あのフルマラソンも、初めて3月に実施をさ
せていただきまして、なかなか、まだまだ万全、
百点満点だったとは、なかなか言えないかもし
れませんが、県外から来られた方からは、すば
らしいマラソン大会だったよということで、宿
毛市民をほめられました。

こういったことが大切なことでございまして、
次につながることに、私は信じております。

市民の皆様がたくさん、こうやって参加して
いただいたということが大切でございます。ま

た、それについて、実行委員会等、万全をやつ
ぱり期さなきやいけないという安全面もござい
ますし、大会運営をスムーズにやるということ
が大切でございます。

この奥藤ツアーやつきましても、今回初めて
でございまして、なかなか行き届かない面があ
ったかもしれません、事務局としては、必死
になって宿毛を売っていこうというふうな気持ち
で、頑張っていただいたわけでございます。

今後は、今、ご指摘の改善点が多々ございま
した。そういうものを生かして、ツアーやあり方、
それから場所の選定、こういうものも関
係各課とか、機関と連携を図って実施をしてま
いりたいと、このように思います。

宿毛自然紀行、SWANテレビで放映をされ
ておりました。この関係、非常に見る人には初
めてで、行ったこともないところが見えたとか、
いう話もございます。沖の島もまだ行ったこと
のない人も、宿毛市民としております。

ことしは沖の島ツアーや、自然紀行の中に取
り入れる予定でございます。また、この宿毛自
然紀行で紹介しましたスポットを、これからも
生かしていきたいなというふうなことで、取り
組んでまいります。

どうかまた、市民皆様のご協力も願いたいと、
このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたし
ます。

順番が逆になりますけれども、まずは宿毛自
然紀行について、再質問というか、させていた
だきます。

先ほども申しましたけれども、早い段階での
ツアーや実施については、評価する点があったと
思います。でも、もう少し完成度の高いツアーや
にすべきではなかつたかなと、私自身は思いま

したので、今、市長の方から答弁がいただきました。いろんな意見を反映しながら、今後、ツアーアを実施していくとのお話をいただきましたので、今後は、いろいろな話を聞きながら、完成度の高いツアーアをしていただきたい。

そして、また今後、宿毛自然紀行第2弾のツアーを実施する予定でありますので、実施する予定はあるのかどうか。今さっき、あるようなことを言われてましたので、その点、再度、確認をいたします。

そして、奥藤秘境ツアーについても、今回の企画だけではなく、今後も実施していただきたいと思いますので、その点もあわせて、市長にお伺いをいたしたいと思います。

次に、中小企業助成金制度について、質問をさせていただきます。

先ほど、可能な限り、制度の周知をしていきたい。また、前向きに調査していくことでした。そして、先ほど、市に通知がなかった制度もあるとのお答えがあったように思われますが、私、いろんなところで、インターネットで検索しますと、北海道の芦別市でございますが、これが平成21年度2月広報紙に、中小企業の雇用維持等創業支援についてということで、私が先ほど紹介しました地域再生中小企業創業助成金の創設についても、掲載をされています。

本市については、この創業が平成20年12月1日に創業されて以降、1回も掲載がされてはなかったんですけども、市に通知がなかつたというのは、多分、それはないと思いますので、その点、再度確認をしていただきたいと思います。

それで、先ほど、質問をさせていただきました地域再生中小企業創業助成金と高年齢者等ですかね、共同就業機会創出助成金制度について、説明をさせていただきましたが、まだまだ助成金制度、いろいろなものがございます。

先日、四万十市のハローワークに助成金制度のお話を伺いに行きましたと、雇用の安定のためにという、このような小冊子ですけれども、いただきまして、この中には、どのようなときに、どのような助成金を受給できるかの記載が詳細に記されてまして、その数34以上にも及んでおります。

また、今回紹介した2つの助成金制度は、総業時に使える助成金でありますし、例えばUターンであるとか、Iターンで本市に来たい、帰って来たい人にとって、本市ではなかなか仕事がないという現状がありますので、そのような方々が今までの経験を生かし、起業を考えて、自分自身で会社をつくろうと思った時に、大変役に立つ助成金だと思いますし、また、本市に住んでいて仕事がないので、自分自身で起業を考えている方々にとっても、その制度が活用できるものだと思っています。

また、いろいろなことを創造できる制度でもありますし、市民の皆様が知っていなければ、何の意味もない制度でございますので、広報に掲載されている部分がありますけれども、市民に伝達をされているかどうかというところで、市の方に助成金についての問い合わせ等、窓口はハローワークになっておりますけれども、市の方に問い合わせ等、助成金について、あったのかどうなのかをお答えしていただきたい、そのように思っております。

以上で2回目の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えします。

ツアーの件でございますが、これから、もう1つ、2つ、秋、冬にかけて、特に冬は篠山の冬場は雪降っていいんじゃないかというふうなところもございます。こういうツアーを予

定しております。

先ほどのお話の中の、いずれやるにしても、事前の調査とか、参加者に負担かからない、熟知、周知させて、それから実施するというふうなことを、次の会ではやっていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの2つの制度なんですが、これ、私、先ほど答弁しましたように、市の方に通知はございません。これは調べさせました。質問通告がありまして、市の方に通知があつたんじゃないのかということで、担当課に調べさせましたが、商工会議所には行っておりますけど、市の方には通知は、ハローワークの方なりからはなかったということでございます。

先ほど答弁しましたように、通知がなかつたからいいっていうものじゃなくて、やはり前向きに、市の方でこういうものを調査してやっていきますということを答弁させていただきましたが、通知がなかつたからほっとけばいいというもんではございませんので、ご指摘の件もございますし、前向きに、市民にとって有利なものがあれば、やっぱり国の機関にも問い合わせするなりして、ホームページも載ったりしていると思います。そういう検索も、市の方で前向きに調査をしてまいりということで、有利なものを、それがありましたら、また広報等で市民にお知らせするというふうな形をとってまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、先ほど、宿毛自然紀行については、まだ第1弾、第2弾と続けてツアーや実施していくようでございますので、楽しみにしております。

また、冬の篠山、確かに私もDVDで宿毛自然紀行を見させていただきましたけれども、なかなか、危険が伴うような感じがございますの

で、そういう安全面等を十分に満たした上で、ツアーや実施されるのであればしていただきたい、そのように期待を込めて、実施の方、していっていただきたい、そのように思っております。

次に、中小企業の助成金についてですけれども、私自身、まだまだ勉強不足でして、この助成金制度について、今回、質問するにあたり、勉強をさせていただきましたのであれなんですが、今後は、例えば市の方もハローワークと連携をとって、詳細な、その都度、その都度、助成金制度いろいろ出てきますので、連絡をとっていただきまして、市民の皆様に広報紙並びに、先ほど中川議員が申し上げましたけれども、ホームページ等で情報を公開していただけます。そのようにすることによって、市民の皆さんのが、いろんな助成金制度がわかっていくような形をつくっていただければ、本市に住む意味があるのでないかと、そのように考えておりますので。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前1時48分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時01分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 10番、宮本有二でございます。

昨日は、同僚議員の浦尻君から、「過去の人」と言われまして、これは議長を降りたと言いたかったんでしょうが、議長在任につきましては、2年間お世話をになりました。改めてお礼を申し上げます。

2年ぶりの質問となりますが、議長在任中、

何度か東京にも行かせてもらいました、その行き帰りで感じたことは、都市と地方の格差についてでございました。

特に、雇用の問題が深刻でございまして、きょうはまた、今朝の高知新聞にも、県の方針で、6,500名の雇用創出、各種基金116億円を活用してということで出ておりましたが、今議会でも雇用問題につきましては、先ほど、岡崎君から、65歳くらいまでの若者と高年齢者のお話もございましたが、私は、年相応に、超高齢化社会における高齢者の就業対策についてという題で、1問だけ、市長にお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、我が国は世界に例のないスピードで高齢化が進みました。現在、5人に1人が65歳という超高齢化社会を、世界で初めて経験をしておるわけでございますが、およそ10年後の2030年には、今より1,000万人ほどふえると推計をされております。

そのときの75歳以上は、ほぼ倍増する。老いの世界をどうするかは、今後20年、日本の正念場だというふうに考えております。

仕事を望む高齢者が働く環境をつくらないと、日本社会はもたない。

2055年、今世紀半ば、65歳以上を支える、いわゆる生産年齢人口、現在の3.28から1.26になるといわれております。このときの日本の総人口は、1億人を割るわけでございますが、いわゆるみこしからかごかきに、さらに1人が1人を背中に背負っていかなきやならんという時代に突入するということが見えております。

地方や本市のような過疎化の振興する地域におきましては、さらにそのパーセントは高まってまいります。

人間には、生きたい、知りたい、仲間になりたいという本能があり、働くことはその本能に

基づく脳の欲求であるとも説明をされております。

超高齢化時代、それを実現させることが、人や社会の幸福につながると思われます。

年をとりますと、体の能力は落ちましても、経験に基づく判断力、これは衰えることなく、むしろ知恵や英知は高まります。老化もおくれてきておりますので、長く社会で活躍ができるはずでございます。

高齢者の健康は、だれかに支援されるだけでなく、自分もだれかを支援するのが最も好ましいといわれております。大切なことは、他者へのかかわり方ではないでしょうか。

高齢者が地域とかかわる仕組みをどのようにつくるかが、社会の大きなテーマであることに疑いはないわけであります。

平均寿命はさらに伸び続けてまいります。もちろん、それ自体は喜ぶべきことありますが、問題は、長い老後を幸福に暮らせるかどうかということでございます。

内閣府が毎年行っております国民生活に関する世論調査によりますと、世の中で悩みや不安を感じておる人は、ことしは過去最高の70パーセントにものぼっております。その中で、特筆すべき内容は、いわゆる老後の生活設計、53.7パーセントと、最も多いわけでございます。

言うに及ばず、優先的に取り組まなければならない課題は、国も市町村もですが、これは年金、医療、介護等の社会保障制度の充実であります、それらの多くは国の役割であり、しかも年金にいたっては、目減りはし続けております。

本議会にもたびたび憲法25条が出てますが、いわゆる生存権をどうするかということだと思いますが、私と市長は同年代であります。いわゆる団塊世代という退職者が、この3年間で8

00万人といわれております。マスコミの世論調査では、この世代の75パーセントが60歳、65歳を過ぎても働きたいと答えております。

現在、この世代でのボランティア活動に参加している方は、全体の15パーセントであります、今後、参加したいという人は61パーセントにものぼっております。

いわゆる、だれもが社会とかかわっていいたいわけでございます。

定年延長そのものは、若者の職場を奪うという側面、いわゆる社会問題もありますけれども、この地域社会での高齢者と若者の雇用を両立させ、新しいスキームを考えいかなければならないときではないでしょうか。

本県の雇用状況は、平成7年より、全国がアップしていく中で、依然として0.5を割る程度で低迷をいたしております。

また、この世界同時不況の中で、さらに厳しい状況でございます。

地方の雇用能力の低下は著しく、雇用不安はますますエスカレートをしております。今まで景気のよかつた地域でも、天下のトヨタがあのようない状態でございますから、さらに厳しい状況は続いていると思います。

本市も、若者の雇用の確保、あるいは産業おこしには懸命に取り組んでいるところでございますが、高齢者対策も重要な課題であると考えます。老後を社会とかかわり続け、小遣い程度でも稼げる状態で、子や孫にそれを与えるだけでもよろしい。そして、働くことは、健康維持にもつながり、いわゆる天井知らずにふえ続ける医療、介護費の軽減にも役立ち、何よりも生きがいを持って暮らすことになります。

元気都市宣言をしている宿毛市としては、住民とともに知恵を出し合い、汗をかいて、この超高齢者社会を生き抜く、いわゆる協働のプログラムをつくり、これを地域再生のチャンスに

変換をして、本市の成熟社会づくりに取り組んでまいらなければならないときではないでしょうか。

きょうはこの1問のみでございますので、じっくりと市長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

そこで、まず初めに、本市社協に事務所を置くシルバー人材センターの活動の状況、並びにこれら高齢者の就労の場の確保、対策について、まず市長の所見をお伺いいたしたいと存じます。

よろしくお願ひをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

今、るる、高齢者の就労の場の件についての状況が説明されました。全く、同形の、私も同じような考え方を持っております。やっぱり、これから生産年齢人口も、こういうふうに上がっていくんじゃないかなというふうなことは思っております。

まず、お尋ねの件でございます、シルバー人材センターの件でございますが、宿毛市では、働く意欲のある高齢者が、その経験と能力を生かして、相互に協力して働くことを通しまして、健康や生きがいを高めることを目的にしまして、宿毛市社会福祉協議会を事務所としまして、宿毛市シルバー人材センターを設置しているところでございます。

21年3月末で会員数が106人でございます。総事業費で2,660万余りを、事業費としておりますが、これで1人当たりの配分金、これには事務費等、物件費等、いろいろ含んでおるわけでございますが、平均で25万5,000円ぐらいでございます。

その活動状況でございますが、事業の普及、啓発活動としまして、社会福祉協議会の社協だ

よりに「ふれあい」がございます。「ふれあい」や、ポスターの掲示等によりまして、新規会員の募集と、新規受注の拡大を図っております。

また、シルバー人材センターの事業ではありますまんが、長年の経験を有する方々を中心に、宿毛芋生産組合を立ち上げまして、宿毛市の特産品として、純粋な芋焼酎をつくるために、良質な芋の栽培にも努めていただいているところでございます。

今後は、高齢者といえ、まだまだ就労意欲のある方々の入会促進を、シルバー人材センターに図って、入っていただきまして、公共事業等のアウトソーシングによる受注事業の拡大を行う。それから、そういうことで、高齢者の就労確保と生きがい活動の増進に努め、元気で健康な高齢者のいるまちづくりと、地域の課題を地域の住民が主体的に解決できる地域社会づくりに努めてまいようと、このような考えを持っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 再質問をいたします。

最初の質問で、人材センターの今の状況というのはよくわかったんですが、福祉事務所長から、若干資料をいただいて、それを見ておりまして、今、手元にはございませんが、平成17年には、大体、286名、今、106名ということですから、約3分の1ぐらいに登録会員数が減っておりまして、事業費は2,600万余りということで、若干、微増しておりますけれども、その中で、若干、公の部分、当時1,000万ぐらいの発注があったものが、500万程度に落ちておるという内容でございます。

登録者にとってみたら、余り登録しても仕事がないなという実態ではないかと思うんですが、それはそれとしまして、市長からまた、この社

協だより、あるいは就労意欲のある高齢者には公共事業のアウトソーシング等の答えもいただきましたが、このアウトソーシングについては、私、これ非常に興味がありますから、最後に回しまして、市長とまたゆっくり話したいんですが。

ここで、私にとっては初めて聞く言葉だったんですが、コミュニティビジネスという言葉がございまして、市長は、これはご存じであったかどうかわかりませんが、コミュニティビジネス、何でも知っております寺田議長も知らんということでございますから、余り売れてない言葉じゃないと思いますが。

実はこれ、二、三年前からマスコミでは、随分この名前が出たそうでございますが、ちょっとこのコミュニティビジネスについて、説明をさせていただきます。

私がこの高齢者が仕事に取り組むような方法や支援はないものかと、事務局をネットで調べさせて出てまいった言葉なんですが、経済産業省の説明によりますと、コミュニティビジネスとは、統一された定義はないが、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決をする取り組みと認識しておると書いておりました。

ちょっとかたい説明なんですが、これは、かいづまんで言いますと、ボランティア活動とは違って、その活動をより効率よく安定して、継続するには、やっぱりボランティアじゃなくて、ビジネスの手法をとって、事業として行うということが、コミュニティビジネス。日本語で言えば、地域の商売でございますから、いたって当然かなと思うんですが。

これは、雇用の拡大とか、創業機会の創出につながって、やっぱり、さっき言ったように、生きがいを持って働くために、社会に貢献をしておるんだという満足感を満たされまして、い

いろいろな面で効果が上がるんじゃないかというふうにとらえておりますが。

そこで、このコミュニティビジネスというのは、大きく2つに分類することができます。

1つは、地域の課題を解決する事業。いま1つは、地域の資源を利活用する事業であります。

ネットで検索をさせますと、これだけたくさんの方々のコミュニティビジネスの実態が出てまいりました。これ、経済産業省のホームページですが、たくさんございまして、その二、三、ちょっと例を示させていただきますと、最も身近なところに、皆さんご承知の環境コミュニティビジネス事業という枠の中に、NPO法人黒潮実感センター、高知県大月町というのがトップで出てまいりました。

事業内容は、漁業者、林業関係者が共同して、アオリイカの増殖産卵礁の設置、漁民の利益の向上、あるいは林業者の就労の確保と。そして、柏島老人会とタイアップをして、島内の観光ガイド、これはやっぱり2万人近いダイバーの方々や、釣り人の紹介。あるいは、修学旅行の誘致ということで、これは島丸ごとミュージアムということで売り出しております。

次には、生涯現役社会。そうだ、葉っぱを売ろうということで、テレビでも紹介されました徳島県上勝町ですか、株式会社いろいろの葉っぱビジネス。秋の野山を錦に染める紅葉もみじ、東京で刺身のつま物として、これが年間2億円の商い。70歳代前後の老人が、野山を駆け巡って体を動かす。経済効果もあるわけですが、マウスも動かして、私はマウスというのは動かしたことはないんですね。ねずみにびっくりするぐらいで。

寝たきりの高齢者がわずか2名という、非常に健康長寿につながっておるという例が出されております。

それから、もう1つ紹介しますと、行政に頼

らない村づくりで知られる鹿屋市串良町柳谷地区のやねだん、鹿児島ですね。これは、今の世の中では高齢者になるほど出番がなくなっていく。だったら、集落民全員が活躍できる場を数多く設け、感動に基づいた集落をつくっていこうじゃないかという取り組みで、数々の事業に成功し、収益の一部は自治会費7,000円かかったのを、3,000円値引きして4,000円にした。

あるいは、余剰金で全世帯、300世帯ぐらいなもんだと思うんですが、ここにボーナス1万円の支給をしております。

国も1万2,000円程度ですから、大したものだと思うんですが、これを全国の取り組み、9,700あるそうでございます。

本市でも、こうやって取り出したら、何かがやりようがと思いますけれども。一参考例ですが、ちょっと変わったところで、きのう浦尻君がイノシシの話しましたんで、若干調べてみますと、佐賀県武雄市、これはいのしし課というのが市にあるらしいんですが、いのしし課を設置する必要はないと思いますが、どんなことをしているのかだと思いますと、イノシシをとって、ロースハムにすると。それを、燻製にすることもするんでしょうね、いろいろやる、やり方あると思うんですが。

主婦がまちおこしにこの工場をやって、あがった利益を猟友会にあげておるということなんですね。イノシシを撃つ組に。

私も、この議場の16番にますが、岡崎求先輩、これはイノシシ、大変、獵銃、鳥獣被害ですか、これから守るということで、沖の島に頑張って行ってもらっていますが、ちょっと話を聞きますと、ぜひ言うてくれんかと。

高齢化しようがぞと、イノシシの猟友会も。若い者が続かんと、だれかがこれはしとめないかん。そうすると、やっぱりこういうふうに、

利益を獣友会に渡して、獣友会がまた頑張って、その対策をするという循環もいいんじゃないかという思いがいたしまして、二、三、4点ばかりご紹介させていただきましたが、では、これで行政の役割とは、じゃあ一体何なんだというところが思いまして、

これ、市長、結論から申しますと、こういうコミュニティビジネスの取り組みに対して、行政ができるることは、まず第一歩を支援することではないかと思うんですね。

住民の皆さんは、何から手をつけていいのか、悩むもんだと思うんですが。例えば、特産品の開発、福祉や教育や環境や観光、多種多様なコミュニティビジネスの例がここに出ておりますけれども、行政がまず一歩することは、これらの方々、自動的に立ち上がるんですが、やっぱり専門家による実際の相談会の開催であるとか、あるいは、何をするにも先立つものは資金計画でございますから、やっぱりそういう融資制度、国もやっておりまし、市の単独、あるいは県もあるでしょう。そういうものを紹介をして、実際の企業おこしに結びつけるのが、行政の第一歩の役目じゃないかと。

きょうも、岡崎利久君からも出ました。高年齢者というのは、45歳から65歳までですが、これには国から500万出るという話も聞きましたが、60歳から65歳、そのミドルのところに入りますけれども、それから先にいたしました、北海道では高齢者に支援する限度額を150万円組んで、このコミュニティビジネスの支援をしておると。

他県にもたくさん取り組みがございますから、似たようなものですが、こういうことを第一歩を、市がやってあげるということが、実際に、私が今、るる述べたことの実現にもつながっていくんではないかと思うわけでございます。

そこで、市長にお伺いをしますが、こういう

行政の役割を踏まえた上で、このコミュニティビジネス、非常にジャンルが広いんですが、ここにおける執行部の方々全課で取り組んでいくおつもりがないか。そのご所見を、まずお伺いをいたしたいと思います。

再質問、1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

このコミュニティビジネスに、全課で取り組んでもらいたいということでございます。

私も、常々思ってました。芋焼酎の前段で、夢いっぱい会というのがございまして、やはり、全く市民団体がやることに対して、市もやっぱりいろんな産業振興に資するものだというふうな目的がありましたので、苗を買うだとか、そういう手助けをした過去がございます。

そういうものに、やはりこれからもどんどん、何言いますか、今、宮本議員のおっしゃった第一歩を、行政として後押しすると言いますか。

それからまた、もう1つは、先導的な役割も、1つせないかんなと。いろんな調査をした結果で、こういったものがありますよといったことを、やっぱり皆さんにお示しして、こういうことをやつたらどうでしょうかと、そういう2つの役目があるんではなかろうかなというふうに思っております。

それから、非常によいご提案でございますし、私も市職員にも、やはり今の時代、市の職員といえども、使うばかりじゃなくて、ビジネス感覚はやっぱり持ってもらわなきゃいけない。

極端なことを言えば、株式会社宿毛市ぐらいな気持ちになって、使いっぱなしじゃなくて、むだを排除して、少しほもつけ仕事をしてもいいんじゃないいかと、そういうふうなことを、常々思ってたわけでございまして、先ほどからのずっとお話を、お年寄りが元気で就労人口に

なって、いわゆる生産人口になっていくわけです。

そういう形で、小遣い稼ぎもして、それから体を動かすことによって元気になる。そうすると、保険代も、いわゆる病院にもかからなくて、元気な体でいれば、宿毛市の持ち出しそのものも少なくなってくるというふうなことでございますので、ぜひ、その今のご提案では、行政の役割を踏まえて、コミュニティビジネスに積極的に取り組んでいこうというご提案でございますので、私自身もそういうふうなことを、これから市の職員と話し合いもして、いろんな情報が入りやすい立場にありますので、調査し、そしてまた皆さんに示唆をして、またやる気のある住民の方々のグループに対して、議会のご承認をいただいた上で補助もしていくというふうなことに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 再々質問になるんですかね。

今、市長から、これは非常に前向きなご答弁をいただきましたので、ぜひ、株式会社宿毛市という、民間感覚を持った感覚で、後押しと先導をすることですから、大変心強く思いますが。

ちょっと後回しにした分で、アウトソーシングのことですが、これは、高齢者ばかりのことではございませんが、ちょっとこのアウトソーシングする段階で、一例を出して市長にお考えを聞きたいことがございます。

それは、まず、これはちょっと整理しますと、このコミュニティビジネスというのは、地域の課題を解決する事業と、資源を利活用する事業に分類をいたしましたが、この、もともと地域の課題や問題というのは、これは地元の行政機

関がその解決に当たってきた事業でございます。

しかし、今、国、地方を問わず、長期、短期債務で1,000兆円という大幅な財政赤字を抱えておりますので、いわゆる財政の健全化、あるいは今後続くであろう少子高齢化のもとでは、ますますその運営が厳しくなっていくと。

その流れの中では、自治体の職員自体も、人員の縮小を余儀なくされる傾向にございます。したがって、こういう課題事業を、住民が自主的に取り組んでいただきて、協働の社会づくりをしていくということが言われておるわけでございますから、これを、今後、地域再生のチャンスに変換して、先ほど申しました宿毛市独自の成熟社会をつくっていくためには、じゃあこのアウトソーシングされる事業、これをどのように考えていくかということでございますが、市の集中プランの中で、清掃公社、あるいは学校給食センターというのは、次々と民営化をするという流れになっております。

そこで、まず、清掃の業務に関しては、一部をテスト的に民間に委託をされました。

これは、その流れの中から、私は以前にも市長に質問をしたことがございますし、また、同僚の中平君からも、バイオマス計画の中で、その名前が出てまいりましたが、山形県長井市が取り組んだ全国にも余りにも有名でありますが、レインボープランというのを、市長、ご記憶があると思いますが。

このことについて、若干、説明しながら、私の考えを申し上げてみたいと思います。

このレインボープランというのは、健康はまず食にあるんだと。安全な食を、長井の市民に食べらるには、どのようにしたらいいのかということから、まちづくりをしようということで、生ごみに目をつけまして、ごみは厄介者ではなく、宝なんだと。このごみを微生物で、菌で堆肥化をして、その堆肥をもとに農家が健全な野

菜をつくる。

そして、できた野菜を主婦が自由市場で売つて、その利益をこの市内の必要なことに還元をしていくという、循環型社会のNPO法人の全国のモデルになって、私どもも1回、視察にまいりました。

そのことを市長にもご報告したと思うんですが、宿毛市も、バイオマстаунを目指して、焼酎の搾りかすやナオシチ、あるいは魚の残滓や畜産のふん尿ですか、人ふんも交えて、これを何らかの菌で堆肥化をして、循環型社会をつくろうということが、この芋焼酎を起爆剤とした企業おこしの全体のスキームの中に入っていると思うんですが。

私がここで、長井方式は生ごみの水きりというのは、市内の5,000世帯ぐらいの主婦が、ボランティアでやっておるんですね。そして、今言った一連の流れで、循環型社会をつくっておるんですが、これ、全国では長井方式と申しまして、いろいろ参考にされておるんです。

私は、ここで一歩進んで、宿毛方式というのをつくったらどうかと思うんですよ。長井を超える取り組み。

じゃあ、どうしてつくるんだと申しますと、この長井がボランティアでやっておる、例えば生ごみの水切り、これは前段、岩本課長が、コップ1杯水を切ってくれたら、1,000万かかるんですよというのを強く訴えておりましたが、この生ごみの収集、例えば運搬。これを、これは勝手な言い方ですが、コミュニティビジネスにすることはできないのかと。

NPOで、ボランティアでやるんじゃなくて、同じNPOでもいいんです。株式会社でもいいんです。社団法人でも結構ですが、これを地域の課題解決のビジネスとしてやることはできないかと。そして、利益は市民の求める、あるいは教育や福祉に還元をしてもいいんじゃないかな

と。雇用の場の拡大に、大いに役立つと思うんですが。

例えば、今、ごみは生ごみ、その他も1キロ、環境課長に聞くと17円ぐらいかかりよると。そしたら、生ごみは、きのうちよと報告を見ましたら、4,600トンぐらいですか。概算しますと、8,000万円ぐらい、生ごみの処理にはかかるわけですから、この8,000万円をどのようにして事業を起こすのかというのが、今の言ったコミュニティビジネスにすることができないのかという発想でございます。

学校給食にしても、これはいろいろ民営化する中で、技術的な面もあろうと思いますが、私は基本的に、一番子どものことを心配するお母さんがつくったらええじゃないかと。これは家庭でつくれとは言いません。そら家庭には事情がありますから、学校給食の工場を利用して、これもコミュニティビジネスになるんじゃないかなという思いがあるんですが。

先ほど申しましたように、国は盛んに市場化テストをして、例えば、公がやると100円かかるものが、民間がやると6掛けか7掛けであると。例えば70円ができる。じゃあ、市がやっておるのを、財政健全化のために、一民間に70円で受けらすと、市は30円は浮くわけですけれども。

民間すべてが悪いという意味ではありません。民営化もどんどんやらなきやいけないんですが、その市がスリム化するために、民営化をしていく流れの中で、じゃあ雇用はどうなるのかと言いますと、民間が70円でやっていくためには、諸経費や人件費を当然削減して、そこで利益を生まなきやなりません。

そうすると、雇用の確保という点からいえば、例えばこのコミュニティビジネスに8,000万円の生ごみ処理を委託すれば、100人雇えるかもわからない、高齢者を。それ、80万円

の給料になります。

40万でよかつたら、200人雇えます。学校給食1億かかれば、500人雇えます。300人雇えますという数字が出ますから、それは安定的、継続的にやるには、技術面のことが多々あろうかと思いますから、今すぐに、ここで市長に結論を求めるようなことは思っておりませんけれども、前段申しましたように、このコミュニティビジネスとしてとらえれば、ありとあらゆることが、老後社会を切り抜けていくんじやないかという思いがありまして、きょう、じやあやりますよということにはならんでしょうけれども、やっぱりアウトソーシングするときに、市は何を求めていくのか。財政健全化をして、市は借金が確かになくなった。住民は食えなくなつておったというようなことでは、やっぱり、少し考えなきゃならん点が出ますから、せっかく公共の事業を地域の課題として、住民も主体的に取り組んでくれるボランティア精神旺盛な方、たくさんいらっしゃると思いますから、その方々と協働して、新しい、全分野にわたるビジネスを考えて、市の雇用をふやし、健康な、明るい、元気のある宿毛市をつくるために、頑張って検討をしていただきたいと思います。

そこで、市長に最後にお伺いをします。

先ほど、大事な取り組みですから、やるということでございますが、アウトソーシングについても、今、私の考えを聞いて、いかなる思いがあるのか、思いだけで結構でございますから、ご答弁をお願いいたします。

再々質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再々質問にお答えをいたします。

非常に、今、お聞きしまして、すばらしい提案であるというふうに、私、感じました。

こういった提案があるということで、アウトソーシングをコミュニティビジネスとしてとらえて、活性させていくというふうなことについては、私も常々、そういった市民の皆様に何か還元していくというふうなことになるんではないかなということも思います。

高齢者の雇用、どうしても皆様方も、もういつも高齢者対策ということも、議会の場でも聞かれます。

どうも、私も団塊の世代でございますから、これが60でございます。この団塊の世代、多い人数がそのままずっと高齢化していくわけですから、この年代を今もう生産年齢ではないんだよというふうに決めつけてしまわないで、この年代をずっと、もう生産年齢であるというふうなとらえ方をして、仕事をしていただく。そういうことの時代にも来ているんじゃないかなと。

定年制が60歳。60定年ということありますけど、まだまだ定年60で、済みません、こういう言葉を使っていいかどうか、悪いんですけど、老けるような年じゃないよと。

昔と違いまして、高齢、長寿社会になっておりますので。そういう形では、こういった形で、アウトソーシングできるもの。例えば、私も今、具体にどんなものがあるかなとか、頭の中で考えながら、思いながら、学校関係でも、例えば、維持管理とか、経験を生かして社会教育を子どもに、これからしていこうじゃないかとかいうところもあります。

そんなものにも、やはりグループをつくっていただいて、そこから派遣していただいて、子どもたちにいい話を聞いていただけにいいいつもいい話は、よその人をつれてきては、講話とか言ってますけど、宿毛市内にもそういう方々はたくさんおられるんじゃないかなというふうに思いますし、それからまあ、子どもたちの触れ

合いの場にもなるし、安全対策とかいうことにもつながるか。

それから、地域の物産創造面で、何と言いますか、地域のある物、昔から知っておられます。そういう物を資源として活用できる皆さんもおられると思いますし、海で、例えば言えば、今、磯焼け現象がありますが、藻場をつくるのにも、どの辺につくればいいのかという知恵が、経験、漁師さん経験されたらあると思います。

これも、行政の事業としてやるにしても、これを実行していただくのは、このコミュニティビジネスの形でやっていくと、経験を生かせるというふうなことも、1つ出ようかと思いますし、それから、昔から体に、例えばいい農業生産物とかあれば、それをまた商品にしていくとか、そういうものもできます。

また、アウトソーシング、それぞれいろいろなものがございます。今はどうしてもボランティアは無償だと。ただだという観念がありますが、私が学生時代、ボランティアをやったときは、やはり交通費は出ておりました。そのかわり、労働奉仕というものはただで、報酬はありませんということでございますし、そのボランティアも有償という考え方も、持つのも構わないのかなというふうに思います。

今の例として、バイオマстаウン構想の中で、これは認定をされましたので、これから取りかかりをしていきますが、その部分部分で担っていただける役割というのも、あるんじゃないかなと。

1つの会社をつくるにしても、これはやっぱり宿毛の会社ですから、宿毛の人たちを雇用していただくということでやっていく。

ただ、そこまで運ぶのに、このコミュニティビジネスの方々を使っていくとか、そういうふうな役割分担も含めて、使えるんじゃないかな。そんなことも今、宮本議員の一般質問を聞きな

がら思ったわけでございます。

それから、事例的に申し上げますのが、私、今、一番いい地位にいると思っております。というのは、全国地域づくり推進協議会の、今は会長をしております。これは、国土交通省の主管でございますが、各地域で、日本全国でいろんな地域づくりに取り組んでおられる団体があります。これを表彰、毎年、有識者の先生方が、この応募されたものをチェックして、それで審査するという会がございまして、国土交通大臣賞であるとか、地域づくり推進協議会長賞などとか、そういう、何と言いますか、地域づくりに、まさにその中身を見てますと、今、宮本議員がおっしゃるコミュニティビジネスをやっている人たちなんですね。

そういうのが多くて、事例的には、非常に、私、たくさん入る地位にいるんだということを再確認をいたしまして、これを皆様方にも、もう少しオープンにしなきやいけないなというふうに、改めて思ったところでございます。

だから、質問の中での一番最後ありましたアウトソーシングをして、それをコミュニティビジネスとしてとらえていく。

それから、いろんな、公共のものですから、発注の形態が、例えば今は競争しなきやいけないだとか、随意契約はなるべくやめろだとか、そういうこともありますが、これはそういった要綱について、議会の承認をいただいたりする中では、可能ことだらうと、私自身は思っておりますので、できるだけ今のご提案については、この超高齢化社会を迎えるに当たっての社会の仕組み、それから仕事のやり方、そういうものを変えていかなきやいけないのかなというふうなことを、改めてきょう、感じた次第でございまして、これを実行に移していきたいなというふうなことをやっていきたいと思います。

府内でもいろんな話し合いもしながら、また

ご提案の宮本議員、それからまたここにおられる議員の皆様にも、よい知恵があったら、またお借りしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 非常に満足のいくお答えをいただきました。

市長も今、全国の地域づくりの会長ということですから、ぜひ、宿毛方式が全国のモデルになりますように、頑張っていただきたいと思います。

最後につけ加えておきますが、小泉内閣から始まるこの構造改革の中で、当然、地方は自立をしなくてはいけないということで、国も大幅な借金を減らし、地方も減らし、新しい社会づくりに邁進はしておりますけれども、先ほど申しましたように、何もかもスリムにする流れの中で、仕方を間違うと、力のない自治体が残ってしまうと。

国は、ある一定、地方におくる交付税が少ないほどよろしいわけでございますから、自分のことは自分でしなさいという中には、少し自分たちも考えて進まなきやならんのじゃないかという面が多々ありますので、それは皆さん、よくおわかりのことと思いますから、あえてもう申しませんが、地域づくりをどのように進めていくかで、地方のそれぞれの力が、差が生まれてまいりだと思いますから、ぜひ市長、前向きな答弁をいただきましたので、全課で取り組んでいただきますように、よろしくお願いをいたしまして、2年ぶりの一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、一般質問をいたします。

市長ほか執行部の皆様方には、きのう、きょうと9人の議員に対しての答弁をいただくわけでございますが、最後に登壇ということになりました。

これまでの8人の皆さんにも、一生懸命答弁いただきましたが、引き続いて最後の1人までよろしくお願ひいたします。

まず、質問通告に従いまして、市長の政治姿勢について、私は次の3点を質問いたします。

1番目に、介護保険制度についてであります。

この介護保険については、介護保険認定制度そのものについて、まずお尋ねいたします。

4月からの要介護認定制度の改定により、利用者が必要な介護を受けられない制度にされたため、全国的に大きな問題となっており、その実態を明らかにし、見直しを求めるものであります。

新認定制度の問題点は、まず、1番目に、新認定制度に基づき、4月以降再認定された利用者のうち、約3分の1がこれまでの介護度よりも軽度にされたとの報告など、全国的に症状が同一であるのに、認定基準を変えたことによって、軽度に認定しているようあります。

宿毛市でも、利用者の声を聞く限り、全国と同一傾向と思われますが、実態をお尋ねします。

2番目に、新認定制度に対する批判がわき上がる中で、厚生労働省は、経過措置として、利用者が求めれば3月まで認めていた介護度を継続するということにしました。

このことは、宿毛市民の利用者に徹底しているか。また、経過措置がなくなった場合どうなるのか。

この経過措置がない場合には、どういう介護度になるのか、このことを本人に知らせているかどうかもお聞きします。

3番目に、経過措置が適用されない新規の介護申請者は、新基準によって低い介護度しか認定されないなど、不利益が生じております。

問題点の多い新認定制度は中止し、高齢者の生活実態が反映される調査項目にするなど、必要な人が介護保険を利用できる内容に見直すよう、市長として取り組むべきではないか、お伺いします。

次に、だれもが安心して利用でき、安心して介護労働に従事できるようにするために、介護保険法第1条の目的が達成できる介護行政を求めるものであります。

介護保険法は、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス、及び福祉サービスを行うとなっておりますが、現状は、その目的に遠く及ばないため、次の5つの点を改善する必要があります。

まず、1番目に、保険料や利用料を減免して、経済的理由で介護が受けられない人をなくすべきであります。特に、低所得者にとっては、認定を受けても1割の自己負担額を払うことができないため、必要な介護が受けられないという状況になっており、低所得者は自己負担を大きく減免する必要があります。

2番目、介護取り上げ、保険あって介護なしといわれる状態になっておりますが、こういう状態を改善するようにしていただきたい。

3番目に、大幅な賃金引き上げなど、介護労働従事者の労働条件改善で、人材不足を解消し、雇用の創出を図るようにしていただきたい。

4番目に、介護保険における国民の負担が重いのは、介護施策費の50パーセントであった国庫負担割合を、介護保険制度の導入時に25

パーセントに引き下げたことによるものであります。

市民負担を軽減するためには、国の負担割合をもとの50パーセントに戻すべきであります。

5番目に、政府は現在、13万床ある介護療養病床をすべて廃止しようとしております。今後、さらに高齢化社会が進行する中であり、介護療養病床は、今後も維持し、患者が人間らしくできるようにすること。

この、以上の5点について、市長の考えをお尋ねします。

通告の2番目です。

政府の経済危機対策への対応について、お尋ねします。

政府は、前年度補正予算及び本年度予算で、経済危機対策を組み、今年度補正でも約15兆円の予算を組みました。多額の赤字国債を乱発した総選挙目当てのばらまき予算との批判も多い中、5月29日に強行成立させました。

この中には、東京で1メートル、約1億円、総額1兆8,000億円もの巨額な費用をつぎ込む外郭環状道路など、ゼネコンや大企業の要望にこたえたむだな予算も含まれており、大きな問題があります。

しかし、既に予算は決定され、地方自治体に対しても予算を使うための事業を組むよう、求められているのが現状であります。

宿毛市としても、事業を実施する上では、市民生活が潤う生活密着型の事業を計画する必要があります。

特に、市民からの要望が多い中小業者を支援する政策について、お尋ねします。

1番目に、市民の生活や環境改善など、中小企業の仕事確保、雇用の拡大にも直結する事業を進める必要があります。

学校、その他公共施設の修繕、個人住宅のリフォームへの補助などは、地元木材の消費拡大

にもつながります。

また、2011年6月までに設置が義務づけられている個人住宅への火災報知機の設置補助を予算化した自治体もあります。

宿毛市でも、実施することはできないかどうか、御検討をお願いしたい。

2番目に、公共工事の地元業者への発注について、どのように考えておられるか、お伺いします。

先ほど、中川議員の質問に対しても回答がありました。私は私なりの観点でお伺いします。

公費の使い方については、最小の経費で最大の効果をあげるのが原則といわれますが、地元市民の暮らししが豊かになって、市の支出が減り、税金など、市の収入がふえるようにすることも大切かと思われます。

こうしたことから、中小業者の要望にこたえて、地元業者への発注を拡大すべきではないか。特に多くの自治体が導入している小規模工事希望者登録制度を創設する考えがないか、お尋ねします。

地元業者からは、工事の発注を可能な限り分離分散発注してほしいとの強い要望があります。

先ほども、ご答弁はいただきましたが、このことに対して、市の考えを再度お尋ねします。

特に、これまで業者の方からいろいろご要望があったようですが、余り分離分割発注方式になってなかつたというふうに聞いてもいるわけです。どうしてそういうふうにできなかつたのか、また、今後、どうしていくのかお聞きします。

この項での2つ目として、定額給付金についてお尋ねします。

今、定額給付金の支払いが実施されておりますが、これこそかつてない愚策と酷評されております。

資本主義社会における税金の役割は、富の再

配分ともいえるものであって、高収入者から徵税し、教育や社会保障、あるいは社会资本の充実など、社会の共通費用に使うことになっています。

ところが、政府が実施した定額給付金は、月々4万円程度の年金で細々と暮らしている人も、月収300万円の人も、同一額をばらまきするものあります。

高所得者にばらまく財源があるのなら、後期高齢者医療制度による高齢者への負担増や、障害者自立支援法をつくって、障害者への負担をふやした政策を取りやめ、社会的弱者の暮らしを支援するべきでありました。

定額給付金も、貧しい人々はすぐ消費するかもしれません、高収入で日常的に満たされている人から見れば、1万円や2万円の給付をしても、特別な消費が期待できるものではないと考えます。

このように、定額給付金の問題は多々ありますが、その中でも支払いを世帯主にしているため、家庭内暴力により世帯主から逃れて生活している配偶者、子どもが給付を受けられない事態が発生しております。

被害を受けている人の給付金まで加害者に支払い、本来、受け取るべき被害者には支払われないため、社会的問題となりました。

多くの自治体が、自治体の財源でドメスティックバイオレンス、俗にDVですが、これの被害で避難している家族にも、定額給付金と同額の支給を始めました。

政府も、これに必要な財源を別枠で自治体に交付することになったと聞いております。

宿毛市としては、どのようにしてDV被害者に対して給付するのか、DV被害者からの給付要請の件数についてもお示し願いたい。

通告の3番目に入ります。

宿毛湾の軍事利用をさせない施策についてで

あります。

まず、アメリカ軍艦船による宿毛湾の軍事利用についてお尋ねします。

1番目に、2006年と2008年に続いて、今年の2月末には3度目の入港を打診してきたとの報道がありました。

今度、入港しようとしていたのは、キッドという船名のイージス駆逐艦で、核弾頭が装着できるトマホークを搭載したミサイル駆逐艦だということです。

幸いにも、防波堤の工事中を理由に断ったようあります。

この3度目の入港目的は何だったのか。宿毛入港を断られたイージス艦は、どこの港へ行ったのか、お聞きします。

市長は、これまでの議会で、基地化には進まないとか、宿毛湾は軍事利用をさせないと答弁し、迫り来る宿毛湾軍事利用拡大の市民不安を払拭しようとしているのではないか。アメリカ軍のラッセル入港後、わずか2年目にオカーンが入港、そして1年を待たずしてキッドが入港したがっていた。

たびたびの入港訓練と調査で、宿毛湾がアメリカ軍の軍事的目的に沿った好条件を備えていることを把握したと見られます。

このように、いよいよ米軍は本格的な宿毛湾の軍事利用に踏み込んできつつあるといえます。

これまで、宿毛市に委譲していた宿毛湾港の管理権限を、高知県は2月県議会の条例改正で、県の直接管理としました。

宿毛市長の権限はなくなりましたが、今後も宿毛湾港を漁港商港として守るためにも、知事に対して、軍艦の入港など、軍事利用を拡大しないよう申し入れるべきではないか、お尋ねします。

2番目に、在日米軍基地周辺はもとより、米兵は日本各地で日本の民間人に対して重大な凶

悪犯罪を多発させていることはご承知のとおりであります。

これまで、2度の宿毛市上陸では、規律を引き締めたのか、幸い、重大な犯罪は発生せず、安堵したことでした。

しかし、入港が常態化し、規律がゆるめば、重大犯罪を起こす可能性は、全国のこれまでの傾向で明らかであります。こうした米兵の犯罪から市民を守る最大の対策は、米兵を宿毛市へ上陸させないことになります。

もし、上陸させる場合でも、宿毛市民が危害に遭わないようにするためには、どのような対策をとるのか、お尋ねします。

3番目に、今回の新型インフルエンザ対策でも、政府は海外から入国する場合の検疫体制の強化をしていました。ところが、米兵については、日本政府として、検疫や税関のような厳しい密輸のチェック対策をとっていないと聞きます。

宿毛市民を米軍が持ち込む可能性のある病気や麻薬密輸の危険からどう守るのか、お示し願いたい。

次に、軍事演習等の被害から、漁業者の操業と、沿岸海域の安全を守る対策について、お尋ねします。

その1番目に、足摺岬沖約70キロメートルの海上に、米軍軍事演習水域、いわゆるリマ海域が設定されています。面積は、高知県の約90パーセントに当たる6,255平方キロメートルであり、米軍が月曜から金曜まで、常時、砲撃練習、訓練などを行っているということであります。

この水域は、マグロやカツオの好漁場とも言われております。

日本共産党の国会議員だった、故山原健二郎氏が、国会でこの撤去を求めたのを初め、高知県議会でも撤去を求める決議がされておりま

す。

米軍再編の中で、四国西南地域一体が、軍事的要所にされつつある今こそ、リマ海域を撤去させ、漁民が安心して操業できるようにする必要がありますが、このことについて、市長のお考えをお尋ねします。

また、このリマ海域設定によって、漁業被害をこうむっている漁民や漁協に対して、補償金や見舞金が支払われると聞きますが、その内容についてお示し願いたい。

2番目に、リマ海域とは別に、宿毛湾沖と足摺岬沖、並びに黒潮町沖の3カ所に、自衛隊の訓練海域が新たに設定されています。

また、宿毛湾沖と豊後水道南口には、巡視船の射撃訓練海域が設定されております。

私は、こうした危険な訓練海域の設定が、県民や宿毛市民、あるいは漁業関係者等に知られていないのでないかと危惧しているところです。

のことから、訓練海域が設定された経緯と、漁業者等への周知、安全対策がどうなっているのかについてお尋ねします。

次に、米軍機の離着陸訓練施設について、宿毛市としてどのように把握しているのかお尋ねします。

1番目に、政府は、米軍艦載機の駐機場所を岩国基地に移転することを決めています。

これは、米軍がこれからの戦争を、アジアと中東にシフトした米軍再編の一環であります。これによって、岩国は極東最大の軍事基地になるといわれています。

この米軍艦載機は、軍事上、絶えず訓練をする必要があり、その訓練施設を岩国から直線で180キロメートル以内に設置するよう、日本政府に求めています。

宿毛市に、この訓練施設の誘致をしようとする動きがあることが、昨年5月に報道され、こ

の議会でも賛否双方の立場から議論されながら、1年を迎えました。

市長も、さまざまな課題を把握することが重要であると答弁しています。

この施設をつくることによって、市民生活にどんなメリットとデメリットがあるのかも含め、この1年間の宿毛市行政が把握した内容について、お尋ねします。

2番目に、この離着陸訓練施設は、各地で騒音公害などにより、住民からの訴訟も起きています。この施設の誘致の第一候補と考えられている藻津や宇須々木など、市内西部地域の皆さんには、大変心配されております。

こうして公式議論になった以上、このタッチアンドゴーという施設がどんなものであるのか、市民に知らせるのも行政の役割ではないかと考え、市長の所見をお伺いします。

3番目に、一部にタッチアンドゴー施設の誘致によって、その施設が民間空港としても使える、いわゆる軍民共用施設論がありますが、建設のときには、民間も使えるような説明であつた空港が、実際、空港をつくってしまうと、事实上民間航空機にはほとんど使わせないと聞きます。

他県での軍民共用空港の実態を把握しているかどうか、お尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、介護保険でございます。

担当の方からの方が、本当はいいような質問でございましたけれども、あえて私の方で答えさせていただきます。

順番に従って、質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、新認定制度による宿毛市での判定結果

についてのご質問がございました。

平成21年4月1日から5月31日までの更新認定申請件数は、128件ございました。そのうち、6月4日までの認定更新審査終了件数が87件でございます。

87件のうち、更新前の要介護度より軽度に判定されたものが19件、更新前より重度に判定されたものが20件、変更のなかつたものが48件ございます。

経過措置を実施したものは、更新前の要介護度より軽度に認定された19件のうち、13件。重度となった20件のうち、3件が選択し、実施をしています。

次に、経過措置について、利用者に徹底をしているかというご質問でございますが、更新認定申請時、または更新認定調査時に経過措置について、利用者お一人お一人に懇切丁寧に説明をしております。

また、更新認定申請者へは、県の最終的な要介護度等結果を通知すべきであるとの指導によりまして、最終的な要介護度等の結果を通知をしています。

次に、新認定調査項目の見直しの必要性についてでございます。

現在の状況では、今回の見直しが介護保険利用者の立場に立ったものでないのか、適切な認定が実施されているか否かにつきましては、手元にまだ検討材料が乏しくて、まだはつきりわからぬのが実情でございます。

しかしながら、今後、厚生労働省、そして高知県におきまして、経過措置についての検証を行っていく中で、保険者として要介護認定の公平性とか、透明性の観点から、見直しが必要と判断した場合には、迅速な見直しを要望してまいりたいと、このように考えております。

2つ目のご質問でございますが、介護保険法第1条の目的が達成できるような事業運営につ

いてということで、お答えを申し上げます。

まず、その1つに、介護保険料の減免及び徴収猶予制度についてでございます。

第1号被保険者またはその属する世帯の生計を支える方が、震災、風水害、火災等により被災された場合や、生計を支える方の死亡等の場合に、保険料の納付が困難となった場合、宿毛市介護保険条例及び介護保険条例施行規則に基づきまして、介護保険料を減免、または徴収猶予することができます。

このほか、本市が助成する利用者負担の軽減措置としましては、利用者負担額の軽減措置や、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等がありますので、これらの制度により、支援してまいりたいと、このようになって考えています。

2つ目でございますが、認定審査会での自由な判定が阻害されているのではないかという趣旨での質問でございます。

認定審査会は、審査対象者の基本調査項目による一次判定結果について、特記事項や主治医意見書の内容と比較検討しまして、適正な審査判定を行うために開かれるものでございます。

介護認定は、全国統一の方法により行われ、認定のばらつきがないようにすることが求められる、これは当然のこととございます。

そのため、外部の専門知識を有した方が委員となっておりまして、年に数回、幡多管内の認定審査会委員との合同研修会により、意見や認定方法の統一を図る研修が行われています。

認定内容の平準化を求める指導はございますが、審査会による2次判定について、厚生労働省が要介護度等を引き上げることのないようにというふうな指導は受けおりませんし、本市から認定審査会に対しての指導も行ってはおりません。

次に、介護従事者の労働条件改善による雇用

の創出に対する質問でございます。

国の追加経済対策であります介護分野における雇用の創出、人材養成を目的とする事業についてご説明を申し上げます。

まず、最初に、介護職員処遇改善交付金についてでございます。

これは、平成21年4月から、介護報酬の3パーセント増の改定によりまして、介護職員の処遇改善を図ったところでございますが、他の業種との賃金格差をさらに縮めるため、介護従事者の申請に基づき、介護報酬とは別に交付するもので、平成21年10月サービス分から実施を予定をし、平成23年度までの期間、常勤換算における介護職員一人当たりに換算すると、月額1万5,000円の賃金アップに相当する額が支給される制度が創設されました。

これらの制度によりまして、介護職員の雇用の創出が図られるのではないかと考えております。

次に、介護保険事業の国庫負担について、ご説明を申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月のスタートから、公費部分については、現在の負担割合で運営されています。

この10年弱の間に、高齢化が進みまして、また施設も充実してきたことから、給付費は平成12年度と比べまして2倍近いものとなっております。

そのため、保険料が上昇し、市民の皆様にも相応の保険料を負担していただいています。

しかし、被保険者の負担を少なくした介護保険サービスを受けることができる体制を目指すことは重要でございますが、現在は互助として、お互いに助ける互助としての保険制度として運営しております、相応の費用負担は必要であると考えております。

介護保険制度は、高齢者の生活に密着した社

会保障制度でございます。今後も、高齢化がますます進む中で、この制度を持続可能なものとしていかなければならぬと考えております。

適正な介護保険運営を心がけてはおりますが、本市としての負担も増大の一途をたどっている状況でございまして、今後の介護保険財政の状況を見ながら、必要と判断すれば、国等に要望することも考えてまいります。

最後に、介護療養病床の転換につきまして、お答えを申し上げます。

介護療養の転換につきましては、平成23年度末までに実施予定でございます。厚生労働省は、医療対応型の老人保健施設への転換を想定しておりますが、医療機関としては、経営的な問題等によりまして、転換が進んでいない状況にあります。

本市としましては、介護療養病床が必要でないと考えているわけではございませんで、その方の状態にあった施設に入所できることが最善というふうに考えております。

行き場のない入院患者を出さないように、また介護療養病床に入院されている方は、医療行為が必要な方でございます。その方々の状態にふさわしい施設に入所できるように、医療機関の意向をできるだけ尊重した上で、圏域内や、圏域間の施設の状況も勘案しながら、サービスを提供できる施設への計画的な転換を促進していかなければならないというふうに考えております。

次に、政府の経済危機対策への対応でございます。

まず、最初に、地元発注業者、地元業者発注についての小規模工事業者登録制度を創設する考えはないかというご質問でございますが、この工事業者の登録につきましては、非常に手続等、いろんな資料を出していかなければいけない、出していただかなきやいけないような、今のと

ころ、制度の形になってます。

といったことで、書類等、大変なこともございます。小規模工事業者の皆さんも意見を聞いた上で、どのような形での登録にしていくかとか、そういったことについて、意見も聞いた上で、対処していきたいと思います。

それから、工事発注は、可能な限り、分離発注をということでございます。中川議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、いろいろな施工性等を考慮しながら、今は積極的に、その分割発注は行っているところでございます。

分離発注につきましても、先ほど申しましたとおり、設計業者と協議しまして、総合的な判断を指名選定委員会でしていって決めたいと、このように考えております。

それから、分離発注することが今までなかつたというふうなことでございます。分離発注をするような工事がなかつたわけでございます。そういう発注をするような大きな工事が、私の市長に就任してから、はつきり言ってありませんでした。これは申し上げておきます。

今、今度、小筑紫小学校の件で、恐らく建築の部分での分離発注をめどにしているのではないかなどというふうに思われます。

ただ、今言いましたように、小筑紫小学校のような大きな建物を、今まで、私になってからやったことはございませんで、分離発注も、だからなかつたということでございますので、何でしなかつたんじやなくて、そういう工事がなかつたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、個人住宅への支援策としての火災報知機設置に対してということで、補助とかができるのかとかいう話もございました。

小中学校とか、消防署など、公共施設の改築等を優先すべきと考えておりますので、現在のところ、個人住宅への支援というのは、考えて

おりませんので、ご容赦願いたいと思います。

次に、定額給付金の件でございます。

先ほど、ほかの自治体が、ドメスティックバイオレンス、家庭内暴力によって別居を強いられている配偶者に対して、定額給付費の相当額を独自に支給する自治体があるというふうなことは、私も承知しております。

ただ、政府もそれに対して補てんするという話は、浅木議員からおっしゃられましたけど、私の方の耳には、そういうことはまだ入っておりません。

ただ、この定額給付金について、本市はどうするのかということでございますけれども、このドメスティックバイオレンス被害による定額給付金を別にしてほしいという申し出が、実は、宿毛市の方には、まだ全然ございません。

そういった関係で、申し出がないものについてどうするかということは、なかなか、これでできない。申し出がないにこしたことはないし、ドメスティックバイオレンスの被害があるのを、あつたということは聞いておるんですが、ここから、まだその人から、別にしてくれという話は、まだ来ておりません。ということでございます。

それから、次に、宿毛湾の軍事利用させない施策についてということで、るるお話をありました。

これは、非常にやっぱり、国の問題にかかわるものばかりで、私の方の判断がつかないものが非常に多いんじゃないかなというふうに感じられます。

1つずつお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の本年の1月末のイージス艦の入港打診です。これも私、艦名も今まで知りませんでした。今、初めて聞いたわけでございますが、1月30日に海上保安署から、宿毛海上

保安署から、2月27から3月3日までの間、宿毛湾にイージス艦の入港の打診があったというふうな情報が入っております。

それで、これは、港湾管理者、高知県でございます。我々は、宿毛市は港湾管理者の権限というか、事務を委任されてた、管理権限を委任されてたいうところでございますので、権限が前年度まであったということは、ちょっと形としては誤りでございますので。

ただ、前の知事が宿毛市長に権限があるというふうに、新聞に大々的に出しております。ただ、管理権限を、事務を我々は委任されてたわけですから、そこを間違えないようにしていただきたいと思います。

それで、その部分については、ほとんど、港湾管理者である高知県に、4月以降返っております。

これは、港湾管理者である高知県、これは幡多事務所、幡多土木事務所にも、同日に宿毛海上保安署から連絡があったというふうなことを聞いております。

このときには、県の防波堤工事真っ盛りでございまして、ケーソンの据付作業をしていた関係から、岸壁の使用が不可能というふうなことは聞きました、2月2日に、宿毛海上保安署に高知県港湾課、それから高知県幡多事務所、そして宿毛市の担当が出向きました、正式に入港不可能の旨を報告しているということでございます。

それから、その後のイージス艦の他の港への寄港であるとか、市としては全然把握をしておりません。ということで、ご容赦願いたいと思います。

次に、宿毛湾港を軍事利用しないように、知事に要望との質問でございます。

特に、軍事利用されるわけがないというふうに、私は思っております。宿毛湾港は、港湾法

に基づく重要港湾でございます。港湾法に基づいた利用がなされ、軍事利用がなされることはないというふうに考えております。

それから、米軍の犯罪に巻き込まれないような対策ということで、私は、米軍人がすべて犯罪者ということは全然思っておりませんし、1人の人間として、やっぱり扱うべきであるというふうに思っております。

ただ、地域住民の安全を守るには、これは高知県警に、犯罪があるなら要請をしなきゃいけない。犯罪が予測されるならですね。

米兵が犯罪を犯すんじゃなくて、いろいろな人が犯罪を、乗じて犯すかもしれません。一応、混乱が生じるということでありましたら、これは高知県警に治安の維持をしていただかなきゃいけないかななどというふうなことは、していくべきだというふうに思っております。

それから、検疫等の入国手続の質問ですが、これも、国と国との間で、どのような取り決めがあって、どのような手続がとられているのか、ちょっと私の方では把握をしておりません。外交レベルの問題であろうと思いますので、ご了解願いたいと思います。

それから、次に、リマ海域の漁業補償の件でございます。このリマ海域の漁業補償についても、宿毛市、全然ノータッチでございまして、だれからだれに、何で、金額は幾らということを、すべて宿毛市、一切、通知も相談も情報もございませんので、答えようがないということです。調べて、聞いて調べることはできますが。

それから、指定等につきましても、公海上のことございまして、宿毛市への指定解除しろといったような要望も来ておりませんで、解除についての関与はないということでございます。

それから、自衛隊の訓練につきましても、何の通知も市にはないので、答えようがないとい

うことでございますので、ご了解願いたいと思
います。

それから、もう1つあったと思いますが、い
わゆる米軍の離着陸施設、いわゆるタッチアン
ドゴーの関係で、平成20年の2回目の定例会
で答弁をさせていただいておりますが、民間か
らそれ以降、民間の方々とか、何も言ってきて
いないというのが事実でございまして、特に、
あの時もたしか、民間等から調査以来があれば、
それは調査してまいりますということを答えさ
せていただいたと思いますが、特に何も言って
きてませんので、特段の調査というものはして
おりません。

ということでございます。空港の軍民共用の
施設の建設につきましても、同様でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたし
ます。

今、市長の方からご答弁いただきましたが、
まず、1番目の介護保険についてですが、これ、
特に新認定基準の問題について、宿毛の場合は、
これまでより軽度にしたのは、87件中19件
だったということですが、これは全国的平均よ
りは少ないかなという感じはしますが、それで
も19件は軽度に変更されたということです。

特に、私が指摘したいのは、今度のこういう
変更について、厚生省の方で国庫負担を削減す
るために、介護保険制度の認定を引き下げると
いうふうなことをやったという内部文書が明らか
になっているわけでございます。

この厚生省の内部文書によると、保険料は今、
年金から天引きしておりますわね。こうしながら、
一方では、介護サービスを切り捨てて、国
庫負担の削減を図るという面で、利用者の約4
割を占めている介護1、要支援1と2、これを
排除するというようなことも明記してあるわけ

です。

これによって、3,300億円の国庫負担を
削減すると。これ、介護費ベースでいくと、1
兆円といわれます。

それと、制度見直しによる給付の削減、これ
につきましても、利用料を1割から2割に上げ
ようかというような準備もしていたようあります。

利用者負担の引き上げをしていくということ
ですね。それとともに、利用している福祉用具、
こういったものの見直し、いわゆる取り上げを
していくと。

今、介護者が申請すれば、手すり、それから
歩行器、歩行補助用の杖、こういったものを支
給の対象になってますが、こういったものを支
給しないようにする。

それとまた、要介護認定の見直し、要介護1
と要支援の判定を、コンピューターにして、約
7割を要支援にしてしまう。要支援2にしてし
まうということです。

それとまた、運用による給付削減という面で
は、認定調査状況を厳しくチェックすると。そ
れで、ケアプラン、こういったものの点検、こ
ういったものを強力にやることによって、国庫
負担を104億円減らす。

先ほど、市長からお話もありました認定適正化
専門員を市町村に派遣し、介護認定審査会へ
技術的助言を行う。これによって、45億円削
減する。

このように、これも単に市長がお話ありま
したように、全国均一化ということではなくに、
45億円減らすために、介護認定審査会に対
して、私から見れば、圧力をかけている。

今までやったら、第1次判定で出てきたもの
を、介護審査会が1ランクないしは2ランク引
き上げる場合も、その人を見て、資料を分析し
て、そういうふうにしていたわけでございます

が、今度、こういう専門員を配置して技術的助言などと言いながら圧力をかける、このことによって、介護審査会がなかなか1ランク、2ランクを重度に変更するということは困難になってきているという状況でございます。

こういうふうな状況によりまして、介護保険については、今、受けている人、必要な人を排除していく、このことによって、国庫負担を削減する、こういうねらいを明記した文書が、国会でも明らかになって、大問題になったわけですが、厚生省の考え方これ自体がこういうことであると。だから、厚生省が言うとおりやつていたら、宿毛の介護されないかん人は守れないという面があるわけです。

それで、しかし、上から決められてきたことは、市町村でやらなしようと、市長も言いますが、やはりこういうものを、変えさすように、市から突き上げていく、話していく、このことも大事じゃないかと思います。

そういう面で、この認定適正化専門員の干渉を排除して、コンピューターによる1次判定を、これまでのとおり2次判定できちつとは正できるよう、認定審査会の役割と、独立性を維持するようにしてもらいたいと。

もう1つ、認定を受けよう人から聞くわけでございますが、介護認定申請者の症状を調査するとき、それぞれ調査項目が70何項目あるようですが、それによって調査して、資料をつくるわけですが、このときに、本人だけおるときに来て調査すると、極めて軽度になるという傾向があるということでございます。

介護される人は、それもできます、それもできますということを安易に言いますが、実際、介護している人がそばにおれば、ふだんはできないじゃないですかと、いうようなことになってくるというふうに聞いているわけでございます。

こういった面で、調査をするときには、介護申請者、いわゆる利用者ひとりに聞くのではなくに、家族ないしはふだん介護している人ですね、こういった人がおるときにするようにしてもらいたい。この部分については、宿毛がどうなっているかについては、実務を担当している課長の方からご答弁願ったと、私は思うわけでございます。

2番目の政府の経済危機対策についてでございます。

これにつきましては、市長からもご答弁いただきましたが、分離分割発注につきましては、市長のお話からもわかるわけでございます。確かに市長になってから、それは大きなものはないかったということはありますが、市長が就任する前のことだと思います。それと、今後発注される分ですね、それについて、分離分割、こういうふうにやっていただきたいという要望でございますので。

中川議員の答弁にもありましたように、市長もそういう方向で考えるということでございますので、私はぜひそういう方向でやっていただきたい、このように思います。

それと、小規模工事希望者登録制度ですね。これについては、なかなか手続がややこしいきに、相談してみるとことですが、この登録制度の目的につきましては、ご承知のように、小規模工事を、競争資格のない未登録業者に自治体が発注し、小規模な建設工事や、修繕の受注機会の確保と拡大をすることによって、地域経済の活性化を図る。このように、市内業者の受注拡大、これが主たる目的だということです。

そして、実施の状況については、今年4月現在で411自治体で実施していると。市町村の約23パーセントが実施しているということでございます。

特に、埼玉県下などでは、70自治体中67

自治体が実施しているということです。

リフォーム助成等につきましても、埼玉では1億3,000万円。それから、これが波及する効果については、総工事高で約23億2,000万円というふうにも聞いているわけです。

このように、地元の中小業者に対して、ぜひともこういう制度をつくって、今後の宿毛の小さな事業を発注するために、業者とも話し合うということでございますが、先ほどお話をありました手続が複雑だからということを先に置くのではなくに、業者がどのようにしたら仕事ができるのかという面で、手續はややこしくても、やはり業者に仕事がいくようにしていただきたい、このように求めます。

3番目に、宿毛湾の軍事利用についてですが、これにつきましては、市長の今の答弁では、全く市の方へは知らされてない。どこへ行ったかもわからないということでございます。

これについては、船の名前は、キッドいうことはご存じだったと思いますが、どこへ行ったか言えというても、市長、追っかけるわけじゃないということでございますが。それほど、宿毛へどうしても寄らないかんということではなかったかもわからんですね、そういうことになるとね。

やはり、宿毛へ、できるだけ宿毛へ行って、宿毛がどういうふうに軍事的に使えるのか、一生懸命調査しようということで、今回、8カ月目にまた来るようにしたと。恐らく堤防ができる上ったら、すぐにまた訓練調査に入ってきたがる、こういうふうに考えるわけでございます。

これは石破国防大臣初め、政府の幹部が、やはり宿毛は一番使いやすい港ということで太鼓判を押しているように、アメリカ軍に対しても、リマ海域の関係で、宿毛を常時使える港、こういうものにしていく。軍事的に利用していく。

先ほど、市長は軍事的に利用はさせないと

いましたが、私は、既に宿毛湾は軍事的に利用されていると。これは練習、訓練という名前で調査に入って、実態を把握していると。もう既に、これは軍事利用に踏み込んでいるというふうに考えるべきではないかと思います。

先般、岩国の人も来て話しておりましたが、やはりこういう最初のうちに食いとめないと、政府が本格的にアメリカ軍とともにに入ってくるようになってきたら、一市長ではなかなかとめられないということでございます。

そういった面から、早いうちにそういう対策が必要だということでございます。

それと、こういった面で、今後とも宿毛湾へ入らさない、宿毛湾を軍事的に利用させないような対策、それは必要だと思います。

市長は、平和は大事だと言いますが、やはりいろんな条件の中で、我々は国民の暮らし、戦争のない暮らし、こういったものを維持していくことが大事だと思うわけです。そういう役割は、一地方の市長にとっても、重要な仕事の1つだと思うわけです。

そういった面で、平和を守る、そういった面で積極的な役割を果たしていただきたい、このことについて、再度、お考えをお聞きします。

それと、リマ海域の問題につきまして、私も十分、知っているわけではないですが、漁業補償、こういった関係について、若干の資料を見てみると、県の方で国の助成も受けて補助をやっていると。リマ海域の補償をやっていると。

その補助の目的は、リマ区域の設置、運用により、障害をこうむっている漁業者を、本事業の助成範囲とし、高知県内の漁協全体の漁業者との割合をもとに、補助対象事業費を決定するということで、施設整備事業費3億4,000万円、これは16年度のようです。

それから、17年度の補助金、こういったものについても、4,300万、見舞金は1億円。

1億数千万。それから、補償金についても、それぞれ各関係漁協へ配っているというふうに聞くわけです。

こういった実態があるということを、行政としても把握する必要があるのじやないかと。

それと、宿毛湾海域が危険な状況になってきているということを把握してもらいたい。

特に、夜間に沖の島の姫島近くで火をつけて漁をしていた漁船に向かって、自衛隊の船が直進してきて、危なく衝突しかけたと漁業者からの報告があります。

宿毛湾の周辺海域は、漁業、漁船が多く、この中を軍艦が無法に走り回れば、千葉沖で自衛隊のイージス艦「あたご」が衝突し、漁船を沈没させたのと同じ事件が、宿毛湾周辺でも発生する危険があるわけでございます。

こういった面から、この宿毛湾ないし周辺での軍事行動、こういったものを抑えていく、減らしていく、こういうふうな取り組みが市として必要だと思います。

これについて、こういう漁民が実際に危険に遭っているという現状認識を持って取り組んでいただきたい。

それから、いわゆるタッチアンドゴーの問題につきましては、これがタッチアンドゴー、これにつきましては、艦載機が航空母艦に着陸するための訓練を、陸上で行うための施設であります。戦闘機後部のフックにワイヤーをかけながら急上昇し、かけながら着艦する、そういう訓練をするわけでございます。

これで引っかかるないと、また加速して上げるということで、非常な爆音を発生するということです。

これによる被害については、約100デシベルといわれます。これは、いわゆる列車が通る時に、ガード下でおるような状態だということで、低空飛行によって胃と腸がむしり取られる

ような衝撃音になってくるというふうに聞いているわけです。

これを夜の10時、または11時までやるわけですから、住民はたまりかねて、厚木でも訴訟を起こすという問題になってきているわけでございます。

特に厚木周辺では、母親からこの衝撃音で、私の赤ちゃんが殺されるというふうな訴えまであったということを、前にゴルフ接待で問題になりました守屋事務次官が語って、誌上で語っておりますが、こういう代物でありますので、これを宿毛のまちへ持ってくる、こういうふうなことにはならんと。

こういうことの危険性を、市長は、こういう騒音があるんだということを調査して、私は調査する限りはこうだと。市長の方でも調査して、これに対して、市民にも知らせていく。こういことが必要だと思うわけです。

それとともに、こういう施設ができると、たびたび墜落もする、そういう状況もあるわけです。もしこういう墜落という事件、事態になると、民家も巻き込まれるということになるわけです。

例えば、神奈川県内では、これまでに約60件の航空機の不時着、墜落事件、こういったものが起こっているというようなことも聞いています。

こういった状況の中で、ぜひ宿毛市へこういう施設を持ってこないような、市長の政治姿勢によってですね、岩国の前市長は、これに対して明確に反対したわけです。市長はどっちにしようかというような、皆さんの考え方次第よというような答弁も、そういうふうなニュアンスの答弁も聞いたわけですが、やはりこういう問題のある、市民に迷惑をかける施設については、市長としての態度も明確にするべきじゃないか。

以上、再質問いたします。

○議長（寺田公一君） 暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 3時20分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

認定の話でございますが、るる、その厚生省の文書をもとにしてお話をいただいたわけですが、私ども、その厚生省の内部文書については承知しないわけでございまして、認定をする方々は、非常に、やはりはじめにやっていると思います。

やっぱり決めを守りながら、示させた法律、通達にのっとって、医師の方々とか、皆さんが善良に認定審査をやっていると思います。それに基づいた結果であろうと、私自身は思っております。

決めを守って、善良にやっている人たちに対して、ちょっと失礼かなというふうな文書内容でございました。

これは、厚生省の内部文書ということですから、我々にそんなものは示されているわけでもございません。また、国庫負担軽減のために軽度にしたとかいう話もございますけれども、それはちょっと違うんじゃないかな。

認定をする方にしては、その時々の症状に応じて、きちんとした、平等な認定をしているんじゃないかと、私は思っております。

ただ、軽度にした人もおれば、重度になった方もおられます。だから、そういうものを考えれば、私ははじめに審査をして、必死になってやってくれることに対して、失礼な文書内容だというふうに考えます。

次に、小規模事業者の件でございます。

今でも小規模な発注については、小規模業者さんにも発注をしているところでもございます。

それから、その中で、ちょっと浅木議員が再質問の中でおっしゃいました、分離分割はその方向でやっているというふうなことを、私は申し上げておりません。分割発注は、今までやってきております。ただ、分離発注につきましては、設計業者とも協議をしまして、指名選定委員会で総合的に判断してやっていただくと。分離はしないよじやなく、するでもない。やはり、この指名選定委員会の中で、きちんと話し合いをして、課題を解決して、それで分離にするのか、統一な発注にするのか、それを決めていただくのが指名選定委員会でやっていただくということでございますので、誤解のないようにしていただきたい。

それから、小規模業者の登録でございます。

これ、煩雑と言ったのは、書類を出すのが煩雑だけあって、登録をしないということではございません。小規模事業者の方々にお話を聞いて、登録だけ、名前だけでもいたしますかということを、やっぱり確認をしたいわけです。

だから、小規模業者さんについては、今までの指名登録をするような書類はなしで、それでメンバー表だけでも出しますかということを聞きたいということでございますので、間違いのないようにしていただきたいと思います。

それから、アメリカ軍の話は、るる出でおりますけれども、米軍の思いについて、私はわかりません、はつきり言って。アメリカ軍は何を言ったか、どういう発言をしたかも、私、承知をしておりませんし、また、憶測でものは、ここでは言えませんので、だから、米軍関係については、そういう話はできませんし、軍事利用とは、浅木さんの定義と私の定義は、軍事利用は違うと思います。

私は、ドンパチをやりかねないのが軍事利用

だと思っておりますけれども、浅木議員は、イージス艦が入ってくること自体が軍事利用だとおっしゃってます。

これは、やっぱり考え方の違いだらうと思いますけど、そういうことで、私自身は、港にはどんな船も入ってきます。紛争する以外には、もう入っちゃいけないという、断る権限がないんです。これは日本の港湾法でそういうふうに決められておりますから、私自身はイージス艦であろうと商船であろうと、これは宿毛湾港に入れる可能性といいますか、そこで休憩で入らせてくれといった以上は、船に乗る方の思いをすれば、やっぱり入ってきて、入らせてくれと言えば、入って当然じゃないかなというふうなことは思ってます。

ただ、戦争をするために来るというふうな、これはお断りでございます。これは、港湾法でも、そういうものはだめですよということになっております。

だから、最初申しましたように、港湾法に基づいた重要港湾でございますから、法に基づいた形での処理がなされるのが、宿毛湾港の使い方というふうに、私自身は思っております。

それから、タッチアンドゴーの話が、まだ出ております。これは、去年の2回目の定例会でも言いましたように、非常に騒音がありますということは、知事からも聞いておりますし、以前、その前の防衛庁の方々も、非常な騒音だということは聞いております、ということは申し上げております。

だから、民間の方々から、これを誘致するのかしないのか、そういった要請があれば、調査もしますというふうに答えたわけでございます。

すごい騒音ということは、私も去年の防災訓練ですか、非常に騒音ということを体験をいたしました。ああいうものはいらないんじゃないかなというふうなことは、思いました。

タッチアンドゴーの概略を聞きましたら、12時間とか15時間とかいう、そういう長い間、すごい騒音がこの宿毛地域に発生するということでございますが、だから、宿毛市民の方は、それには絶対耐えられないんじゃないかなという思いは持っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、5番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

認定調査を行う際、家族や保護者がいないときに認定する、対象者が1人のときに認定調査を行っていると聞いていると。宿毛市では、どのような調査を行っているかとの質問でございますが、宿毛市における要介護認定のための調査は、原則として本人、家族等の了解のもと、予約により、日時、場所等を設定し、訪問しております。

その際、保健介護課担当職員や、宿毛市が委託した事業所のケアマネジャーが、認定調査員として基本調査項目、特記事項を本人及び家族、もしくは保護者などの立ち会いのもと、症状や体の状態、動作確認、また、ふだん、家族が行っている介護の状況などについて、聞き取りによる調査を行っております。

その際、調査不十分であれば、担当するヘルパー、ケアマネジャー等にも報告を求め、より詳細の調査を行っています。

ご家族や保護者の同席が難しい場合や、比較的要介護度が低い方の場合、これは認知症の症状がなく、体の状態など、しっかり意見を言える方などについては、おひとりの状態で調査する場合もありますが、体の状況など、はっきり言えない方については、後から家族の方や、利用しているヘルパーやデイサービス、担当のケアマネジャーにその方の症状、体の状況などについて確認しております。

認定調査に当たって、調査員は被保険者やご家族が、日常のあるがまま、状態を伝えられるような雰囲気づくりにも努力しております。

ご質問のような、適正な給付を妨げるような調査は、今まで行っておりませんし、今後も公平、公正な要介護認定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

介護保険については、先ほど、厚生省の内部文書でこういう考え方で厚生省は、今度の新認定基準を出したということについてお話しましたところ、市長の方から、自分たちは認定される人の立場を考えて、しっかりやっていると。こういうことがあること自体が問題だと、いうふうなことがあった。

この点においては、私と同じじゃないかと。厚生省が裏で、こういうことをやりよったこと自体に、私も大きな怒りもし、これをもとにして、市町村に押しつけているということについて、問題あるということで、これは先ほどの市長の答弁で、私も了解します。

それから、介護課長からお話あった部分につきましては、家族がおるときに、また連絡も取り合ってやって、本人の状態をきちんと把握するというふうに、これからもやっていくということですので、引き続き、宿毛市でもそういう心配をされる人がおりますので、おるときに来てもらいたいというふうなお話もございましたので、ここで取り上げさせていただきましたが、そういう努力をしてくれるということでございますので、それで了解といたします。

それから、定額給付金の問題につきましては、私は定額給付金そのものにも反対やけど、やはり不公平があつてはいかんという面で、取り上げたわけですね。

それで、市長お話ありましたように、宿毛ではDVで避難しちゅうきに、ドメスティックバイオレンスで避難しちゅうきに、私にも給付してくれんかという話がないきにやってないというお話をしましたね。

もし、そういう、きょうのテレビも見ている人もおるかもわかりません。被害に遭っているかもわかりませんが、そういう人は、当然、住民票も移さんずつ、夫、世帯主から身を隠しているという場合が多いです。その場合に、申請が来た場合には、受付するかどうかについて、再度お尋ねします。

きょうまでは来てなかつたきに、対策していないという話はわかりましたが、もしそういう申請があった場合、どうするかについてお聞きします。

それから、もう1つ、今の軍事的な問題については、市長の、私はそら全体を政治姿勢ということで聞いているわけで、この問題に対して、非常に疑問を持って取り組んでいる市長と、そうでない市長、全国的に市長も考え方いろいろありますのでね。

こういうことで、岩国市長も選挙の結果、ああいう、交代ということになったわけですので、それぞれの考え方で、市長というものは市を運営しているわけですので、答えられないという部分については、これ以上求めることはできないと。

なお、タッチアンドゴーについては、市長自身も、自分自身としては、そういう認識を持っているということでございますので、そのお話をについては了解いたしました。

なお、市長がお話のありました中で、1点だけお聞きします。

昨年の防災訓練のとき、Fファントム攻撃機、これが来た、騒音も大変だったということでお話ありました。これは、西の方の人、私も

何人かから聞きました。タッタアンドゴーいうたら、あれくらいやかましいんかいというお話がありましたが、私は、あの比ではないということで、話もしたわけです。

そのことはさておいて、防災訓練に何で爆撃機を来さないかんかったのか。もし市長が知つとしたら、教えてもらいたいと。だれが呼んだのか。ああいう爆撃機を防災訓練にFファンтом 4型ですかね、ああいうのを来さすようになったのはなぜなのか、わかつとしたら教えてもらいたい。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再々質問にお答えをいたします。

定額給付金で、ドメスティックバイオレンスに遭っているからという、来た場合どうするかということでございます。まだ来てないので、その対応、考えておりません。

ただ、私は、だからその、夫の、元というか、今の夫。戸籍上は今の夫ですね。その方が、全部、奥さんの分も取る、手に入るというのは、今の政府の方針でございます。

それを、じゃあ奥さんに行かないから、市のお金を、じゃあ出とか。それもおかしな話じゃないかなと、私自身は思っております。

だから、そのドメスティックバイオレンスがどういうものであるかとか、そこら辺、やっぱり来てみてもらわないと、相談していただきたいと、ちょっと対応が、いろんなケースがあるんじゃないかなと思うんですよね。

そういうところで、対応していかなきゃいけない。

自治体というのは、横並びが好きですから、あそこがやっているからこのとおりやらなきやいけないんじゃないとかいう話はあると思います。ただ、そこが本当にきちんと、ほかの自

治体みたいに、1万2,000円ですか、大人1人。それを市の単独費を出してあげなきゃいけないのかどうかの判断は、やっぱりお話、来た時に聞かざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、仮定の話、ちょっとこう、答えづらいかなというふうに思います。

まだその話、庁内でもいろいろ話し合っておりませんので、申しわけございませんが、こういう考え方をさせてもらいます。

それから、防災訓練に戦闘機が来たの、私、ちょっと県の防災訓練でございまして、訓練計画立てたのが県と国でございます。宿毛湾港を使います。

それで、県内でいろんなところを使って、毎年やっておりますので、その一環で、決まった計画を、我々は受け入れただけでございますので、そこの辺のことは、後で聞いたときに、あれは被害状況がどうであるかというのを見に来たような訓練だということは、チラッと聞きました。

事前に戦闘機が来るというとか、機種も私、余り覚えてないんですけど、そういうことは承知しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、先ほど、市長から、DV対策の問題についてお話ましたが、これについては、政府がこういうふうに、世帯主に払うと。こういう問題がある場合でも払うということを決めてしまったことにも、一番の問題があると、私は思うわけです。

また、市長の言うように、既に世帯で、世帯主が受け取ってしまっていると。また追加してという考え方もあるかもわかりません。しかし、困った人を救済するという立場で、他の市町村はやっているということですので、これから、

まだ議論していないということで、これから議論して、よその市でもそういうことをやっている。弱者救済ということをやっているということを念頭に置いて、今後、また検討していくいただきたいと、こういうことをお願いしまして、このことについては、返答を求めません。

それから、先ほどのFファントムにつきましては、ファントム爆撃機につきましては、市長、事前に聞いてなかったということでございますので、聞いてないものに尋ねても結果は出てきませんで、何しませんが、やはりこういう機会を使うて、軍事的練習をしつつあるという、私は、認識には立っているということです。

これについても、わかってないということで、これ以上に質問は求めません。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（寺田公一君） これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2「議案第13号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案いたしました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第13号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の平成21年6月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職員の支給率100分の67.5とは区別しまして、100分の70に改定するものでございます。

去る平成21年第2回宿毛市議会臨時会におきまして、一般職員の平成21年6月に支給する勤勉手当の支給率を、100分の72.5から100分の67.5に減率改定したところでございますが、医師の給与は、県職員の給与水

準に合わせる措置をとっておりまして、このたび、県職員の期末勤勉手当の支給率が確定しましたので、県職員との乖離が生じた勤勉手当のみを改定しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時40分 散会

平成21年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成21年6月17日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第13号まで

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第13号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼	
会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- · · ----- · · -----

午前10時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第13号まで」の13議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

今回、私が質疑をする内容は、本議会に提案されました議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）について、2点ほど質疑をいたしたいと存じます。

まず、初めはページ13ページ、第3款民生費の第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、13節委託料についてであります。

ふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業委託料として、849万9,000円が計上されておりますが、この事業内容につきましては、先の私の一般質問に答える中で、市長の方から、詳しくご説明をいただきましたので理解はいたしております。

本議会における一般質問の中においても、各種の助成金制度や、有利な補助制度を活用すべきではないか。そして、市民にも広く広報すべきとの質問もありました。

そういう中で、今回、県下で総額66億円で補助率100パーセントという、本当に地方自治体にとりましては願ってもないふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、本市においても実施しようとすることに対し、敬意を表します。

そこでお伺いいたしますが、この事業の目的は、地域の実情に応じた、創意工夫に基づいた

事業を実施し、失業者に対する地域における継続的な雇用機会、原則1年以上を創出するとなっておりますが、この事業を行うことによって、どれくらいの新規雇用が見込まれるのかお示しをいただきたいと思います。

そして、この事業の補助対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3カ年の事業であります。本市におきましては、10月からの実施を予定しております、実質2年6カ月であります。

委託先として、この事業の委託先として挙げられておりますのは、民間企業、NPO法人、その他の法人、または法人以外の団体となっております。

この委託先事業所の選定はどのような方法で行おうとしているのか、お伺いいたします。

次は、ページ17ページ、第10款教育費の第1項教育総務費、3目教育研究所費についてでありますけれども、9節の旅費以外、大幅に減額となっております。当初予算、4月に作成をして、わずか2カ月でこの事業が減額されるということは、私としては事業が中止をしたのではないかと疑義を感じますので、全体的な減額の理由について、お示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） おはようございます。福祉事務所長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、13ページ歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費、第13節委託料の849万9,000円について、お答えいたします。

ふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業委託料849万9,000円でございますが、この事業は、国から県へ交付されるふるさ

と雇用再生特別交付金により設置をいたしました高知県ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、あつたかふれあいセンター事業を、社会福祉法人等へ委託して実施をするものでございます。

これは、弘瀬老人憩の家を活用いたしまして、赤ちゃんからお年寄りまで、安心して利用のできる沖の島あつたかふれあいセンター、これは仮称でございますが、沖の島あつたかふれあいセンターを設置いたしまして、沖の島における失業者対策、介護予防、子育て支援、障害者の社会参加を一手に担える拠点施設を整備しようとするものでございます。

県の補助率10分の10以内でございまして、補助金は県から市町村に交付され、市町村から事業所へ委託料が支払われる流れとなります。

補助金の申請額は849万8,393円でございまして、このことにより、新たな地元雇用は3から4名を予定いたしております。

今後の予定といたしましては、7月中に地元への説明を行うとともに、委託事業所の一般公募を行い、その後、ハローワークを通じまして、求人募集を8月に行う予定でございます。

その後、10月から事業の開始を予定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 学校教育課長、4番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の17ページ、第10款教育費、1項教育総務費、3目教育研究所費の関係でございますけれども、当初予算に予算計上してわずか2カ月で大幅な減額をしているということについて、事業が中止になったのかということの減額の理由でございますけれども、

本教育研究所費の事業の内容でございますけれども、3つの事業からなっております。

基本的には、不登校、いじめ、あるいは児童虐待等のそういう問題事象について、3つの事業を導入することによって、対策をしていくこうということでございますけれども、8節の報償費、子どもと親の相談員報償費140万円につきましては、これは相談員を3名、委嘱をいたしまして、市内の4校、咸陽小学校、宿毛小学校、松田川小学校、山奈小学校でございますけれども、そちらに相談員を配置いたしまして、子ども、あるいは保護者の方からのいろいろな相談を受けて、適切なアドバイスなり、相談にのるという事業でございますけれども、当初予算の編成時におきまして、県の委託事業として行う予定となっていましたけれども、新年度、県が直接事業実施をするということになりました、140万円を全額減額をすると。それに伴いまして、9節の県委託費につきましても、減額をいたしております。

事業内容は、そのまま、その4校で全く同じ内容を行う予定ですけれども、事業主体が宿毛市から県へかわったということでございます。

それから、問題を抱える子ども等の自立支援事業の関係が、8節の報償費、それから11節、12節、9節もそうなんですけれども、減額になっております。

この減額につきましては、当初、この事業につきましては、183万6,000円、財源として県の委託金が180万円と一般財源3万6,000円で予算をいたしておりましたけれども、県の事業、予算の関係があったと思いますけれども、県からの内示が180万から117万円に減額されたことに伴いまして、各節の予算を調節させていただいたということでございます。

それから、同じく8節のスクールカウンセラ一報償費26万5,000円、これは増額とな

っておりますけれども、本事業につきましては、不登校、いじめ等対策小中連携事業という事業がございまして、これも教員を退職された方々を2名委嘱して取り組んでいる事業でございますけれども、この部分につきましては、財源調整をして、先ほどの問題を抱える子ども等の自立支援事業の減額によりまして、カウンセラーの回数が減っております。それに伴いまして、この不登校、いじめ等対策小中連携事業におきまして、需用費等を減額して、その報償費、カウンセラーの報償費を増額をさせていただいたということで、今回のトータルで203万円の減額予算になっておりますけれども、事業内容としてはそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、教育次長の方から、教育研究所費の説明をいただきました。

先ほど、私も言いましたように、中止をしたのかなという思いがしたわけですけれども、事業としては不登校、いじめ、虐待、重要な課題であるということで、事業としては継続をすることでお話がありましたので、確認をしておきます。

次に、ふるさと雇用再生あったかふれあいセンターの関係ですが、これについても一般質問でもし、また若干、不明な点については、今、質問をし、理解をいたしました。

先ほど言いましたように、補助事業、この23年度で終わるということではありますけれども、せっかくすばらしい、こういう事業でございますので、補助対象期間終了後も、何らかの方法で継続をしていただくよう、各段の努力をお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。

おはようございます。

お許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

私が質疑いたしますのは、本議会に提案されました議案第5号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算並びに議案第7号 平成21年度定期船事業特別会計補正予算及び議案第11号宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、この3件について質疑をいたします。

まず、議案第5号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算のページ14ページにある内容です。

第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、この中のふるさと雇用再生特別基金事業委託料、当初2,703万2,000円を計上しておりましたが、今回、576万円を追加することになっておりますが、その理由についてご説明、お願いします。

続きまして、その次のページ15ページ、第6款農林水産業費の第12項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金のところでございます。

宿毛市単独品目野菜価格安定事業負担金として190万円、そして宿毛市高品質果実生産モデル事業補助金として296万8,000円が、新たに追加されております。新たな事業として計画されております。

この内容につきまして、ご説明をお願いいたします。

続いて、同じ第6款第3項水産業費の2目水産業振興費、この19節負担金補助及び交付金のところで、宿毛市元気のできる総合補助金、これが1,250万円すべて減額になり、新たに宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金として、1,337万7,000円が計上されております。

この内容について、ご説明をお願いします。

続きまして、議案第7号別冊、平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算書7ページをお開きください。

第1款事業費、第1項事業費、1目運航費の中の7節賃金、これ臨時雇用賃金を132万円増額することになっておりますが、この時点で増額、なぜするようになったのか、この理由についてお尋ねいたします。

続きまして、条例案件について質問いたします。

議案書15ページ、議案第11号でございます。

これは宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてという内容で、中身は西町にある雇用促進住宅を、市が買い取った後の管理要綱を定めるものであります、その第8条、使用料の決定についてという内容があります。

この、今度、市が管理するようになりますと、家賃1戸当たり月額3万円、そして共益費月額2,000円、駐車場利用料1台につき1,000円となっております。

これにつきまして、公的に経営する内容として、3万円という金額が、私から見たら高いような気もするわけですが、この算定根拠について、ご説明願いたい。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ14ページをお開きください。

5款1項1目13節委託料576万円についてでございます。これは、備考にも書いておりますが、ふるさと雇用再生特別基金事業の認定

を受けまして、宿毛市のピーアール用として、これまでケーブルテレビで放映されておりました12巻と、沖の島本島、本年度、撮影を予定しておりますが、それをひとまとめにして、再撮影や再編集をし、宿毛市の魅力を凝縮して作成し、同時に雇用の創出を図ろうとして、委託しようとするものでございます。

質問の順番が違いますが、続きまして、議案第7号別冊、平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

ページ7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、第1款第1項第1目7節賃金の132万円についてでございますが、これは平成20年10月20日に、船員が交通事故に遭いまして、そのけがの回復がおもわしくないために、臨時雇用を6ヶ月分計上しようとするものでございます。

なお、加療並びにリハビリに努めておりましたが、平成21年5月29日に再手術をいたしまして、その加療のためでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ15ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の、まず宿毛市単独品目野菜価格安定事業負担金の内容でございますけれども、190万4,000円の内容でございますけれども、本事業は、県の基幹品目でありますミョウガの平均販売価格が保証基準を下回った場合に、その差額について一定の割合で生産者に対して価格差補償をして、交付するものです。

その場合、保証基準と平均販売価格の差額の80パーセントを乗じた額が、補償額となります。

保障期間は、平成21年度から23年度までの3年間で、対象出荷期間は、5月と6月が対象となっております。

今回、宿毛市の負担額は、基金造成額の6分の1負担となり、基金造成額1,142万2,000円の6分の1で、190万4,000円となります。

その他は、県と生産者がそれぞれ3分の1の380万7,000円を、JAが6分の1の190万4,000円を、それぞれが社団法人高知県青果物価格安定基金協会に納入するになっております。

なお、保障期間終了後に、基金の残額が出た場合には、返還されるようになっているようございます。

続きまして、宿毛市高品質果実生産モデル事業負担金296万8,000円の内容でございます。

この事業は、ブンタン農家、今回の場合は対象品目がブンタンとニイタカナシになっておりますけれども、宿毛市の場合、ブンタンでございますので、ブンタンを対象としたマルチ等の資材購入に要する経費を補助するものです。

事業効果といたしましては、果実の鮮度アップ、着色促進、スリップの忌避効果、それから抑草効果などがあると考えられています。

受益戸数は21戸で、面積は55.1ヘクタールの予定となっております。

全体事業費593万6,000円のうち、県補助金2分の1の296万8,000円を生産者組合へ補助するものです。

残りについては、生産者が2分の1負担となります。

続きまして、第6款農林水産業費、第3項水

産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の、宿毛市元気のための総合補助金と、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金の内容でございます。

まず、宿毛市元気のための総合補助金1,250万円の減額でございますけれども、当初予算作成時には、県の産業振興計画に伴う補助金内容が明確になっていなかったために、宿毛市元気のための総合補助金として提案をさせていただいておりましたが、今回、正式に補助事業名が決定しましたので、全額1,250万円の減額をするものです。

宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金1,337万7,000円の増額の内容です。

高知県元気のための総合補助金の名称変更したもので、当初予算では、全体事業費1,500万円のうち、県補助金2分の1の750万円と、市補助金3分の1の500万円、計1,250万円の既決をいたしましたが、今回、87万7,000円を増額し、全体事業費1,605万4,000円とし、県補助金も2分の1から3分の2に上乗せされまして、1,070万2,000円に、市補助金は6分の1の267万5,000円、計1,337万7,000円を提案させていただいております。

増額理由といたしましては、大型店舗への流通販売を促進するためには、キビナゴのバラ凍結も大量生産する必要があるのではないかと考えまして、水産加工用のセイロ500箱と、それから台車5台分の増額をさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第11号、15ページ、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて。

この中で、使用料の算定根拠についてのご質問でございます。

今回のこの条例につきましては、現在、住まわれておられる方、そして I ターン、 U ターン希望者の住宅用、そして宿毛市への進出企業の従業員の住宅用としても活用したいという中での管理条例を制定しようとしておるわけでございますが。

現在の、まず家賃をご説明をさせていただきますと、家賃が、現在、3万7,000円。それから、共益費が2,750円、駐車場が2,650円です。合計されますと4万2,400円という金額になっております。

今度、うちの方で、管理条例でやっているのが、家賃が3万円、共益費が2,000円、駐車場が1,000円というふうにご提案をしているわけでございますが、この家賃の決定に当たりましては、市内のアパート、マンションを14カ所調査もいたしました。そして、空き状況なんかも調査をいたしました。

まず、空き状況につきましては、結構、人口も減少しているという中で、かなり空き状況があるという状況でございます。

それから、この民間の家賃の状況を見まして、私どもが今回、家賃を決定するに当たっては、その家賃を、民間の方のアパート経営を圧迫するようなことにならない程度で、それでも安くした中で、運営をしていきたいという考え方で決定をさせていただいております。

以上、そういうことで決定をさせておりますので、よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質疑をいたします。

先ほどの予算関係のご説明をいただきましたが、これにつきましては、今の説明で十分、理解できました。

ご説明いただきました中で、農産物、水産業に対する支援を、今度、新たに組んだということで、私も一般質問でも、こういう農家に対する支援を求めてあったわけですが、こういったものが今回の中で組まれたということについては、一步前進というふうに思います。今後とも、そういう地元の農業を初め、こういった地元産業を支援する、こういった予算、大いに組んでいただきたいと思います。

あと、条例案件で、今、ご説明いただきましたが、ご説明いただきましたような市内業者に対する圧迫を与えないようにということで、3万円にしたということでございますが、公営住宅につきましては、一般的に所得が低い人、生活がなかなか厳しい人、こういう人が一般的に希望するというふうに、私は思っているわけでございます。

そういった面から見ると、西町も非常に、きのうの一般質問での議論にもありました、バスも行かんということで、不便だということもありますので、3万円という金額が市民感覚から見て高いんじゃないかなというふうに聞いてもいるわけです。

例えば、同じ、バスは行きませんが、橋上の住宅、あの場合はこれより安いんじゃないかなと思うわけでございます。私から見ると、平屋建ての橋上の住宅の方がずっと使いやすい。今度のアパートの場合、4階だったですかね、お年寄りの人が仮に入るようになったとしても、非常に入居生活に困難だと。そういうことを考えますと、橋上の住宅と比べてどうなんかと。

その橋上の住宅の内容について、との比較について、ちょっとわかるものがあればご説明願いたい。使用料ですね、利用料についてどうなのかという面ですね、ご説明願いたい。

以上、再質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君）　浅木議員の再質疑にお答えをいたします。

家賃が、橋上住宅なんかと比較しても高いんではないかというお話でございます。

橋上の家賃について、ちょっとご説明をさせていただきますと、11戸ございまして、平均をいたしますと2万4,000強という金額となっております。

この家賃につきましては、公営住宅、改良住宅、そういう住宅について、所得に応じた応能応益方式によって、市営住宅というのは、家賃を決定をいたしております。

それで、まだ、現在、この平均としては2万4,000円強でございますが、これが3万円以上の方も、所得が高くなればふえることもございます。現在のところは2万4,000円強というふうになっておりますので。

先ほども申し上げましたが、今回の賃貸住宅としての考え方として、公営住宅ではなくした中で、家賃設定を、Iターンとか、現在、住まわれている、おられる方、そういう方にに対して、今後も継続して住まわれるようにならないということで、家賃設定をしておりませんので、市営住宅の家賃設定は応能応益方式ということで、民間レベルの家賃も、当然、考慮しながら決定していくかなければならないという考え方で設定をしておりますので、決して高い金額ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君）　今、説明をいただきました。

私としては、市民から聞いてみて、これは今の設定3万円という金額は高いんじゃないかなということですが、一般質問ではございませんので、これ以上、議論してもいかんと思いますので。

説明は十分にわかりました。

以上で質疑は終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第10号から議案第13号まで」の4議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、6月18日及び6月19日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ご異議なしと認めます。

よって、6月18日及び6月19日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月18日から6月21日までの4日間は休会し、6月22日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

議案付託表

平成21年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (2 件)	議案第10号 議案第13号	議会の議決すべき事件に関する条例の制定について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について
産業厚生 常任委員会 (2 件)	議案第11号 議案第12号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定 について 財産の取得について

平成 21 年
第 2 回宿毛市議会定例会会議録第 5 号

1 議事日程

第 13 日（平成 21 年 6 月 22 日 月曜日）

午前 10 時 開議

第 1 議案第 1 号から議案第 13 号まで

（議案第 1 号から議案第 9 号まで、討論、表決）

（議案第 10 号から議案第 13 号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第 2 陳情第 12 号外 6 件

第 3 委員会調査について

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 号から議案第 13 号まで

日程第 2 陳情第 12 号外 6 件

日程第 3 委員会調査について

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	岡 崎 匠 介 君
総 務 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長	滝 本 節 君
税 務 課 長	山 下 哲 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	乾 均 君
産業振興課長	頼 田 達 彦 君
商工観光課長	津 野 元 三 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長	有 田 修 大 君
兼宿毛文教 センタ一所長	岡 村 好 知 君
学 校 給 食 センタ一所長	村 中 純 君
千 寿 園 長	小 野 正 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 居 利 充 君
選挙管理委員 会事務局長	

----- · · ----- · · -----

午後 1時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第13号まで」の13議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号及び議案第2号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第3号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入れます。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第4号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号から議案第9号まで」の5議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第5号から議案第9号まで」の5議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第5号から議案第9号まで」の5議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号から議案第13号まで」の4議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託されました議案の審査結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第10号及び13号の2議案であります。

議案第10号は、議会の議決すべき事件に関する条例の制定であります。

本案は、去る4月27日に宿毛市と四万十市の連名で定住自立圏構想に基づく中心市宣言書の調印を行うことに伴い、今後、関係周辺自治体と定住自立圏形成協定の締結等をする場合は、

地方自治法第96条第2項に基づく議会議決を経る必要があることから、その旨を規定する本条例を制定しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年6月に支給する沖の島へき地診療所に勤務する医師の勤勉手当の支給率を100分の72.5から100分の70に減率改定しようとするものであります。

以上2議案について、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査いたしました結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号及び議案第12号の2議案でございます。

議案第11号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域振興の一環として、Uターン、Iターン者向けの住宅を確保することとともに、宿毛市所有の公営住宅及び改良住宅の老朽化等に伴う代替住宅として、独立行政法人雇用能力開発機構が所有する雇用促進住宅を取得し、管理することに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

議案第12号は、財産の取得についてであります。

本案は、地域振興の一環として、転入者向け住宅を確保すること等の目的により、独立行政法人雇用能力開発機構が所有する雇用促進住宅を取得するに当たり、地方自治法第96条第1

項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上2議案につきまして、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適當と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

本委員会に付託されました議案について、ご報告を申し上げます。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第13号まで」の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第13号まで」の4議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第10号から議案第13号まで」の4議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第12号外6件」の7件を一括議題といたします。

これより「陳情第12号及び陳情第14号並びに陳情第17号、陳情第20号、陳情第22号、陳情第24号」の6件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第12号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について、陳情第14号「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書の提出について、陳情第17号派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について、陳情第24号「非核日本宣言」を求める意見書の提出についての4件であります。

陳情者の願意を考慮する中で、慎重に審査いたしました結果、いずれも賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員会に付託されました陳情の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第20号及び陳情第22号の2件であります。

陳情第20号は、浄化槽清掃許可、一般廃棄物収集運搬（し尿）の許可申請についてであります。

本陳情については、……………の浄化槽清掃、一般廃棄物収集運搬（し尿）の許可を宿毛市に対して求めるものであります。

担当課からし尿の処理量は年々減少しており、既存業者で十分対応ができるため、新規参入を認めないとのことでの、その法的根拠の説明も受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

陳情第22号は、地元建設業界並びに関連事業の振興についてであります。

本陳情については、文部科学省では、地域地震防災対策特別措置法を受け、学校施設の耐震化の促進に向けた緊急の支援措置が講じられており、地方公共団体においても、この取り組みが行われており、公共工事の確保と会員への優先発注、公的補助を行う民間工事への会員が優先参加ができるような仕組みづくりを求めるものである。

担当課から説明を受ける中で、慎重に審査した結果、会員が2社しかないこと、特定の業者に優先発注することを求める内容であることを考慮し、全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情について、報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第20号及び陳情第22号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第20号及び陳情第22号」の2件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第12号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第12号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第14号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第14号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第17号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第17号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第24号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木でございます。討論を行います。

陳情第24号について、不採択と決した委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、高知県の平和団体が、日本政府に対して非核日本宣言をするよう求める意見書の採択を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

内容は、64年前に広島と長崎で被爆を経験し、核兵器の恐怖を知る国として、核兵器廃絶の提唱と促進、核兵器を持たず、つくりず、持ち込ませずの非核三原則の遵守を改めて国連総会や日本の国会などで宣言すること。そして、この非核日本宣言を各国政府に通知し、核兵器のない世界にするために、共同の努力を呼びかけることを日本政府に求める意見書提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

1945年アメリカが我が国へ投下した原爆により、その年のうちに広島で約15万人、長崎で約7万人の人々の命が奪われ、約28万人が障害や病気で治療を要する状態となりました。

こうした核兵器の惨状を繰り返さないために、2000年5月の核不拡散条約再検討会議で、核保有5カ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、核廃絶への希望が持たれましたが、現在でも核兵器が世界で2万6,000発以上も存在しております。

核兵器保有大国であるアメリカは、前大統領のもとでは、核兵器による抑止論から、核兵器

の先制使用論までエスカレートさせ、核兵器使用の危機が高まっていました。

しかし、アメリカ国民が選んだ新大統領のオバマ氏は、4月5日のプラハでの演説で、核兵器のない世界を実現することを明言するとともに、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動すべき道義的責任があると述べました。

アメリカの核兵器政策が大きく転換したことを受け、ドイツの外相は、ドイツに残されている米国の核戦術兵器について、ドイツから撤去される措置をとりたいと語り、イギリスでは、核廃絶に向け、核兵器に依拠しない安全保障政策の具体化を検討しております。

世界が核兵器廃絶に動きつつある今日でも、日本政府の中曾根外相は、核抑止力を含む拡大の抑止、いわゆる核の傘論を説きました。

また、佐藤行雄元国連大使は、4月にワシントンで開かれた国際会議で、核の傘論や、核抑止の意義を強調、日本にとっての米国の核抑止の重要性は高まったと、核兵器存続の重要性を説き、批判を受けました。

こうした核兵器廃絶の流れが強まる中で、去る5月25日、北朝鮮が行った2回目の核実験は、東北アジア地域全体の平和と安全を脅かすとともに、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦であります。

今こそ北朝鮮の核兵器と核開発計画を放棄させる目的のために、国際社会が一致協力して行動し、最も効果的な措置をとることは当然であり、必要であります。

ところが、日本政府は、この核実験を行った北朝鮮政府に対して、公式な抗議もしておりません。しかも、一部では、敵地攻撃論や核武装論が出てくるなど、軍備拡大に利用しようとする動きもあります。

被爆国である日本の政府のこうした姿勢を改

め、全世界から核兵器をなくする方向での外交こそ、重要であります。

宿毛市議会としても、これまでの議会で核兵器全面禁止、核廃絶国際協定締結の促進、非核三原則の法制化を求める決議はしておりますが、核兵器を取り巻く情勢が変化しており、核兵器を廃絶して世界平和を求めるため、改めて陳情の趣旨を生かした決議をするべきであります。

皆さんのご賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第24号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第23号」については、総務文教常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下

委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月10日に開会しました今期定例会は、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただき、提案申し上げました13議案につきまして、それぞれ原案のとおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきましたかずかずの貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、今期定例会の直前に決定されました政府の補正予算でございます。この件につきましては、経済危機対策ということでございますので、実施計画をつくりまして、県や国との調整を図った上で、予算化をしてまいって、その後、議会の方にぜひご承認を願いたいと、このように考えておりますので、またご協力を願いたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、より一層の

ご指導、ご協力を賜りたいと、このように考えております。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康にはご留意をされまして、一層のご活躍をご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成21年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 野々下昌文

議員 有田都子

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 西郷典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第10号	議会の議決すべき事件に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 濱田陸紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第12号	財産の取得について	原案可決	適当

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 西郷典生

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第12号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第14号	「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第17号	派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第24号	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 濱田陸紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第20号	浄化槽清掃許可、一般廃棄物収集運搬（し尿）の許可申請について	不採択	不適当
第22号	地元建築業界及び関連事業の振興について	不採択	不適当

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第23号	海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年6月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年6月22日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表
平成 21 年第 2 回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	3番 野々下昌文君	1 教育行政について（市長、教育長） (1) 学校再編計画について (2) 宿毛市のスクールニューディールについて
2	4番 松浦英夫君	1 福祉行政について（市長） 2 離島振興計画について（市長） 3 消防本部の広域化計画について（市長）
3	1番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 国の一次補正に対する本市の取り組みについて (2) 第三セクター等改革推進債の活用について
4	8番 浦尻和伸君	1 大月町との交流について（市長） 2 新田の導流堤について（市長） 3 鵜来島のイノシシ対策及び振興について（市長、教育長）
5	6番 中平富宏君	1 中心市街地活性化事業について（市長） 2 公共交通機関（生活バス等）について（市長）
6	14番 中川 貢君	1 公共事業と雇用対策について（市長） 2 小・中学校の再編計画について（市長、教育長） 3 情報公開と宿毛市のホームページの充実について（市長）
7	2番 岡崎利久君	1 中小企業の助成金制度について（市長） 2 宿毛自然紀行について（市長）
8	10番 宮本有二君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 超高齢化社会における高齢者の仕事の場作りについて

9	5番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 介護保険について (2) 政府の経済危機対策への対応について (3) 宿毛湾の軍事利用をさせない施策について
---	-------------	---

平成21年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月22日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月22日	承 認
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて	6月22日	同 意
第 4 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	6月22日	同 意
第 5 号	平成21年度宿毛市一般会計補正予算について	6月22日	原案可決
第 6 号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補 正予算について	6月22日	原案可決
第 7 号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算 について	6月22日	原案可決
第 8 号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算 について	6月22日	原案可決
第 9 号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予 算について	6月22日	原案可決
第10号	議会の議決すべき事件に関する条例について	6月22日	原案可決
第11号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条 例の制定について	6月22日	原案可決
第12号	財産の取得について	6月22日	原案可決
第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について	6月22日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第12号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について	6月22日	不採択
第14号	「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書の提出について	6月22日	不採択
第17号	派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について	6月22日	不採択
第20号	浄化槽清掃許可、一般廃棄物収集運搬（し尿）の許可申請について	6月22日	不採択
第22号	地元建築業界及び関連事業の振興について	6月22日	不採択
第24号	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	6月22日	不採択